

平成23年第4回西予市議会定例会会期日程表

会期12月5日(月)～12月20日(火)

(会期16日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
12月 5日	月	本会議(開会)	・理事者提案説明 ・一般質問通告〳切(午後5時迄)
12月 6日	火	休 会	・議会運営委員会(午後)
12月 7日	水	本 会 議	・質疑・即決議案採決 ・委員会付託
12月 8日	木	常任委員会	
12月 9日	金	常任委員会	
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	常任委員会	
12月13日	火	常任委員会	
12月14日	水	本 会 議	・一般質問
12月15日	木	本 会 議	・一般質問
12月16日	金	本 会 議	・一般質問・討論通告〳切
12月17日	土	休 会	
12月18日	日	休 会	
12月19日	月	休 会	
12月20日	火	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成23年第4回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成23年12月5日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 会 平成23年12月5日
 午前10時00分
 1. 散 会 平成23年12月5日
 午前11時02分

1. 出 席 議 員

- 1 番 欠 員
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇 都 宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇 之 吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 欠 員
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会 議 録 署 名 議 員

- 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣

1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り

説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 森 英 二
 公 営 企 業 部 長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 河 野 敏 雅

- 総 務 企 画 部 長 宇 都 宮 又 重
 産 業 建 設 部 長 藤 中 彰
 生 活 福 祉 部 長 上 甲 憲 章
 教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 河 野 数 義
 城 川 支 所 長 福 原 純 一
 三 瓶 支 所 長 三 好 幸 二
 消 防 本 部 消 防 長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 井 上 謙 二
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企 画 調 整 課 長 宇 都 宮 松 夫
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

- 事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽 一 郎

1. 議 事 日 程 別 紙 の と お り

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 の と お り

1. 会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

議 事 日 程

1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

(13 番 森 川 一 義、14 番 藤 井 朝 廣)

2 会 期 の 決 定

(12 月 5 日 ～ 12 月 20 日 16 日 間)

3 議 案 第 104 号 西 予 市 田 園 ロ マ ン の 里 づ くり 基 金 条 例 制 定 に つ い て

議 案 第 105 号 西 予 市 体 育 施 設 整 備 基 金 条 例 制 定 に つ い て

議 案 第 106 号 ス ポ ー ツ 基 本 法 の 制 定 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 理 に 関 する 条 例 制 定 に つ い て

議 案 第 107 号 西 予 市 立 学 校 及 び 幼 稚 園 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て

議 案 第 108 号 西 予 市 乳 幼 児 医 療 費 助 成 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て

議 案 第 109 号 西 予 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て

- 4 議案第110号 平成23年度西予市一般会計補正予算(第4号)
- 5 議案第111号 平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第112号 平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第113号 平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第114号 平成23年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第115号 平成23年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)

- 議案第112号 平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第113号 平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第114号 平成23年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第115号 平成23年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第104号 西予市田園ロマンの里づくり基金条例制定について
- 議案第105号 西予市体育施設整備基金条例制定について
- 議案第106号 スポーツ基本法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第107号 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第108号 西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第109号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第110号 平成23年度西予市一般会計補正予算(第4号)
- 5 議案第111号 平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

開会 午前10時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。これより平成23年第4回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集のあいさつがあります。

三好市長。

○三好市長 皆さんおはようございます。

それでは、平成23年西予市議会第4回目の定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入り、早朝は氷点下にまで冷え込む日が多くなり、本地域もいよいよ冬将軍の季節が近づいてまいりました。

先日は、大相撲11月場所において21回目の優勝を果たされた横綱白鵬関と大関琴欧洲関を迎えて、160周年を記念する乙亥大相撲が盛大に開催されました。当日は、角界を代表する両力士を一目見ようと多くの方が詰めかけ、より一層にぎわいを見せた乙亥大相撲となり、本市ならではの地域行事が市内外の交流を生み、活力のあるまちづくりになったのではないかと考えております。

さて、ことしも残すところわずかになりましたが、振り返ってみれば、今年度は自然災害や異常気象の恐ろしさを見せつけられた年ではないかと思っております。1月当初から強い寒波が襲来し、日本列島に大雪をもたらしたかと思えば、下旬には南九州で新燃岳の噴火があり、大量の降雨が近年の農業、観光を初めとする地域経済に大き

な被害を与えたことは記憶に新しい出来事であり
ます。

3月には東北地方で1000年に1回といわれ
るあの強大な地震と津波が発生し、多くのとう
とい命を奪い、岩手、宮城、福島の沿岸地域に破壊
的な被害のつめ跡を残し、人々を震撼させる大災
害となりました。さらに、津波により引き起こさ
れました原発事故は世界じゅうを巻き起こして、
脱原発と再生エネルギーのあり方を問いかける大
変な災害となり、今なお事故収束に向けた懸命な
取り組みがなされておるところでございます。

また、9月上旬の台風12号は紀州半島を中心
に豪雨をもたらし、死者、行方不明が90人を超
え、平成になって最も大きな被害をもたらしまし
た。

世界に目を移せば、タイの大洪水、インドネシ
ア半島に上陸した台風による大量の降雨が原因の
ようございまして、温暖化による異常気象と予
期もしなかった災害を前に、自然に対する畏敬の
念を持ちつつ、将来の地域環境を考えられた1年
でありました。

ところで、この洪水の報道を通じ、タイには想
定以上に多くの企業が進出している実態も知らせ
たのではないのでしょうか。その数は中小企業を含
めて約6,200社に上り、31万人の地元雇用
を生み出しているようであります。工業団地の水
害報道でありましたが、製造業の海外移転、言い
かえれば国内の雇用の空洞化を警戒している報道
に見えなくもありません。東日本大震災による被
害で部品のサプライ・チェーンが寸断される被害
からようやく立ち直った日本の企業が、タイの洪
水で再びサプライ・チェーン寸断に追い込まれ、
減産を強いられた現実に、複雑な思いがいたしま
す。

以前から心配いたしましたヨーロッパの金融危
機は、ここに来てとうとう域内の経済大国である
イタリア、スペインにまで波及する一方、先進諸
国の低金利政策で新興国にはけ口を求めたが、多
額の資金がリスクを恐れて新興国から流れ出し始
めているようであります。世界中が金余りなのに
貸し渋りが起きている、バブル時代の日本を思い
起こすような事態となっておりますが、政府にお
いてはどうか適切な対応を講じ、国内の雇用を守
っていただきたいと切に願っているところであり
ます。

今年度、市におきましては、かねてから懸案事
項でありました新庁舎を竣工できましたことは、
本庁支所方式によるより機能的な組織体制が構築
できることから、行政事務の効率化が図れ、市民
サービスの向上につながる記念すべき1年でござ
いました。これもひとえに議員各位のご理解、ご
支援のたまものと存じております。ここに衷心よ
り厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会でございますが、条例制定3
件、同改正3件、補正予算6件など、合計12件
を上程し、ご審議をお願い申し上げるものでござ
います。

また、今回から一般質問に新たな手法が取り入
れられるようございまして、趣旨を尊重し、こ
れまで以上に真摯にお答えいたしたいと思いま
す。

なお、議案等の提案理由につきましては上程の
際にご説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審
議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上
げまして、簡単でございますが、招集のごあいさ
つといたします。よろしく申し上げます。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告
及び例月出納検査報告書は、お手元に配付のと
おりでありますので、お目通しをお願いいたしま
す。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであ
ります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名
を行います。

今回の会議録署名議員に13番森川一義君、1
4番藤井朝廣君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題と
いたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から12月20日までの1
6日間といたしたいと思っております。これにご異議あ
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の
会期は、本日から12月20日までの16日間と
決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、議案第104号「西予市田園ロマンの里づくり基金条例制定について」から議案第109号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第104号「西予市田園ロマンの里づくり基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

宇和盆地は、広大な水田が保全され、ため池や水路、背後の2次林などが有機的に連続する多様な自然環境を形成しており、ツル類や国の特別天然記念物であるコウノトリが自然に飛来してくる貴重な地域となっております。ツルやコウノトリは生物多様性の指標になると言われ、本市はこのことの意義を認識し、えさ場やねぐらなどの自然環境の保全、住民の理解や協力など社会環境の整備を図り、ツルやコウノトリも住める、人にとってすばらしい環境を総合的に推進したいと考えております。

しかしながら、環境への取り組みが成果を得るためには、活動が持続され、広がっていくことが必要であるため、基金を新たに設定することといたしました。

本条例は、その効果的な運用を図るため、地方自治法第241条の規定に基づき制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 議案第105号「西予市体育施設整備基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、平成19年に西予市スポーツ振興計画を策定し、市民のスポーツ実施率を向上させることで、元気で健康なまちづくりを推進することとしており、市民が安全に利用できる体育施設の維持管理に努めているところでございます。

しかしながら、本市の体育施設については老朽化が進んでいるため、スポーツ振興の充実を図るためには体育施設の拡充、整備、修繕が必要不可

欠な状況となっております。

また、平成29年度には愛媛県において第72回国民体育大会の開催が予定されており、本市においては成年女子ソフトボール及び相撲の開催地として内定されていることから、国体開催地として全国からの選手団を迎え入れる環境整備も必要となっております。

つきましては、今後必要となる体育施設の整備等に係る基金を新たに設け、その効果的な運用を図るため、地方自治法第241条の規定に基づき本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第106号「スポーツ基本法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、スポーツ振興法がスポーツ基本法に全面改正されたことに伴い、関係条例の整備を行うものであります。

スポーツ振興法は、1961年、東京オリンピックの開催を控えて制定されたもので、施設整備等に主眼が置かれておりましたが、今回スポーツ基本法が施行され、スポーツに関する施策の基本となる事項が時代に則したものに改められたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

本条例により整備を行った関係条例は、西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、西予市立学校施設の開放に関する条例、西予市社会体育施設条例、西予市宇和運動公園条例及び西予市営球場条例となっております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第107号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由をご説明申し上げます。

社会情勢の変化や過疎化、少子化の進展に伴い、児童数の急激な減少などを背景とした学校教育の諸課題に適切に対応し、本市の教育が将来に向けて確固たる基盤を築き発展するために、市及び教育委員会では平成21年10月に西予市小学校再編計画を策定したところでございます。

三瓶地区においては、再編計画に基づき平成22年4月に下泊小学校を段階的に蔵貫小学校へ統合し、同年8月、PTA関係者や地域の方々で組

織する三瓶地区小学校再編推進委員会を設置し、協議を進めてまいりました。

その結果、現三瓶小学校の耐震化による校舎建設時期を考慮し、再編推進委員会において統合の時期、場所及び学校名の3本の柱について十分な協議、検討がなされ、平成26年4月1日より新設される三瓶小学校へ統合することで同意を得ましたので、本条例の一部を改正するものではありません。

統合校舎の建設費については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づき国の負担が定められておりますが、同施行令の規定により、国庫負担事業申請前に新築または増築する学校の統合について、条例またはこれに基づく規則により定めておく必要があることから、今回改正させていただくものであります。

また、本条例の一部改正に伴い、西予市立学校施設の開放に関する条例も所要の改正を行っております。

なお、学校施設の跡地利用につきましては、全市的な課題として協議検討を重ね、財産処分等の必要な手続を進めていく計画であります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第108号「西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の子育て支援は、西予市総合計画及び西予市次世代育成支援行動計画の後期計画により、子供を産み育てることに夢と希望が持てるまち西予を基本理念とし、安心して子育てができる環境づくりを基本目標として取り組んでいるところであります。

現在の西予市乳幼児医療費助成制度では、小学校就学前までの乳幼児に対する入院及び通院に係る医療費について、市単独事業として平成20年度より無料化をしております。近年、長引く景気の低迷により、子供の医療費は保護者にとって大きな負担となっていることから、県内各市町とも中学校修了までの医療費の無料化を目指しており、平成23年4月現在、県内20市町のうち9市町が中学校就学前入院の無料化を実施している

ところでございます。

今回の改正は、このような状況を踏まえ、平成24年度から助成対象を中学校就学前児童の入院に対する医療費まで拡大し、保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整えるため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第109号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成24年4月より俵津診療所の診療科目から医科を廃止し、歯科出張診療のみを行うことに伴う名称変更によるものでございます。

なお、俵津地区における診療体制につきましては、平成24年4月から医療法人ゆうの森に俵津診療所施設の一部を貸与し、医療サービスが提供される予定になっております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第110号「平成23年度西予市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第110号「平成23年度西予市一般会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、国、県の来年度予算編成の動向と本市の予算編成方針を3月定例議会で本格的にご審議をいただく前に、一言触れさせていただきたいと存じます。

先月21日に東日本大震災からの本格復興に向けた総額1兆2千億円の第3次補正予算が成立し、来年度当初予算編成が本格化しておりますが、東日本大震災及び急速な円高の進行を含め世界的な金融経済危機という2つの大きな危機に直面するとともに、予算要求総額が98.5兆円と過去最大となっており、例年にも増して厳しい国の予算編成を迎えております。

こうした中、財政運営戦略に定められた財政健全化目標の達成に向けた取り組みを着実に進めて

いく必要があることから、歳出面で基礎的財政支出予算経費について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の規模を実質的に上回らないよう、できる限り抑制に努めるとして、無駄遣いの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じて、歳出全般にわたる改正に全力を挙げ、それにより確保された財源を用いて、再生に向けてより効果の高い施策に予算を重点配分する組み替え基準を定めております。

しかしながら、国の基本方針や財政状況の悪化等に伴う地方財政に及ぼす影響は不透明な部分が多く、見通しが困難な状況であります。

また、地方財政計画における地方交付税については、自治体に配分する出口ベースで対前年度比1.6%減の17.1兆円となっており、さらに公務員予算の公務員給与の引き下げに伴う配分額の縮小も考えられるなど、財政再建を重視する野田新政権にあって、地方自治体に対して厳しい内容の調整が予想されており、地方財源の確保を強く要望してまいりたいと考えております。

一方、愛媛県においても、来年度予算編成方針におきまして、危機的な財政状況を背景に、一般財源の公共事業費を10%削減するなど、3年ぶりの厳しい概算要求基準を果たし、財政健全化に取り組む姿勢が示されております。

県営道路事業負担金事業やがけ崩れ防災対策事業等の縮小や補助金削減などの影響を懸念しているところであります。

さて、本市の来年度予算編成におきましては、そうした国、県の動きを的確に把握するとともに、誇れる愛着を持てる西予市づくりを基本理念として、市長マニフェスト2008の評価結果を踏まえながら、市の財政状況を直視した上で、持続可能な財政構造を構築する手法を取り入れたので、次の3つの基本方針により取りまとめたいと考えております。

1つ目は、合併後10年間のまちづくりの基本方針となる西予市総合計画を推進する予算として、来年度は仕上げの時期に差し加えることから、従来の取り組みを見きわめまして、地域防災体制の整備やジオパーク構想の推進、愛媛国体の推進など、新たな課題に対しまして17の重点項目を定め、積極的に施策の推進を図りたいと考えております。

2つ目は、経済状況に適切に対応する予算とし

て、主産業である農林水産業の低迷やリーマン・ショック以降の急激な景気後退により地域経済が疲弊している現状を踏まえて、国の平成23年度補正予算において計上されました防災減災等の施策経費や円高への総合的対策経費等を活用するとともに、地域の実態と将来を見据えた効果的かつ速効性のある施策の推進により、地域経済の下支えを切れ目なく行いたいと考えております。

3つ目は、厳しい財政状況の中、効率的な財政運営を行う予算として、平成18年度より取り組んでいる行政評価システムにより、施策枠予算編成の継続的な運営を行い、全職員の施策予算の考え方と市の財政状況を十分に理解し、総合的、横断的に厳しい調整、選択を行い、枠予算を厳守することにより、健全財政の維持に努めたいと考えております。

すべての市民が西予市の将来に夢を抱き、自然と共生する快適で安全なまちづくりを確実に推進できる予算となるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回の補正予算でございますが、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ8億6,907万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を257億6,409万2,000円と定めるものでございます。

今回の補正につきましては、6月の梅雨前線豪雨及び9月の台風15号による災害復旧事業、野村小学校南校舎改築事業、田園ロマンの里づくり基金事業、体育施設整備基金事業、そのほか早急に対処すべき課題を中心として計上しております。

その主な内容でございますが、まずは総務費につきましては、平成24年5月15日任期満了に伴う西予市長選挙及び西予市議会議員選挙に係る経費、財団法人宇和町住宅協会の解散による残余財産の寄附を活用しての土地開発公社運営補助金を計上しております。総額で1億8,206万7,000円となっております。

次に、民生費では、新体系サービスへの移行によるサービス利用者の増等に伴う障害者自立支援給付負担金を計上しております。総額で4,423万9,000円となっております。

次に、衛生費では、地域医療の現状、将来の医療体制、医学生発掘のための教育支援等について

意見交換を行う医師及び医学生の交流会敬作とおいねの会に係る宇和病院事業会計繰出金を計上しております。総額で1,477万8,000円となっております。

次に、農林水産業費では、関地池、山田大池、松蔭池、竜沢寺池のハザードマップ作成を支援するため、愛媛県が先行して行う下流浸水被害想定区域図作成に係る負担金を計上しております。総額で414万9,000円の減額となっております。

次に、商工費では、新庁舎落成記念並びに宇和文化会館開設20周年記念の事業として取り組むテレビ番組開運なんでも鑑定団の公開収録に係る経費を計上しております。総額で84万円となっております。

次に、土木費では、事業量増加に伴う県営道路事業負担金を計上しております。総額で6,766万9,000円となっております。

次に、消防費では、明浜、高山地区における海岸地域住民の津波に対する意識啓発及び津波発生時に避難の目安となる海拔表示等の製作、設置に係る経費を計上しております。総額で255万2,000円の減額となっております。

次に、教育費では、小学校耐震化に係る経費、野村地区の小学校再編計画にあわせて実施する野村小学校南校舎改築事業に係る経費、重要伝統的建造物群保存地区内における市指定有形文化財旧卯之町庄屋敷の鳥居門及び御成門に係る土地購入に係る経費を計上しております。総額で3,417万2,000円となっております。

次に、災害復旧費では、6月の梅雨前線豪雨及び9月の台風15号による農地、農業用施設、林業用施設、道路、橋梁、河川の災害復旧費を計上しております。総額で9,985万1,000円となっております。

次に、諸支出金では、財団法人宇和町住宅協会の解散による残余財産の寄附金を活用して、西予市に飛来するツルやコウノトリと人が共生できる環境づくりを推進するための田園ロマンの里づくり基金及び平成29年度に開催予定の愛媛国体に伴う会場整備や体育施設の拡充整備に要する経費の財源とするため、体育施設整備基金を新たに設置し、積み立てを行っております。また、合併特例債による地域振興基金積み立てを行っております。総額で4億3,043万4,000円となつ

ております。

以上、歳出予算の概要でございましたが、続きまして歳入予算についてご説明いたします。

まず、国庫負担金では、障害者自立支援給付金国庫負担金、台風15号に係る災害復旧費国庫負担金を計上しております。

国庫補助金では、小学校耐震化事業等に伴う学校建設費国庫補助金、重要伝統的建造物群保存地区国庫補助金を計上しております。

県補助金では、惣川小学校教育用パソコン整備に係る電源立地地域対策交付金事業費県補助金を計上しております。

次に、寄附金では、財団法人宇和町住宅協会解散に係る残余財産の寄附として2億9,693万4,000円を計上しております。

次に、市債では、総務費において合併特例債による地域振興基金事業、教育債において三瓶小学校新築事業に係る減額及び野村小学校南校舎改築事業に係る増額、災害復旧事業債において6月の梅雨前線豪雨及び9月の台風15号に係るものを計上しております。

この上で、歳出に不足します財源措置としまして、財政調整基金2億1,473万7,000円の繰り入れを行っております。

以上が主な歳出となっております。

また、債務負担行為において、平成24年度の議会だより印刷製本費、市長選挙事業に係るポスター掲示場作成等委託事業、市議会議員選挙事業に係るポスター掲示場作成等委託事業、広報せいよ印刷製本費の設定を行っております。

以上ご説明いたしました。詳細な点につきましては担当課長から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 宗財政課長。

○宗財政課長 それでは、予算書に沿いまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳出につきましてご説明をいたします。

16ページをお開き願います。

2款1項22目19節土地開発公社補助金1億6,843万5,000円ですが、本年3月28日に解散しました財団法人宇和町住宅協会の残余財産に係る寄附金を活用して、土地開発公

社業務の健全な運営と公共用地の円滑な取得を図るため、補助金を交付するものであります。

22ページをお開き願います。

4款5項1目宇和病院事業会計繰り出し事業172万7,000円ではありますが、このうち西予市出身等の医師及び医学生を対象に、地域医療の現状や将来の医療体制などについて意見交換を行う敬作とおイネの会開催に係る経費として67万円を繰り出しております。

なお、財源は過疎地域自立促進特別金を充当しております。

23ページ、6款1項5目19節ため池ハザードマップ作成緊急支援事業負担金140万円ではありますが、市、町が実施するため池ハザードマップ作成を支援するため、愛媛県が先行して行う震度5弱以上で点検が必要な貯水量10万トンを超える宇和町の関地池、山田大池、松蔭池、城川町の竜沢寺池のため池下流浸水被害想定区域図作成に係る負担金であります。これをもとに来年度にハザードマップを作成する計画となっております。

2項2目19節有害鳥獣捕獲補助金300万円ではありますが、イノシシ等の有害鳥獣のこれまでの捕獲実績により、今回追加を行うものであります。イノシシの捕獲実績につきましては、昨年度の1,018頭に対し、今年度10月末現在で既に1,146頭が捕獲されております。

26ページをお開き願います。

8款2項1目19節県営道路事業負担金2,057万円ではありますが、愛媛県の地震防災関連道路緊急整備事業で実施される道路19カ所及び生活道路改良整備事業で実施される道路3カ所の改良工事の7%分に当たる負担金を追加計上するものであります。

2項3目道路新設改良費1,660万円ではありますが、社会資本整備総合交付金の追加内示による野村町の市道本町中村線舗装及び新病院建設に関連する宇和町の市道中川地区137号線改良に係る測量設計を委託するものであります。

28ページをお開き願います。

9款1項4目災害用備蓄物資整備事業136万4,000円ではありますが、東日本大震災の支援物資として提供した毛布などの災害用備蓄物資を補充するための経費を計上するものであります。

同じく、防災対策啓発活動事業26万7,00

0円ではありますが、明浜町高山地区において津波に対する意識啓発及び津波発生時に避難の目安となる海拔表示板の形状や設置場所などを検討するため、電柱及び公共施設等への設置に係る経費を計上するもので、平成25年度までに明浜町、三瓶町の海岸地域全域に設置する計画であります。

29ページ、10款2項3目野村小学校南校舎改築事業1,576万2,000円ではありますが、野村地区の小学校再編計画にあわせて耐震診断の結果、建てかえが必要とされた野村小学校南校舎の解体、地質調査、設計に係る経費を計上するものであります。

31ページをお開き願います。

10款6項4目重要伝統的建造物群保存地区推進事業1,240万3,000円ではありますが、保存地区内にある市指定有形文化財の旧卯之町庄屋屋敷の鳥居門及び御成門の保存活用を目的として、建物に係る土地約215平米を購入する経費を計上するものであります。

なお、建造物につきましては無償譲渡されることになっております。

11款1項1目農地災害復旧事業3,985万8,000円ではありますが、9月16日から21日にかけての台風15号により被災した農地37カ所の復旧に係る経費を計上するものであります。内訳としまして、国庫補助分が宇和町2カ所、野村町3カ所、城川町4カ所、市単独分が宇和町2カ所、野村町12カ所、城川町14カ所となっております。

32ページをお開き願います。

1項2目農業用施設災害復旧事業1,851万9,000円ではありますが、6月19日から21日にかけての梅雨前線豪雨及び台風15号による農業用施設45カ所の復旧に係る経費を計上するものであります。内訳としまして、国庫補助分が宇和町1カ所、城川町1カ所、市単独分が明浜町14カ所、宇和町7カ所、野村町7カ所、城川町13カ所、三瓶町2カ所となっております。

33ページ、1項3目林業用施設災害復旧事業745万4,000円ではありますが、同じく林業用施設35カ所の復旧に係る経費を計上するものであります。

34ページをお開き願います。

6項1目道路橋梁河川災害復旧事業3,027万6,000円ではありますが、台風15号により

被災した道路、橋梁、河川46カ所の復旧に係る経費を計上するものであります。内訳としまして、国庫補助事業が宇和町1カ所、明浜町1カ所、野村町1カ所、三瓶町1カ所、市単独事業が宇和町10カ所、明浜町1カ所、野村町11カ所、城川町20カ所となっております。

35ページ、13款2項1目西予市地域振興基金事業3億2万1,000円ではありますが、合併特例債を活用して積み立てを行うものであります。

同じく、田園ロマンの里づくり基金事業3,000万円、体育施設整備基金事業1億円ではありますが、財団法人宇和町住宅協会の残余財産の寄附金を活用して新たに基金を設置し、積み立てを行うものであります。

次に、歳入につきまして説明をいたします。

予算書は、戻りまして9ページをお開き願います。

11款2項1目2節児童福祉費負担金2,100万円の減額ではありますが、本年4月からの保育料見直し、入所児童数の減少等による保護者負担金の減額調整を行うものでございます。

10ページをお開き願います。

13款2項7目1節小学校費国庫補助金4,720万2,000円ではありますが、三瓶小学校改築事業及び中川小学校校舎、石城小学校校舎、屋内運動場、野村小学校本校舎、北校舎の耐震化事業、国の23年度第1次補正予算により事業計画を前倒して実施する高山小学校屋内運動場、溪筋小学校校舎、土居小学校屋内運動場の耐震化事業に係る学校建設費国庫補助金の増額でございませう。

14ページをお開き願います。

17款6項1目公営企業会計繰入金280万円ではありますが、上水道施設整備において一般会計で出資債を借り、上水道事業会計に出資しており、その出資に対する利益譲与納付金でございませう。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第111号「平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」から議案第115号「平成23年度

西予市病院事業会計補正予算(第3号)」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第111号「平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、高額療養費貸し付けの件数増に伴う貸付金及び貸付収入の増額、平成22年度実績確定による特定健診保健指導負担金返還金の計上であります。

歳出では、保険事業費の高額療養費貸付金30万円、諸支出金の償還金156万4,000円をそれぞれ増額し、予備費を156万4,000円減額いたしました。

歳入では、諸収入の高額療養費貸付金収入を30万円増額いたしました。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ30万円を増額し、事業勘定歳入歳出予算の総額を59億938万2,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてですが、補正の主な内容は、診療所の改修に伴う工事請負費及び備品購入費の計上、診療体制変更に伴う賃金等の調整、実績見込みによる医療材料費及び診療収入の増額等であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

俵津診療所の歳出では、一般管理費の賃金525万円、旅費107万2,000円をそれぞれ減額し、修繕料27万8,000円、医療廃棄物処理委託料6万6,000円、工事請負費718万2,000円、医業費の医療用機械器具借り上げ料92万4,000円、医薬材料費75万円、医療検査委託料15万円をそれぞれ増額いたしました。歳入では、診療収入203万8,000円、一般会計繰入金99万円をそれぞれ増額し、歳入歳出予算の総額を6,849万2,000円といたしました。

狩江診療所の歳出では、一般管理費の修繕料20万円、医業費の医療用機械器具費3万1,000円をそれぞれ増額いたしました。歳入では、一

般会計繰入金を23万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6,776万8,000円といたしました。

次に、高山診療所の歳出では、一般管理費の修繕料22万6,000円、医業費の修繕料32万4,000円、加工用原材料費40万円をそれぞれ増額いたしました。歳入では、一般会計繰入金を95万円増額し、歳入歳出予算の総額を1億105万3,000円といたしました。

次に、惣川診療所の歳出では、施設改築費の手数料2万円、備品購入費257万3,000円をそれぞれ増額いたしました。歳入では、一般会計繰入金を259万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を3,321万8,000円といたしました。

次に、土居診療所の歳出では、医業費の医薬材料費を950万円増額いたしました。歳入では、診療収入816万円、一般会計繰入金134万円をそれぞれ増額し、歳入歳出予算の総額を1億3,236万7,000円といたしました。

続きまして、議案第112号「平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、臨時職員の雇用に伴う賃金の増額と、それに伴い一般会計繰入金を増額するものであり、歳入歳出それぞれ25万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を49億3,741万3,000円といたしました。内訳としまして、歳出では総務費の介護認定審査会費で介護認定調査を行う臨時職員の雇用に伴います賃金を25万1,000円増額し、歳入では一般会計繰入金を25万1,000円増額をいたしました。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第113号「平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、前年度事業実施分の消費税還付金の確定及び社会資本整備総合交付金対象事業費の追加配分に伴い、宇和处理区の事業内容を変更するもので、歳入歳出予算にそれぞれ

2,000万円を増額し、歳入歳出予算を11億4,548万8,000円と定めるものであります。歳出では、事業費の施設整備費で工事請負費2,000万円を増額するものであります。歳入につきましては、国庫支出金1,000万円、消費税還付金386万5,000円、市債900万円をそれぞれ増額し、一般会計繰入金286万5,000円を減額いたしております。

なお、今回の補正では、地方債の限度額の増額に伴います地方債補正を行っております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第114号「平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、明浜上水道におきまして、老朽化した送水管の突発的な修繕費を補正するものであります。

1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出では、収益的支出のみを補正するものであり、営業費用45万7,000円を増額しまして、総額を6億683万1,000円といたしております。

議案第115号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、新病院の建設事業に係る医師住宅の設計監理業務に関する経費及び本市における医師と医学生の交流会に関する経費を増額するものであります。

第2条の収益的支出につきましては、宇和病院のホームページ更新委託料と医師や看護師と職員の研究研修旅費など合わせまして、医業費用を292万3,000円増額し、収益的支出の総額を29億8,334万7,000円といたしております。

第3条の資本的収入につきましては、新病院建築に伴う出資金として172万7,000円を増額し、医師住宅設計業務委託料の財源として企業債660万円を増額いたしました。これにより、資本的収入の総額を2億8,643万1,000円といたしております。

また、資本的支出につきましては、新病院建設事業に係る人件費及び事務費の不足分105万5,000円を増額し、医師住宅建築に係る設計業務委託料として660万2,000円を新たに計上いたしました。さらに、医師及び医学生を対象に、本市における地域医療の現状や将来の医療体制等について意見交換を行うことを目的とする交流会敬作とおイネの会の経費として67万円を新たに計上いたしました。これにより、建設改良費を832万7,000円増額し、資本的支出の総額を4億9,912万3,000円といたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

12月7日は午前9時から質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時02分

平成23年第4回西予市議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 平成23年12月7日
 1. 招集の場所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成23年12月7日
 午前 9時00分
 1. 散 会 平成23年12月7日
 午前10時54分

1. 出席議員

- 1番 欠 員
 2番 二宮 一朗
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 欠 員
 24番 坂本 隆重

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条により
 説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二
 副市長 九鬼 則夫
 教 育 長 森 英二
 公営企業部長 松山 一郎
 会 計 管 理 者 河野 敏雅
 総務企画部長 宇都宮 又重
 産業建設部長 藤中 彰
 生活福祉部長 上甲 憲章

- 教 育 部 長 兵頭 三樹
 明浜支所長 平田 與輝
 野村支所長 河野 数義
 城川支所長 福原 純一
 三瓶支所長 三好 幸二
 消防本部消防長 清水 敏昭
 総務課長 井上 謙二
 財政課長 宗 正弘
 企画調整課長 宇都宮 松夫
 監査委員 正司 哲浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局 局長 上田 甚正
 議事係 佐藤 陽一郎

1. 議事日程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第104号 西予市田園ロマンの里づくり基金条例制定について
 議案第105号 西予市体育施設整備基金条例制定について
 議案第106号 スポーツ基本法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
 議案第107号 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
 議案第108号 西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
 議案第109号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
 2 議案第110号 平成23年度西予市一般会計補正予算（第4号）
 議案第111号 平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第112号 平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算

- (第3号)
- 議案第113号 平成23年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算(第3号)
- 議案第114号 平成23年度西予市上水
道事業会計補正予算(第
3号)
- 議案第115号 平成23年度西予市病院
事業会計補正予算(第3
号)
- 3 陳情第 5号 大規模自然災害に対する
防災対策など、住民の安
心・安全を支える行政サ
ービスの体制・機能の充
実を求める陳情書
- 陳情第 6号 原発をなくし、再生可能
な自然エネルギーへの転
換を求める陳情書
- 4 要請第 1号 「地域主権改革」に関す
る要請書

本日の会議に付した事件

- 1 議案第104号 西予市田園ロマンの里づ
くり基金条例制定につ
いて
- 議案第105号 西予市体育施設整備基金
条例制定について
- 議案第106号 スポーツ基本法の制定に
伴う関係条例の整理に
関する条例制定について
- 議案第107号 西予市立学校及び幼稚園
設置条例の一部を改正す
る条例制定について
- 議案第108号 西予市乳幼児医療費助成
条例の一部を改正する条
例制定について
- 議案第109号 西予市国民健康保険診療
所条例の一部を改正する
条例制定について
- 2 議案第110号 平成23年度西予市一般
会計補正予算(第4号)
- 議案第111号 平成23年度西予市国民
健康保険特別会計補正予

- 算(第3号)
- 議案第112号 平成23年度西予市介護
保険特別会計補正予算
(第3号)
- 議案第113号 平成23年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算(第3号)
- 議案第114号 平成23年度西予市上水
道事業会計補正予算(第
3号)
- 議案第115号 平成23年度西予市病院
事業会計補正予算(第3
号)
- 3 陳情第 5号 大規模自然災害に対する
防災対策など、住民の安
心・安全を支える行政サ
ービスの体制・機能の充
実を求める陳情書
- 陳情第 6号 原発をなくし、再生可能
な自然エネルギーへの転
換を求める陳情書
- 4 要請第 1号 「地域主権改革」に関す
る要請書

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから日程順に質疑を行います。質疑は大綱のみの質疑に願います。

(日程1)

○議長 日程第1、議案第104号「西予市田園ロマンの里づくり基金条例制定について」から議案第109号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」までの6件を一括議題といたします。

まず、議案第104号「西予市田園ロマンの里づくり基金条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番松山君。

○7番松山清君 ただいまのその田園ロマンの里づくり基金条例で、一般会計の補正予算のほうにも3,000万円ということで出ておるわけですが、この内容的にはツルとかコウノトリに対する環境整備ということで説明を受けとるわけですが、この鳥というのはいろいろ飛んでいたりするわけで、最終的にその中のどういったところを目指すのか、例えばそれが土地の取得を目指すのか、ハード的な整備した公園等を目指すのか、そういったビジョンをお聞かせ願えたらと思います。

○議長 市長。

○三好市長 それでは、松山議員の西予市ロマンの里づくり基金条例の関連についての質問に答えさせていただきますが、私どもは鳥から選ばれた市だと思っております。コウノトリなり、あるいはツルがこのように飛んできてくれるっていうのは、恐らく大空から見て、ここがすばらしい環境の土地であると彼らは認識しておるんじゃないかなと思っております。やはり、そういうすばらしい環境を守るということを、私たちの今の時代に生きる者として大事なことではなからうかなと、このように思うわけであります。

その中で、今回このようなありがたいまず寄附をいただいたものですから、それを有効活用にする一つの方法論として、こういうような基金をつくらせていただきました。今おっしゃる目指すものにつきましては、ハード、ソフト両方を今後考えていったらなど、このように思います。例えばハードであった場合は、土地の取得っていうのは今のところには頭はないわけでありましてけれども、例えば魚道をつくっていくとか、そういう環境整備等々も含まれてあるんじゃないかなと思います。いろいろなことをまだ想定できる範囲ではまだまだでありますけれども、そういうこと、ハード、ソフトを目指しながらやっていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長 17番酒井君。

○17番酒井宇之吉君 私も先般、出水市のほうへ10月ごろ行ってまいりまして、現地の方々

と、そして管理される方々とお話をさせていただいてまいってきました。

非常に舞いおりてくるときには荘厳であるというようなお話を聞きまして、もともとあそこの場合は、非常に自分とこの渇水状態の田畑をつくる形の中から派生的にできた広い敷地があるというような経緯がございます。この西予市におきましては、自然環境の中からあちらから来たというような感じがいたしておりますし、またふんの問題だとか、いろんな余りにもツルだけではなく、カモだとかそういうものが非常に多くなって、えさを与える。もちろん国から予算をいただいているようでございますが、このようなところをこれから先進地視察を地元、関係者、そういうことも基金の中から流用されてやられるのか、それとも特別な予算をつくられて、また新しい視察研修をして、プロジェクトをつくってやられるのか、組織体制について少しお聞きさせていただいたら、かように思います。

○議長 市長。

○三好市長 今のご質問でございますが、出水のほうが日本の中の飛来地ということで、あのようにならなっております。そういうところに酒井議員が視察されて、つぶさに見ていただいとることは敬意を表したいと思っております。

今ご案内のとおり、コウノトリやツルの地元では見守り隊というようなものがつくられておりますけれども、今はそっと見守って行って、なるべく100メートルあるいは200メートル以内に近づく人があったら、その方々が近づかないようにしてほしいというような、見守るということを主に目的に地元の方はされておると思っております。そういう中で、今後例えばそういう研修等々もしたいというようなお話があったら、この基金を使うかどうかは別にしても、そういう活動もあつていいのかなと、そのようには思っておるところであります。

ともあれ、環境ですから、もう一つはこの中でここに書いておりますように、共生ですから、一方だけではいけないわけです。両方考えた上の施策をつくっていく必要があると思っております。

以上です。

○議長 16番岡山君。

○16番岡山清秋君 おはようございます。

ただいま私は城川町の出身でございますが、先般からおかげさまで城川町もこの議会、本会議場の内容がCAテレビ等々で放映されまして、情報源が本当によくなっております。心から敬意を表するものでございます。ありがとうございます。

そういったことを踏まえて、今恐らく市民の方はこのテレビの前でこの現状を見ておられると思います。したがって、せっかくの機会ですから、今回の105号、106号について、国体関係の関連をすることでございます。

○議長 次……

(16番岡山清秋君「ごめんなさい」と呼ぶ)

岡山君、次に……

(16番岡山清秋君「ごめんなさい、そうですか、済いません」と呼ぶ)

次に、議案第105号「西予市体育施設整備基金条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番岡山君。

○16番岡山清秋君 失礼いたしました。早とちりでございました。

今ほど言っておりましたように、105号、106号につきましては、国体関係が大いに入ってくるんじゃないかと思いますが、愛媛国体を見据えた上での条例改正等々になっているんじゃないかと思います。そういったことで、1つ、2つお尋ねをいたしますが、先般この国体の会場があります、今予定をしとられます運動公園、また宇和球場等々の国体関係の視察団がこの愛媛県にも来られました。当然、西予市にも入ってこられました。

私も立ち会いをしたわけでありますけれども、そこら辺の内容等いいですか、できれば報告できる範囲のどういうことを指摘されたのか、今からどのようにこの会場等々を整備しておかなければならないのか、そういったご意見等々もあろうかと思ひますし、また今回この整備するに当たっては、どの程度の範囲整備をされるのか、具体的

ことがわかれば知らせておいていただきたい。

そして、それに当然予算が伴うことですが、まだ大まかなことしかわからないだろうと思ひますけれども、国体関係について国、県の補助というものはどれぐらいあるのか、またそれがわからなければ、今までの前例等々もありますので、そういったことも踏まえて大体これぐらいの国、県の補助がありますよと、そして地元の西予市の持ち出しというものが大まかにどれぐらいになるのかなというようなことの内容。

そしてもう一点は、国体の選手の育成というものも関連するわけでありましてけれども、今当然もう5年、6年後ですけれども、それに踏まえて選手の育成というものについては、恐らく指導者というものが一番重要になってきますけれども、関連しますから言ひますけれども、逆に指導者の育成というもの、また今おられる現指導者の中のいろいろな各地区における指導方法といひますか、そういったことについて、現に先般県のほうの、松山のほうで県中学の駅伝大会がありました。この結果は皆さん方ご存じだろうと思ひますけれども、宇和中学校が今年はアベック優勝、男女優勝をねらえるまでの力になっておられます。結果、女子の部は準優勝ということで、すばらしい成績をおさめました。男子も4位でしたか、そういった上位に食い込まれました。

といひますのも、選手のそれぞれの力もさることながら、能力もさることながら、一番はすばらしい指導者が今おられるということが、これは現実見られるわけでございます。そういったこともありますので、当然国体となれば、今の小学生の高学年、また中学生、高校生、学生がちょうど5年、6年後には対象になってくるだろうと思ひます。

したがって、今の段階で、私は体協の関係の立場として、事あるごとには選手の育成については皆さん方は注意をして見ておってくださいということは事あるごとに言ひしておりますけれども、我々体協としては限界が限られております。当然、財政的なもんも体協にはございせんからできませんけれども、そこらあたりのことは市のほうでやっていただく、また市長さんもそこら辺の力を入れておられると思ひますけれども、今後どのようにしていきたいのか、どのようにされるおつもりか、市長さんの腹一つだろうと思ひます。

そこらあたりも、今宇和中学校のみならず、西予市内の全生徒を対象に、小・中・高校生、一般も含めてですけれども、全選手を対象にして、国体選手をこの西予市から何とかして出そうじゃないかというお心当たり、市長の腹も聞かせていただきたいと思いますが、この2つについてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 ただいまの岡山議員の質問にお答えさせていただいたと思います。

愛媛国体でございますが、第27回愛媛国体が2017年、平成29年に愛媛で開催されることが決まっておりますけれども、その種目の会場として、ご存じのように、西予市におきましては相撲及び成年女子ソフトボールの開催地として内定を受けているところでございます。

それで、その会場につきましては、ソフトボールにつきましては宇和運動公園多目的広場、宇和球場、それから相撲につきましては乙亥会館を予定しておるところでございます。

それで、本年度、ちょうど国の競技団体の正規視察というのがございまして、これは各会場を見ていただいて、その修繕箇所等について会場としてふさわしいようにはどうあるべきかということで、いろいろ指導を受けております。

多目的広場については、ソフトボールの会場の例えば観客席はどうするのか、そしてホームベースからその会場はどうするのかとか、いろいろな質問がされまして、それについていろいろ指摘を受けております。今後、そういった指摘に基づきまして改修計画を立てていくわけですが、宇和運動公園、宇和球場とも老朽化が進んでおりまして、改修には多額の経費がかかると思っておりますけれども、身の丈に合った改修計画を今後立てていきたいと考えております。

それから、施設整備や既存の施設備品等では賄い切れない、例えば特大テントとか休憩所、そういったものについては今後仮設で対応していきたい、そのように考えております。

事業費の関係でございますが、まだそういった視察が、ソフトボールは終わっておりますが、相撲については今月の22日に競技団体の正規視察を受ける予定にしておりますので、そういった視

察を全部受けまして、改修計画を立てて、金額をはじき出していききたいと、そのように考えております。

また、県の補助につきましては、各会場もとある市町村の整備計画、それを全部集計しまして、その後県がどのぐらいの補助ができるという県の補助率が決定されます。そういった形ですので、まだ現在進行中で確かなことはわからない状況でございます。

それから、国体に向けた選手の育成についてでございますけれども、平成23年度、24年度に西予市開催の競技のソフトボールと相撲協議に関する備品の購入を予定しておりますが、授業とかクラブ活動とか各種イベント等に十分に活用いただくとともに、両種目の教室を開催して、競技人口の拡大に努めていきたいと考えております。

また、競技団体との連携を図りながら底辺拡大に努め、また競技力の向上に向けた教室とか講習会を今後開催していく予定でございます。そういった形で選手の育成を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 市長。

○三好市長 それでは、私のほうから今の最後の点、重複するかもしれませんが、その点だけちょっとお話をさせていただきたいと思います。

選手の育成や指導者の育成っていうのは、これは非常に大事なことでありまして、やはりその素地を磨いたら光るような選手もこの西予市の中にいろいろおられるんだと思います。例えば、一つの例で三瓶の三好悠介選手、水泳ですけども、彼なんかは恐らく将来国体に限らずオリンピックに出るだけの素地を持っておりまして、そういう方々が全国大会等々に出られると垂れ幕を私ども、それぞれの庁舎、支所にしておりますけれども、ああいう選手は恐らく基本的な選手能力が高い選手ではなかろうかなとは思っておりますが、それ以外にも有能な選手が恐らく今後出てくるでしょう。

そういう選手を磨くためには、やはりしっかりと指導者を育成しなくてはいけないというのは根本だと思います。これにつきましては、社会

教育の現場からはなかなか難しいので、やはり学校教育の中に求めざるを得ないというような現実があると思います。やはりそれは、そうすると先生方でございますから、県の人事等々も含めて、市のほうも有能な先生が配置いただくような要望もしていくことも必要じゃなかろうかなと思います。

今おっしゃられた宇和中学校をご指導いただいとる先生の指導能力が、陸上については高いということも私どもも認識しておりますし、高校レベルでも宇和高の陸上を教えられる先生、あるいは野村高校のラグビーや野球を教えられる先生、非常に指導能力が高いということも聞いておりますが、そういうことは学校教育の現場では、こっちに配置いただく、あるいはおっていただくということを要望するというようなことに尽きるんじゃないかなと、このように思っております。そういう活動は今後やっていきたいな、このように思います。

以上です。

○議長 12番沖野君。

○12番沖野健三君 今回のこの体育施設整備基金についてなんですけども、この中に国体に向けて施設の拡充もしくは整備ということになっております。

その中で私が特に聞きたいのは、長年にわたって私も宇和球場の改修についてはこの本会議でもお願いしてまいりましたが、今回国体に合わせて整備拡充するというので、非常に私も安心しております。

その中で1つお願いがしたいことは、ソフトに向けての拡充、整備じゃなしに、宇和球場というのは硬式野球、軟式野球も使用するわけです。これからずっと長年にわたって、ソフトが終わっても使用していきます。だから、そこら辺を視野に入れて改修していただきたい。特に、硬式野球についてお願いしたいのは、今の広さでいいのかとかいろいろあると思います。そういうご意見をまたあらゆる方面の方から聞いていただいて、特に高校野球関係者、軟式野球もしかりですけども、そういう関係者から聞いていただいて、できたら建設委員会という名のものもつくっていただいて、すばらしい野球場にしていただきたいという

のが私のお願いであります。

29年のソフトだけの施設というんじゃないしに、お願いしたいのは軟式野球、それから硬式野球についても視野に入れて整備、拡充をしていただきたいということでもあります。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 ただいまのご質問ですが、整備につきましては国体終了後の利活用も視野に入れた整備をしていきたいと、そのように考えております。

また、整備につきましては、いろいろな競技団体の皆さんのご意見も拝聴したいわけですので、それにかかわる委員会を設けて、いろいろ施設整備については検討していきたいと、そのように考えております。

○議長 次に、議案第106号「スポーツ基本法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番小野君。

○6番小野正昭君 兵頭部長にお聞きをいたします。

3点ほどお伺いをいたしますが、まず国のいわゆるスポーツ振興法からスポーツ基本法になったのはご案内のとおりであります。これに基づいて今現在委嘱をされております体育指導員、これをスポーツ推進員に改めるという条例になっておりますけれども、これはまず任命なのか委嘱なのか、この1点をお聞きします。

それから2点目ですけれども、国体があと6年ちょっとしかございませんけれども、以前の部長の答弁で、国体準備室を設けると、このような答弁をされましたけれども、この国体に向けてのいわゆる中心的な役割をするのがこの推進員なのか、それとも5町には体育指導員以外にそれぞれ経験豊富な方がおいでになります。そこらあたりをよく精査をして、遺漏のないような国体に向けての準備員の委員さんを委嘱、任命するお考えがあるのかなのか。この2点をまずお聞きします。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 現在の体育指導員でございますが、現在36名委嘱しておりますが、今後将来に向けて定数等の検討もしていかなければならないと考えておりますが、これについては委嘱という形で考えております。

あと、指導員でございますけども、推進員という形になりますが、今まで従来どおり市主催の体育行事に関しての運営とか協力とか、また地域の各種イベント等における実技指導等に当たっていただきたいと、そのように考えております。

○議長 6番小野君。

○6番小野正昭君 今1点、私のお伺いした件について答弁が漏れと思うんですけども、その体育指導員だけを推進員にして、国体準備室を設けられるという、以前答弁されましたですね。その準備室の中に、指導員だけが当たるのか、それとも私の意見としては5町に隠れた人材がおいでになるので、国体に向けて万全を期すために、他のそういう人材を委嘱なり任命するお考えはないのか、この点をお聞きしたと思うんですけども。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 お答えいたします。

国体開催に向けて、やはり多くの方の専門的な意見というのも大切になってきます。必要になってきます。これが重要でございますので、市内におられるいろいろな人材の方々がまた活躍いただけるような組織、準備室等について、今後検討していきたいと思っております。

○議長 6番小野君。

○6番小野正昭君 まだ構わんかな、もう一点…

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 失礼します。

先ほどの質問に追加させていただきます。

準備室というのは職員だけの構成でございますが、それを作業を進める上でいろんな方々の地域

におられる人材の活用を今後図っていききたい、そのように考えております。

○議長 もう一回だけにします。

6番小野君。

○6番小野正昭君 ぜひ、せっかく西予市に2つの種目が来るわけですから、他の市町村に恥ずかしくないような成果を上げれるように、幅広くそういう人材に当たっていただいて、成功するような努力をぜひ私のほうからもお願いをしたいと思います。

それともう一点、3点言いましたんであと一点ですが、以前に西予市のスポーツ振興法ですか、冊子が出たと思います、もう四、五年前に。その方たちのいわゆる何名かが委員になってますよね。この方らの任期は1年なのか、それがまだ継続して続いとるのか、その辺を1点まずお伺いをして、これがずっと国体まで続くのであれば、委員のいわゆる充て職でされとる方のし直しをされとるのかどうか、また追加をされるのかどうか、この1点を合わせて計3点になりますので、お願いをしたらと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 スポーツ振興計画についてでございますが、国のスポーツ基本計画が今後策定される予定でございますけども、今現在西予市におきましても西予市のスポーツ振興計画というのを平成29年に策定しておりますけども、その新しく国が策定された計画との比較検討を行いました、大きな違いがあるとか、そういった内容の乖離があるようでありましたら、今後市の計画も改めていかなければならないと考えておりますが、その折に委員構成等についても今後検討していきたい、そのように考えております。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前9時29分)

○議長 再開いたします。(再開 午前9時34分)

兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 先ほどの小野議員の質問にお答えいたします。

西予市スポーツ立市振興計画の委員でございま

すけども、任期が平成23年、今年度いっぱいとなっております。今後、委員の皆さんをまた検討しながら、見直しを検討していきたいと、そのように考えております。

○議長 次に、議案第107号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」から議案第109号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」までの3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

22番大竹君。

○22番大竹忠盛君 議案第108号について、所管外でございますのでお尋ねをいたしたいと思っております。

この条例につきましては全面的に賛成をする立場からのお尋ねでございますが、これ当然財政的な措置が伴うことだろうと思っておりますので、23年度、この助成金額がどのようになっておられるのかという現状、それから条例を改正された後の財政支出の見込み額についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 今ほどの大竹議員からのご質問でございますけれども、23年度の助成額ということになりますと、これ今ゼロ歳から6歳までの入院、通院費を含めてでございますが、金額的には6,580万円程度を予定をしております。

がしかし、今年度上半期の状況を見ますと、若干ふえておりますので、この6,580万円では23年度については賄い切れないであろうと、このような予定をしております。

条例改正後の小学生の入院費の見込み額でございますけれども、医療費の伸び等を勘案した中で、450万円程度であろうというふうに推測をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 2番二宮君。

○2番二宮一朗君 同じく、議案第108号につ

いてお尋ねをいたします。2点お尋ねをいたします。

私もこの医療費の中学校就学前までというのは本当にありがたいことだと思っておりますけれども、きのうの議案説明の中で言われました県内20市町の9市町が実施しているという今回のこの条例改正に至った理由、それもそうかなとは思いますが、私自身は中学生までできれば対象としていただきたいなという思いの中で、近々一般質問でもしようかなと思っていたところでもあります。

県内で中学生まで実施しているところがあるのかどうかというのが1点と、それとこの小学校まで対象になったときに、医療費の支払い方ですけども、償還払いなのか、受給証が発行されての対応されるのか、その2点をまずお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 今ほどの二宮議員のご質問でございますが、入院の中学生までという今県下の現状でございますけれども、23年4月現在、5市町が実施をしておるところでございます。

医療費につきましては、受給のほうで支払いをしていただくという考えでおります。

以上でございます。

○議長 2番二宮君。

○2番二宮一朗君 ありがとうございます。

今5市町村が既に実施をされているということですが、今のこの理由の中にもありました経済的にも今ちょっと大変な時代に入っているという点と、もう一つは中学生というその時期がやっぱり一番多感な時期なんです。経済的なことでいろんなご家庭にも子供さんにもいろんな影響を及ぼすことがないように、この金額を見てみると、先ほど言われた小学生、中学生までにしても450万円程度ということにすると、この半分、中学生ですから人数的に言えば半分かなと思うんですが、ぐらいをちょっと上乘せできれば中学生まで拡大できるんじゃないかという思いがありますので、ぜひ来年度に向けてご検討いただきたいなと思っております。

○議長 市長。

○三好市長 今ほどの二宮議員の中学生に向けての一つの段階の問題でございますが、私は県内の市長会のときに常に発言をしとることがあります。これはどういうことかと言いますと、福祉の国境論説です。福祉は県内の中で国境をつくったらいけない。パフォーマンスで自分とこだけがばつとやって、ほかのとは知らないよってというようなことではいけないと、私は常々市長会に言っております。根本は皆さんと一緒にすることが福祉です。だから、国境論を使って自分たちのとこだけがよくする。そして、ほかんとは隣の町であるけれども、あんたとは関係ないやっというようなこのような国境をつくってははいけません。

本来は、県がこういうことは指導すべきです。それができない、国ができない、したがって市町村がこういうことをせざるを得なくなっておるという現状があります。私は今ほど言いますように、福祉は国境をつくってはいけない、その根本論を常にとっておるところであります。

以上です。

○議長 2番二宮君。

○2番二宮一朗君 市長にご答弁いただきましたんで、1点お願いということで、今のその立場におられる市長だからこそ、ぜひ県内の各市町を引っ張っていただいたり、県へ要望していただいて、全市町が中学生まで拡充できるようにご努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 16番岡山君。

○16番岡山清秋君 議案第107号につきましてお尋ねをいたしますが、今回は蔵貫、三瓶の小学校の統合になっておりますけれども、これは避けて通れない、これからは西予市内各町が避けて通れないことになろうかと思っておりますけれども、三瓶町以外の城川、野村、明浜、宇和、ここらあたりの統合については今後どのようにしておるのか、私もいろいろ聞くわけですがけれども、何やら行政のほうで足踏み状態が長いのではない

かと。

いろいろなお話の中で前向きになかなか行けないところがあるかと思えますけれども、地域的なことやらいろいろあるかと思えますけれども、一番考えないといけないことは何で統合をしなければならないのか、やはり一番は子供たちのことを思えば早く統合させてやって、大きな学校で競い合やすというのが一番子供たちにはしてあげなければならないことではないかと思うんですが、そこら辺を考えた中で、何やら行政のほうで足踏みをしている状態が長いのではないかと思います、その点いかがですか。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 岡山議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、三瓶地区におきましては、統合時期、場所、学校名等、同意をいただきまして、今回の条例改正という形になりましたけれども、各旧町、残りの明浜、宇和、野村、城川について、今現在保護者、PTA、それから就学前の児童を持つ保護者の方々等を中心に、学校再編について学校再編の時期の早いところから順次説明会、また意見交換とかいろんな不安にお答えするというような形で話し合いを進めている段階でございます。

そこで、保護者の方のある程度の同意がいただけましたら、次には地域の皆さんとのお話し合い、そこでまたある程度の同意をいただきまして、次に学校再編推進委員会というのを立ち上げまして、統合に向けての具体的な話し合いを進めていくという形で進めておりますが、そこで合意形成が得られれば、今度統合に向けて必要な条例改正というような形に進んでいくわけでございますが、現在保護者との話し合いを進めているところです。

学校再編につきましては強制的に行う趣旨でございませぬので、本計画にもありますように、皆さんの合意形成が得られた段階で統合をするという形になっておりますので、その計画に基づいて現在推進をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 16番岡山君。

○16番岡山清秋君 確かに答弁についてはそのようなお考えであろうかと思えますけれども、しかし問題は、再度申しますけれども、考えなければならぬ、我々大人が考えなければならぬのは子供たちのことでございます。地域のことでございませぬ、子供たちを優先に考えなければいけないこととございませぬので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 言われたとおり、ごもっともなことだと思っております。子供たちにとって今何が一番大切かということ常を常に保護者の皆さんと話しながら進めていきたいと思っております。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、議案第110号「平成23年度西予市一般会計補正予算(第4号)」から議案第115号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)」までの6件を一括議題といたします。

まず、議案第110号「平成23年度西予市一般会計補正予算(第4号)」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番二宮君。

○2番二宮一郎君 予算書23ページの6款、水田農業対策費の補正の300万円、水田農業対策事業の300万円についてお伺いをいたします。

時期的にですけれども、農業者戸別所得補償制度推進事業費の補助金ということで、この300万円は今年度の戸別所得補償の金額確定によるものなんでしょうかというのが1点と、もしその金額確定でわかるとるんであれば、昨年対比どうということになっておるのかという2点をお伺いをいたします。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ただいまの二宮議員のご質問でございますが、水田対策事業費でございますけれども、県から平成23年度愛媛県農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金の追加割り当て内

示がございましたので、300万円計上しております。

○議長 2番二宮君。

○2番二宮一郎君 ということは、まだ確定しとるわけではないということでしょうかね。そのところがちょっとはつきりわからないんです。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 これは確定しておるのではなくて、事務費の追加ということでございます。

○議長 7番松山君。

○7番松山清君 22ページの衛生費で病院費なんですけれども、その172万7,000円の中で、医学生とのいろんな意見交換をやるというような説明がありましたが、ここでちょっとお伺いしたいのは、この医師確保のためにこれ以外にどういった努力を市としてされているかといったことをお伺いしたいと思います。

これにつきましては、大変市民の中から多くのそういったことを疑問といたしますか、ご意見がありまして、私たちもそれ答えるのに、これまでは大学の医局を中心に市としてあるいは議会としてもそういったことを予算上も認め、対策をしてきたんですけども、最近新しい制度の中で医局の力が低下しておるといふようなことで、今市としては縁故者とか西予市出身の人たちを探して、そういう人たちに勧誘をしたり、あるいは議会としては奨学金を創設して、西予市で働いたらそういったことをまた返還を免除するなどの案を市に対して言っておりますよといふようなことを、私はそういった市民との意見交換会の場で説明しておるわけですが、今度新病院ができるに当たりまして、やはり産科の要望が非常に強く、至るところで意見交換の中で出てまいります。そういう中で、やはりまた同じようにどういふことを市でやるとるかということ厳しく市民のほうから言われまして、議会のほうももっと頑張らんといけんのかなんじゃないのかといったようなことも、これはもう毎回のように出てくるわけでございます。

ですので、やはりこういった努力をしてるよと

いうことはしっかりと伝えておかななくちゃいけないし、また新しいそういった取り組み等がありましたら紹介もしていかなくちゃいけないし、そういう姿勢もちゃんと見せていかなくちゃならないと、こう思うわけでございますので、今言った医師の確保、そして特に産婦人科は新しい病院で設備はできますが、これは医師を確保してからオープンするというようなことであつたと思います。そこのあたりについてもどうなっているのか、説明をお願いいたします。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 ただいま松山議員のご質問にご回答申し上げます。

まず、医師の確保につきましては、従来どおり大学の医局のほうに年2回から3回お願いに行っております。しかし、この平成16年の研修医制度が始まってから、大学からの医師の派遣というのは減っております、実際平成14年度には両病院とも10名ずつ常勤の先生がおつたわけですが、現在は7名程度ということで、医局制度の中で医師の派遣が本当に減っておるのが現状でございます。

その中で、今回行政としましては、先生方のほうからも行政のほうもやっぱり努力をしてくれということで、今回先ほど申しました敬作とおイネの会というのが行政ばたのほうで主催するというところで、来年の1月8日に実施する予定となっております。この中身につきましては、地域医療の現状、そしてまた将来の医療体制、医療資源の把握、医学生発掘のための教育支援等につきまして意見交換を行うと、そしてまたその意見、内容につきましては今後の市の地域医療の対策に生かしたいと考えております。

また、その中でオブザーバーとしまして、また先生方、野村町出身の先生方とかなんかで県外のほうでご活躍されている先生方も呼ぶ予定になっております。

ましてや、ご出席してもらえない先生方に関しましても、アンケートを配布しまして、またそのご意見も参考にしたいと考えております。

そしてまた、そのほかどのような努力をしているかということでございますが、野村病院におきましては、愛媛大学の地域医療学講座、川本教授

のほうで地域医療学講座のサテライトセンターとして野村病院で実施されておりました、一応年間60名程度の愛媛大学の6年生の医学生が研修を、大体1週間程度ですけれど受講されて、今後の先生方、地域医療の勉強をしてもらいまして、また何分にも今後先生方が西予市に少しでも誕生してもらおうようなことを期待といたしますか、そういうことも含めまして協力をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長 7番松山君。

○7番松山清君 私が聞きたかったのは、医師確保のための努力、市として努力、こんなことをしてますよということはどう市民にアピールしていくかということについて聞きたかったわけでございます、それともう一点は、新しい病院が産婦人科できる予定と聞いておりますけれども、医師確保は今の段階ではできてないというふうには認識しとるんですけども、それに関して現状どうなつて、どういうふうになつて努力されているのかということを追加してお聞きしたいと思います。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 先ほどご質問にありました産科医の関係なんですけど、昨年新病院建設に関する市民アンケート調査を実施しましたところ、市民病院への市民の皆様の期待は大変大きく、特に診療科目につきましては強い要望がございました。中でも、市内には産婦人科を専門とする病院がないことから、新病院での設置を望む声が多数ございました。

しかし、市としましては次の3点の理由から当面の間は新病院に産科を設置しない方針でございます。

1つは、全国的な医師不足の中、他の診療科に比べ過酷な労働を強いられ、医療訴訟も多いため、産科医を希望する医学生、研修医が減少していることから、産科医の確保が難しい点、また産科を設置する場合は、深夜等も含めまして、産科医が2名、最低3名ぐらいは要ということでございます。

また、2つ目の理由は、医師不足のみならず看

護師不足の現状で、産科に必要な助産師のスタッフがなかなか難しい。また、産科を設置した場合は、必然的に小児科を設置する必要があることから、小児科医につきましても先生方、やっぱり3名程度は要するという事だ。

また、3つ目の理由は、今回当市が計画しております病院は154床でございます、病床数が。当病院の希望では、大学医局から産科医及び小児科医の数名の配置が困難なことでございます。しかし、昨年6月から12月までで、市の先生方初め皆さんで策定しました基本計画の中で、年々増加しております女性特有の病気に対応するために、検診等による早期発見に努め、適切な処置を講じることが重要と考えまして、新病院に先生の確保ができれば婦人科は設置したいと考えております。

以上でございます。

○議長 7番松山君。

○7番松山清君 大変産婦人科が設置するのが困難であるということはおよくわかるわけでございますけども、やはりとにかく女性の方が病気にかかったときに、もうこの西予市内では対応できないというのが現状でありますので、後段で言われました婦人科の話なんですけれども、この婦人科というのも今の状態ではまだいつできるかわからないということではありますけども、これにはもう極力力を入れていただいて、開設と同時にぐらいに婦人科ができるように、やはり一生懸命やって、やっぱりそれでもだめだったよというようなことも当然あるかもしれませんが、努力は最大限にやっていただいて、それと開設と同時にぜひとも婦人科は最低オープンしてほしいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 開院まで一応あと2年6カ月程度でございますが、先生の確保につきましては、今後とも努力をしたいと考えております。

○議長 18番兵頭君。

○18番兵頭勇君 1点だけお尋ねをいたしま

す。

予算書の26ページ、土木費のうち道路新設改良費であります。その中で市道本町中村線舗装事業についてであります。この件につきましては野村町の商店街通りのカラー舗装の改良であろうというふうに思います。これは、ちょうど三、四年前になりますか、野村町の公共下水道ができた際に、工事の際に特に舗装が浮いてきた状態の中で、車が通るたびに騒音が出て、特に真夜中に車が通ると騒音が高くなるので、何とかしてくださいということも市のほうにも再々陳情がなされておるといふふうに思います。

この件で、今年度の23年度に当初予算に4,500万円の当初予算が組まれておるといいます。その上に、1,380万円という追加の補正がなされるということは、全線といいますか、支線といいますか、枝線といいますか、全体を今回すべて改良するという解釈でいいのですか。お尋ねをいたします。

以上です。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ただいまの兵頭議員のご質問でございますが、言われますとおり、この市道本町中村線につきましては、カラー舗装を商店街の中やるということで計画しておりましたが、当初は全線やれる状況でございましたが、今回社会資本整備総合交付金事業のパッケージの中で、県のほうから890万円の増額がございました。そういう中で、パッケージでございますので、その補助金が890万円ということで、65%割り増しますと1,380万円の事業費となるわけですが、この分については本線、枝線含めて全部完了する予定でございます。

○議長 17番酒井君。

○17番酒井宇之吉君 私はちょっと危機管理について、予算上の問題でお聞きさせていただきますが、先般、夜中に震度3、マグニチュード4の地震がありました。西予市の市民の中で、スワッ、南海地震かというような感じで夜中に立ち上がった人もおられたんじゃないかと思っております。私もその一人であります。のどもと過ぎれば熱さも

忘れというような言葉がありますけども、3月11日の地震のことが非常に少しずつ忘れ去られてるんじゃないかという危機感を持ちます。そして、先般の局地豪雨の中で、俵津地区、明浜地区は陸の孤島のような危機に接しました。明浜から帰るに帰られずに明浜へ泊まった人、明浜地区へ戻れずに宇和、宇和島に泊まった人たちがたくさんおられます。そういう危機意識が非常に薄れてるんじゃないかという考え方の中で質問をいたします。

といいますのは、26万7,000円の海拔表示板の製作、設置の経費でございますが、モデル的に実施すると。こういう感覚で危機意識があるんかなと、そういう感じで持っております。もちろん、危機管理室等々、危機については非常に防災、大震災についての問題、そして原発についての問題がずっとこの3月からの議会で問題にされながら、このような姿勢でいいのかなというように感じを持ちます。

実を言いましたら、危機管理室、先般この問題につきましても、愛媛県の平成市議の会がこういう問題について各地区の報告がございました。特にありましたのは、海の津波だけではなく、山津波、そして山間部は陸の孤島になると、そういうことも想定しながら、すべてを網羅して、市民の生命、財産を守ると、こういう考え方で即座にしなければならぬ対策であろうと、かように思っています。

特に、今回の予算の上げ方、そして対応につきましては、来年度の当初予算に上げられるんだろうと思いますけれども、こういうことは来年度の当初予算じゃなしに、即座にやるべき、補正予算で即座にやるべきではないかと、かように思っております。特に、危機管理室の人数、人員、スタッフにつきましては、このような震災があつて、防災計画の見直し、原発の問題、そういう問題も合わせますと、危機管理室の充実を早くして、そして対応すべきではないかと思いますが、このあたりの所見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 まず、予算の点でお答えいたしたいと思います。

防災対策啓発事業費として26万7,000円

を計上しております。この内容でございますが、先ほどご質問にございましたように、モデル的という名前が一応詳細ではついております。その考え方ですが、設置することがモデルという考え方ではございません。津波とかその海岸表示の標高表示板のまだデザイン、サイズ等が決定いたしておりませんので、高山地区で実際に40カ所程度あちこちに設置する際に、一括して形式、表示、色等もすべて決定したい、それをモデルにして全明浜、三瓶地区で24年度から本格的に設置すると。それに先駆けてやるので、モデル的という言葉方をいたしております。

確かに、今回地震ではございませんが、台風で明浜地区が一時孤立化したという事実もございしますので、早急につけたいわけですけども、今回の場合三瓶地区で少し対応ができておまして、一括というのが難しい事情がございまして、表示板をつけるとなると四国電力の電柱とかNTTの柱とか、こういうところへの対応も必要となりますので、若干の調整が要するというので、今回高山地区でまず最初にやるという意味でございませぬ。

それともう一つ、危機管理室のスタッフでございますが、確かに現在3名で対応しておりました、非常に業務が今集中しておる段階で対応が難しいということで、危機管理室の人材すぐふやしたいという考え方は、もう年度途中でありますけれども、考え方は持っておったわけなんですけれども、今年度4月の時点で全体の職員数が足りないという大きな問題がございまして、どこも申請しておった職員、部局、部局でこれだけ欲しいと要求があつた職員を減らさざるを得ないほど職員数が少し足りない状況がございましたので、年度途中の異動が非常に難しいという事情がございました。そういう問題も抱えておりますけれども、危機管理室にはもう少し人材が強力に配置する必要があるという意識は私どもも持っておりますので、来年度の異動の際に十分配慮いたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長 17番酒井君。

○17番酒井宇之吉君 私は予算のそういう話を1つ一例として挙げましたけれども、先般の夜中

の地震で、スワッ、東南海地震だというような気持ちで飛び上がった人が市民の中に何人おられると思いますか。実際、それだけのものをいつ起きるかわからないことに対して対処するのが、いろいろ意識の中でああ来年度当初予算よというような考え方ではなしに、すべからく対処を早くすべきではないかと、そういう姿勢の話をしているわけで、これはどこのところも難しい問題でしょ。ただし、いつでもこういうものの意識でこの生命、財産を守ることは取り組んでほしいと、そういう事例の中で、局地豪雨の例を挙げたり、明浜の孤立化した事例を挙げたりいたしましたけれども、今後この問題につきましては、危機管理につきましては、市民が非常に不安を感じておりますので、そしてまた東京のほうへ行きますと、震度4、5の地震が東京のほうではしょっちゅう、逆に言えばこれがなれてきると、なれになつるとというような感じもありますので、こういう問題につきましては、なれではなしに、やはり対応を早急にするような体制をつくってほしいということを要望しておきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 酒井議員のご質問について、非常に貴重なご意見でございますが、市の大事な役割としては住民の生命、財産を守るっていうのは、これは根本でありまして、安心・安全な社会をつくるっていうのは根本であります。

しかし、余り前のめりになり過ぎたら、すべての対策がちよこちよこ出ようになってしまいます。私は、もう少しこれを大きく構えながらやっていく必要が今でこそあると私は思っております。

したがって、例えば原子力発電所の問題にしても、伊方原発が近くに私どももあります。この問題を目の前だけで私どもは処理するわけにはいきません。大きな問題としてこれらも対応しないと、まず国が今原子力委員会のほうが出された方針がようやく見え始めまして、まだまだ国の全体としてはどういう方針か見えておりません。こういうこともあります。今の地震の問題についても、南海、東南海地震がいつ起こるかわからないというようなことも確かにありましょう。また、台風の大型化、そして梅雨前線等々の集中豪雨化

というのは、これは地球の温暖化とともに色濃く出ておることもありましょう。

そういう問題を目の前だけで処理するのではなしに、もう少し大きく構えてやっていく必要があるということで、今一生懸命私どもは努力をしておるところでございます。これは危機管理室を1人、2人ふやせばいいというような単純な問題ではありません。これは市全体として、例えば消防の問題としたら消防の本部、常備消防、そして消防団等々のご協力も得なくてはなりません。そういう総合的な問題を含めて考える必要がありますので、危機管理室だけを1名、2名ふやすだけではいけんわけです。ぜひ前のめりにならず、もっと私どもと一緒にどんと構えて、一緒にやらせていただいたらと、このように思っております。よろしく申し上げます。

○議長 17番酒井君。

○17番酒井宇之吉君 長いスパンで見ましたらそのとおりだと思います。大局を見ればそのとおりだと思います。ただ、市民の不安感を払拭するためには、やはりそういう点も少しずつこつこつと積み上げていただきたい。そして、大きく長く考えれば、今原子力の問題とかいろいろありますけれども、早く防災計画を立てられて、長期の、そして来年度の当初予算には反映できるような形で計画をご提示願えれば幸いと思います。

終わります。

○議長 16番岡山君。

○16番岡山清秋君 先ほど、後ろ傍聴席を見れば、城川町の方がたくさん来ておられます。びっくりいたしました。だから質問するわけではないんですけども、たまたま25ページですか、商工観光施設管理費の中で、私の地元でございます三滝ロッジ及びふるさと交流館管理運営事業修繕料が若干出ております。この修繕は何をされるのか。

それから、聞くところによりますと、この三滝ロッジの管理というものがいまいちということでございまして、近々管理者がかわられるんじゃないかというような話も聞いておりますが、そこら辺のところはどうなっているのか聞かせていただ

きたい。

それと、市長にお尋ねいたしますが、今市内にはいろいろな観光施設がございます。機能しているところ、機能していないところがありますけれども、そこら辺の機能しているところは構わないんですけれども、このような機能していないようなところの今後についてのこの施設のあり方というものについて、市長、どのようにお考えなのか、聞かせていただきたいと思えます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ただいまの岡山議員のご質問でございますが、三滝ロッジ及びふるさと交流館管理運営事業ということになっておりますが、今回この34万円につきましてはふるさと交流館の管理運営事業の維持費でございます。

この中に三滝ロッジが入っておりますのは、今言われます指定管理の問題も当然あるわけでございますけれども、その三滝ロッジの中で2カ所ばかり修繕をしなければならないところがございます。がしかし、三滝ロッジそのものの施設がまだ指定管理がやられておるわけですけれども、なかなか運営がうまくいっていないというような状況の中で、来年の3月にこの指定管理が切れまします。したがって、新しく今度指定管理をなられる方、それからまた公募でやるわけですけれども、もうそういう中で、新たなどころで三滝ロッジの修繕については考えていきたいということもございます。

ほんで、今回はこの34万円につきましては、ふるさと交流館の維持管理ということで、電灯の取りかえとか天井またはクロスの修繕、そういう天窗の補修とかという小さな補修でございます。

以上です。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、岡山議員の観光施設で機能していないところについてというご質問でございますが、機能していないという言葉がどこに当てはめるか、ちょっと私も疑問をしながら聞かせていただきました。

一応、全部機能をしております。したがって、その中で私どもがどう支援体制をとっていくかだ

けの問題でございまして、機能は全部しております。

以上でございます。

○議長 16番岡山君。

○16番岡山清秋君 私の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、機能しているというのではございませんが、内容的に充実をしているのかしていないのか、今後についてもうこれはやむを得ず廃止をしなければいけないようなことも出てくるだろうと思えます。そういったところの可能性というものは、市長は把握されていると思えます。そこらあたりの今後の対処と申しますか、そういったことについてどのようにしたらいいのかなというお考えがあるのかなということをお聞きしたわけでございます。

そして、先ほどの三滝ロッジの修繕については、確かにこの額でございますからそんな大きな修繕ではないと思えます。電灯の取りかえとかそういったものであろうかと思えますけれども、そういったことをすることについては、今後においてもこの三滝ロッジというのは続けて管理運営をするというようなお考えだろうと思えますが、それについて今ほど言われましたように、管理者が交代されるというようなことにつきましては、今後についてどのような見通しをしておられるのか、全国発信されているのかどんなのか。

私は地元でございますから、山の人間でございますから、あそこへ行ってもそんなには感じも都会から来られた方のような感じはしないわけですけれども、やはりよそから、町から来られた方については、あそこに行けば何らかの心のいやしいと思いますか、そういったものについては感じられるはずで。すばらしい施設でも、老朽化はしておりますけれども、これからの持っていく方次第によっては、すばらしい環境の中でございますから、もっともっと使い道もあろうかと思えます。そういった部分におきましても、もっともっと全国発信をされるなり何なりされて、地元のみならずいろんな方面で働きかけをしていただければ、もっともっと管理がよくなるんじゃないかと、この施設が生きてくるんじゃないかと思えますので、今後ともその点をよろしく願いをしておきたいと思えます。

また、我々も議会としましても、地元の議員でございますから、いろんなご相談は乗らせていただいて、やっていかなければならないと思っております。

先ほどの市長の件、よろしく申し上げます。

○議長 答弁要りますか。

(16番岡山清秋君「いいです」と呼ぶ)
三好市長。

○三好市長 それでは、限定的な三滝ロッジの問題が大きく今の質問の中に濃く反映しておりますので、それについて少しだけ触れさせていただきます。

一つの私どもは今大きな構想を持っております。ジオパーク構想であります。いわゆる大地の公園といいますか、そういう構想を持って、今からやっていこうという発想を持っております。

その中では、黒瀬川構造帯が非常に重要な役割を果たしてくれるものだと思っております。黒瀬川構造帯がこの西予市に表に出ておところが、須崎観音さんの下のところが縦に出ております。そして、野村の岡成のところがサンゴの化石が黒瀬川構造帯に出てまいります。そして、もう一つはこの三滝であります。

そういう意味では、私どもにとっては非常に重要な三滝ロッジのあるところはなろうと、このように私は認識しております。そういう意味で、三滝ロッジも今後どうするかということも考えてあわせていかななくてはいけないと、このように思っておりますが、今のままでは残念ながらだめです。

だから、構想をどう立てていくか、その問題の中で一つのすばらしい例があります。三瓶の私どもが指定管理をやっておりますみかめ本館であります。約2,000人以上の方々インターネットのあれを見て来られます。これはじゃらんという雑誌がございますが、これはリクルート系の雑誌でございますけども、このじゃらんは常に評価をします。中国、四国地方のホテル、観光施設等々の常に10番以内にこのみかめ本館は入っております。松山の有名なホテルより上にあります。これは力なんです。だから、そういう力を持てれば、インターネットという大きな武器の中で、また何らかの活路があるのかもわかりませ

ん。そういうことを含めて、今後は三滝ロッジのあり方も検討しながらやっていきたいなど、このように思います。

以上です。

○議長 3番兵頭君。

○3番兵頭学君 先ほどの明浜の酒井議員と関連しまして1点お聞きしたいと思っておりますが、その前にこれも同じことなんですが、11月21日に野村地区で市政懇談会が開催されました。その折に、野村地区の方から野村ダムの崩壊について市長さんにお問い合わせがあったと思っております。そのときに、何か前向きな返事をいただいたということで私も伺っておりますが、関連しまして23ページの農地費、ため池等農地災害危機管理対策事業で、昨日の説明によりますと、震度5弱とそれから10万トンを超える容量のため池の調査ということをお伺いしておりますが、これが5強、6弱その程度の震度に対応できないのか、それとこの10万トンを超えるということで説明でしたが、10万トン以下は今後どうされるのか、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ただいまの兵頭議員のご質問でございますが、愛媛県で今回ため池のハザードマップを作成するということになりました。そういう中で、市が実施していくわけですけれども、その前段として、県が先行して震度5弱、10万トン以上のため池について、事前に下流浸水被害想定区域図を県のほうで作成をさせていただきます。その費用が今回の140万円でございますが、その対象が西予市では4カ所ございます。閑地池と山田大池、それから松蔭池、それと城川の竜沢寺池でございます。これは県のほうでやっていただくわけですけれども、それ以外につきましては県の事業としては対象になっておりません。がしかし、宇和町にはかなりのため池の数がございます。

したがって、市のほうであらかじめ想定をさせていただいた中で、下流戸数が5戸以上、それから堤高が10メートル以上、総貯水量が1,000トン以上のため池については、県がやらすと

も、市が実際は最終的にはやるわけですが、そういう中で市もこの下流調査はしていくべきだというような考え方を持っております。それが、この県がやっていただくため池を含めまして18カ所あるわけですが、その4カ所は県がやっていただけますが、残りの14カ所を市のほうで対応していきたいと考えております。

浸水区域とそれからハザードマップにつきましては、震度5弱以下の分については今のところ考えてはございませんが、県の指導もそういう形になっておるわけですが、この貯水量が1,000トン以上で下流が5戸以上ということになりますと、やっぱり被害をこうむるところが多々あります。1,000トン以上の池でございまして、山の中にある池と、それから町なかにある池とは全然対応が違うと思いますので、そういう中で選定をさせていただいたということでございます。

したがって、先ほど申しておりました5弱以下のため池についてはないのかという話もございましたけれども、今のところ市としてはそれは考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前10時24分)

○議長 再開いたします。(再開 午前10時33分)

上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 先ほどの議案第108号の二宮議員のご質問に対しまして、ご訂正をさせていただいたらというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

拡大分についての支払い方法でございますけれども、受給払いというふうに返答をいたしました。正確には償還払いでございます。一時立てかえをしていただいて支払うという方法でございます。お断りと同時に訂正をさせていただきたいと、このように思います。

○議長 ほかにありませんか。

6番小野君。

○6番小野正昭君 28ページの9款1項4目、酒井議員の質問に関連をいたしますので、お願いをします。災害対策費です。

先般の提案説明の中で、明浜、三瓶の海岸線を25年度末までにという説明がありましたが、これで私の聞き間違いはないですかね。まず、お願いします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 基本的に24年度に整備します。24年度に整備が終了漏れの分が多分出る可能性があるということで、25年度には完全に済ませたいということでございます。

以上です。

○議長 6番小野君。

○6番小野正昭君 これは質問ではないんですが、実はこの3・11の件があって、以前に私も一般質問をしました。それと、高山地区は、私が回って見たら農道に早や既に海拔表示があるんですよね。これはこれでええんですけれども、その辺との、あるんやが何でかなと思うんですが、それはそれでええんですが、ただ3・11の後、宇和から三瓶へずっと下って行ってもらいましたら、昔から呼び名が左手が影の地と言うんです、津布理でも。右手が日の地と言うんです。それは太陽がいつまでも当たるから日の地、すぐ沈むから影の地と言うんだらうと思うんですけれども、その後地元の陰の地勝手会という団体がありまして、その陰の地勝手会のメンバーの中では測量士さんがおいでになるんですよ。その方が地域振興事業費を使って既に海拔何メートル、安土の護岸から何メートルというそういう表示板を数カ所影の地にはされました。これは非常にそういう事業費があってありがたいなど、このように思っております。

ですんで、またそういうふうな事業費をどんどん、いわゆる行政指導をしていただいて、そういう民間でできるものは私たち民間でやれるような指導をしていただいて、早くこういうものをハザードマップ、海拔表示板を重要なところには設置をしていただきたいなど、このように思います。

答弁要りません。

○議長 次に、議案第111号「平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から議案第115号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第3号）」までの5件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

20番梅川君。

○20番梅川光俊君 議案第115号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算」について説明があったんですけども、ちょっと聞き取りにくいところがありましたので、再度具体的な説明をお願いしたいということは、敬作とかお伊ネとかという言葉が出てまいっております。その辺について、ちょっとそれ招致の問題であろうと思いますけれども、具体的にもう一度説明をお願いしたいと思います。

それと、これ関連になりますが、現状の新病院の中で、私たち議員は耐震という形で取り組むということで承っております、それに対する既決予算というのがあるんだろうと思います。それ現状の中では、ちょっと周りから入ってくる言葉に対しては免震でボーリングをやっていると、それに対してどういう物の考え方をしているのか、議員はしゃんとせんかという話がありました。

それは、耐震ということでしか聞いておりませんと、それに対する予算しか私は承っておりませんので、それはちょっと待ってくれと。それがどのようになってこういう形になっているのかということの説明をお願いをしたい。

この2点です。よろしく申し上げます。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 梅川議員さんのご質問のまず1点でございます。

今回計画しております敬作とお伊ネの会でございますが、このネーミングにしましては、西予市宇和町にゆかりのあります幕末の蘭方医師二宮敬作と、そしてシーボルトの娘で敬作から卯之町で医学を学び、日本発の女医となった楠本伊ネさんにちなんで命名したもので、今後この会を継続するかどうかもまだ確定しておりませんが、かなり出席者があつたら、今後またずっと継続してまいりたいと考えております。ネーミングはその内

容でございます。

そしてもう一点……。

内容ですか。

（「目的」と呼ぶ者あり）

目的は先ほど申しましたんですけれど、西予市の地域医療の現状、そして将来の医療体制、また医療資源の把握、医学生発掘のための教育支援等について意見交換を行うと、これが目的でございます、今後の市の地域医療対策に生かしたいと考えております。

以上が目的でございます。

そして、耐震の関係ですけど、ことし3月11日に大震災がございました。そしてまた、この設計監理業務、プロポーザルで決定したのが3月末でございましたけど、どの業者も提案が免震でございまして、そしてまた当初はうちも耐震ということも考えておったわけですけど、やっぱり新病院建設特別委員の皆様からも免震という方向がございまして、その中で市の方針としまして専門部会、そして本部会などで免震の方向で行こうということで決定しまして、また特別委員会のほうにもご報告申し上げました。

そして、現在設計監理委託業務の中で、予算があったわけで、その中でボーリングを、去年の段階では一応耐震ということでボーリングをしておりました。それで、ちょっとボーリングの個数が免震の場合足りないということで、その中で免震の方向でボーリングをしていただきまして、免震の方向ですということ今現在進めているとでございます。

以上でございます。

○議長 20番梅川君。

○20番梅川光俊君 免震でやられることに関して、本当にそれはいいことであろうと思います。しかし、一番そこで議員としてつまずいたことは、耐震ということで地域住民に報告をして、こういう形で今度新病院はということで説明してきた、その流れの中でしますと、いきなりこの免震ということであれば、そういう形で行くのであれば、周知をしていただかないと、地域に対する説明ができない。その辺も含めて、その辺は考えてほしいと思います。

それと、既決の予算の中でプロポーザルと言わ

れましたので、その中でその動き方があるんだろうと思います。その辺の中で、新設といいますか、そういうことがあるのであるならば、ちょっと議会にもお知らせを願ったらありがたいと思います。その辺をよろしく願いをしたい。

直接の答弁は要りません。よろしく願います。

○議長 三好市長。

○三好市長 今の耐震と免震の話ですけど、私のほうからも少し言わせていただきますが、これにつきましては特別委員会からも免震にという一つの要望があったわけです。したがって、基本的な考え方としては、悪くするわけではないんです。補強するんです。強くするんです。耐震から免震にするんです。だから、それを例えば地元の方々に報告をされておって、それよりか下げるんだったらこれは大変なことです。すごく一つのいい方向で行くので、これで云々というのは私は今の話はちょっと解せんともあるんですが、私どもが皆さんからのご要望に応じてそのように変更をして、強化するというに、今回3・11の問題が含まれてあったわけですから、この辺はご理解をいただきたい、このような思いであります。

以上です。よろしく願います。

○議長 20番梅川君。

○20番梅川光俊君 そのことが悪いと言っているわけではないんです。これが、私たちがその内容がわからないので、説明ができなかった。だから、それはできる限りその情報を、逆に特別委員会の委員さんにも聞いてもそのことはわからんといったり言う人がおったりします。その辺からしますと、そのことは情報はできるだけ早く流していただかないとということだけのことであって、それに対して疑義を持つてるとか、そういう物の判断の仕方じゃありませんので、その質疑に対してでも承願したい。その辺は、情報っていうものはできる限り早く流していただいて、住民も納得できる方向で説明をさせていただきたいということなんでございます。よろしく願います。

○議長 ほかにありませんか。

10番元親君。

○10番元親孝志君 議案第114号につきまして、再確認をちょっとさせていただきたいんですが、先般野村町民の皆さんが上水道の水道料金の平準化に対して反対ということで、3,000人余りの署名を持って市長のところに陳情に行かれたのは報道のとおりでございますが、その件につきまして二、三確認をさせていただきたいんですけれども、今回上水道、それから今後簡易水道において、国のほうから将来ビジョンの策定をせよという指示が来ておるようでございますが、これに対して国はどのような本意でこのビジョン策定を地方自治体に要求しておるのか、その国の本心をちょっとお伺いしたいんですけれども、願います。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 国のほうは平成16年に国の水道ビジョンを策定しまして、その中において地域においても水道ビジョンを策定せよと、そしてまた合併した市町村につきましては1自治体1水道事業ということを要望しております。そしてまた、簡易水道につきましても平成28年度、各補助制度があるわけですけど、簡易水道の補助制度につきましても平成19年度ごろでございました。平成21年度までにその簡易水道の統合計画を出さなければ、今後補助金は出さないよということがございまして、うちも計画としましては、これ全国の自治体どこも出したわけですけど、平成28年度までに簡易水道も、品物につきましては統合するというので、県を通じて統合計画を出しております。

だから、今後簡易水道におきましても、大きな事業をする場合は統合をしないと補助金が出せないということがございます。ただ、今回の西予市の版の水道ビジョンをつくったわけですけど、昨年の3月には策定したわけですが、その中におきましては、まずは4上水道の事業統一と、そしてあともう上水道と同内容になっております三瓶町の3簡易水道、宇和町の2簡易水道の統合ということで進めております。

その後、この上水道が統一できた暁に、今度簡

易水道のまた統合についても進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

国のほうは、先ほど申しましたように、国の水道ビジョンにおいて、地方自治体においても水道ビジョンをつくって事業統一を進めるという方向でございます。

○議長 10番元親君。

○10番元親孝志君 私の質問の趣旨は、今まで水道事業がこれ滞っているわけではなく、すんなりいっているものを、今改めて国が地方にそういう将来ビジョンの策定をせよということの指示があった、この国の目的です。なぜ今この段階でこういうビジョン策定をしなければいけないのか、この国の目的は何なんですかということをお伺いしたいんですけども。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 私どもが知り得ております範囲内でのお答えとなるかと思えますけども、国は基本的に水道というのは非常に市民にとって、国民にとって最も大切な命をつなぐ大事なものという観点から考えますと、今の現在の少子・高齢化の中で、それぞれの自治体は人口も減っているし、高齢化も進んでいる中で、やはり経営基盤をしっかりと持つ、責任を持って自治体が安心・安全な水を供給できるようにするにはという観点から、まず経営基盤を強化するという観点から1自治体、大きな自治体がしっかりと全体を一つの経営体として、責任を持って安全な水を供給するようにしなければならないというのが原則というような考え方だと思います。

それで、現実には統合が、この近年全国に市町村合併というのが非常に進んだ中で、国はやはり合併をしても経営基盤をしっかりと大きくして、水道事業を安定的にすることが、国としても指導上最も大切なんじゃないかという考え方ではないかというふうに考えております。

今言いましたように、ただ現実には簡易水道とか、単純に国が机上で考えるような1自治体1事業体にするということは、現実的にはなかなか難しい部分もたくさんあるんですけども、目標と

してはそうすることによって、水道事業はあくまでも受益者負担が原則でありますので、西予市においても今後地震とか大きな災害を想定した場合に、大きな幹線とかいろんな部分をしっかりと今から整備をしていって、災害が起こったときにも安心して水が供給できる体制をつくるには、やはり経営形態そのものを安定さすということが最も大切なんだというふうに私たちも理解しておりますので、先般、一昨年ですか、西予市の水道ビジョンをつくらせていただいたというのがもとであります。国も同じような考え方で、それぞれの自治体にそれを求めているというところだというふうに理解しております。

○議長 10番元親君。

○10番元親孝志君 説明はそのとおりだろうと思えますけれども、別に国が関与しなくても、これは自治体として当然自主的にやらなければいけないし、やっていくべきものであると思うんです。それをあえて今回国が関与するということは、やはり何かそれなりの大きな理由がないと不自然じゃないかというのが私の考え方なんですけれども、その理由として、先般上水道の将来ビジョン策定は、これ完了しましたが、今なぜこれをつくるかっていう理由の一つに、これをつくらないと将来的に維持修繕等、大がかりなものが起こったときに補助対象になりませんよと、だからつくらないと将来的に不利益をこうむるんでつくりまよという説明であったと思うんですが、これは間違いはないですか。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 はい。側面的にそういう部分も考えられるのは当然だというふうに理解しております。

○議長 今回で終わりいたします。

10番元親君。

○10番元親孝志君 今回で終わります。

それで、今の上水道、公営企業ですよ。企業部門に関して、今までに補助対象になった事例がないというふうに言われるんですが、この上水道

に関して国から補助を受けれるような事業っていうのは具体的にあるんですか。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 上水道におきましても、国の補助金等がございます。

以上です。

起債ももちろんございます。

○議長 ほかにありませんか。

2番二宮君。

○2番二宮一朗君 先ほど上甲生活福祉部長が訂正の答弁がありましたんで、それに関して1点だけ済みませんが質問させてください。

無料化の支払い方法について償還払いというお話があったんですけども、今の本当先ほども言いました経済状況等々、大変なときですんで、ぜひ受給証を発行しての方法にしていきたいと思えますんで、よろしくをお願いします。

○議長 訂正さっきされたんで、答弁はいたしません。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題になっております議案12件につきましては、お手元に配付いたしております委員会付託表のとおり各常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、陳情第5号「大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書」及び陳情第6号「原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める陳情書」の2件を一括議題といたします。

これらの陳情2件につきましては、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、要請第1号「「地域主権改革」に関する要請書」を議題といたします。

この要請につきましては、お手元に配付いたし

ております要請文書表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

各委員会においては、議案及び陳情並びに要請について十分に審議を行い、最終日の本会議において委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

12月14日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時54分

平成23年第4回西予市議会定例会会議録（第3号）

1. 招集年月日 平成23年12月14日
 1. 招集の場所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成23年12月14日
 午前9時00分
 1. 散 会 平成23年12月14日
 午後3時00分

- 教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 河 野 数 義
 城 川 支 所 長 福 原 純 一
 三 瓶 支 所 長 三 好 幸 二
 消 防 本 部 消 防 長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 井 上 謙 二
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企 画 調 整 課 長 宇 都 宮 松 夫

1. 出席議員

- 1 番 欠 員
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇 都 宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇 之 吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 欠 員
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 森 英 二
 公 営 企 業 部 長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 河 野 敏 雅
 総 務 企 画 部 長 宇 都 宮 又 重
 産 業 建 設 部 長 藤 中 彰
 生 活 福 祉 部 長 上 甲 憲 章

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
 事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽 一 郎
 1. 議 事 日 程 別 紙 の と お り
 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 の と お り
 1. 会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 ただいまの出席議員は22名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおりであります。

（日程1）

○議長 日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

今定例会より、対面式の一般質問といたします。

また、従来的一般質問方式に加え、一問一答方式及び分割質問方式を採用いたしております。質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

なお、一問一答方式及び分割質問方式の場合は、質問と答弁の時間を含め1人1時間以内といたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、6番小野正昭君。

○6番小野正昭君 一般質問の前に、去る11月13日急逝をされました二宮議員のご遺徳をしのび、謹んで哀悼の誠を申し上げますとともに、心からご冥福をまづもって申し上げたいと思います。

さて、今回の一般質問は先ほど議長の話もありましたように一問一答方式であると。最初の質問であります。さらにまた、傍聴席には多くの傍聴の皆さんがおられまして、多少の戸惑いはありますけれども議長の許可をいただきましたので、通告に順じて大きく分けて3つの件につき質問をいたします。

まず1点目は、本庁と支所のあり方及び議員に対する対応について質問をいたします。

以前に、私は北島三郎のヒット曲の中の「根っこ」という歌を紹介をいたしました。また、約10年ほど前になりますか、県下の大手のオーナーの葬儀の資料の中に巨石と小石という字が載っております。ことわざに、「人大山につまづかず 足元の小石につまづく」と、このようにあります。もう私が既に何を言おうとしているかはご案内のとおりだと思います。

また、さきの11月19日、本庁の落成式の中で、どなたかの祝辞の中で、立派な本庁舎ができ上がりました、効率も上がり事務サービスの向上も期待ができるでしょう、しかしながら実際に直接住民と接する支所機能が大切でありますよという趣旨のお話をされた私は記憶をしております。

そこで、お伺いをいたします。

まず、支所の特性、目的は生かされてるのかどうかお伺いをいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

師走も半ばになりますと寒さも増し、また何かと慌ただしい季節となってまいりました。

そんな中、本日は早朝よりこのように多くの方が傍聴をいただきまして、まことにありがとうございます。心からお礼を申し上げたいと思います。

本議会の一般質問から、先ほど議長が申されました西予市議会の改革の一環として対面方式と一問一答方式が導入されました。行政側としまして

も、このご趣旨を十分理解をして真摯に受けとめて回答をしたいと思っております。

それでは、通告に従いましてこれから各議員からの一般質問にお答えをさせていただきますけれども、質問の中、事務的な内容及び細部に係る点につきましては担当部長からご説明をさせていただきます。あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

それでは、最初の小野議員の質問でございますけれども、本庁支所方式は、当市の厳しい財政状況にありまして定員適正化計画に基づき職員数の削減を進める中で、複雑高度化する行政課題に対応しつつ住民サービスの低下を招かないような行政機能の維持を図るよう導入してまいりました。したがって、支所におきましては日常的な業務あるいは市民の皆さんの各種申請や相談に対する窓口機能を維持、充実させる一方で、専門的な業務につきましては本庁での確、適切に処理する体制を組織したところであります。

現在のところ、本庁支所方式移行後、初年度といたしましておおむね順調に推移していると思っております。本庁に人と権限が集中したことで、本庁の機能は的確に向上しており、西予市としてさらなる発展には今回の組織改革の改変が必要不可欠な手段であると理解をしております。皆さんにもご理解をいただきたいと思っております。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 大体のいわゆる総論はそれで結構だと思うんですけども。

私は、この本庁支所方式になっただけで市民の目線で支所のほうを見ておりますし、また本庁のほうを見ておりますと、どうも本庁方式、宇和町の一極集中になりつつあるのではないかなど、このような懸念をいたしております。国も、ご案内のように地方分権の時代で地方に職権を任されておるのに、西予市はどうも逆行しとるのではないかなど。それは、市民の方々からよく耳にする言葉です。支所に要望に行く、話に行く、まず私にはお金がないのよ、何もできないのよという言葉が返ってくるそうです。私は、そこに本当の市民サービスができていないかなど、このように考えざるを得ないのです。

やはり行政というものは、市政というものは、

その主権者は市民であり、行政は市民の最大のサービス機関であります。その辺のところをよく考慮されていると思うんですが、そういう声があるということを紹介をしておきます。これについてのご感想を、所信をお願いいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今ほどのご質問についてお答えいたしますけれども、私どもの今回の本庁支所方式に当たりまして、県内のいろいろなところの情勢等もまず判断の中で入れたところもありますけれども、例えば松山市が北条市、中島町とも合併した中で、北条市が北条支所になりました。274名であった職員が28名、これはその組織の中の換算の仕方にもいろいろありますけれども28名。例えば東温市、重信町と川内町が合併をされましたけれども、川内町は126名あった職員が6名のような状態があります。これは、私どもとは全然違う感覚で私はおります。私は、やはり支所で、今ほど小野議員がおっしゃられましたようにある程度窓口機能等々を充実さすという意味で、例えば三瓶であったら今回の改変でも65名職員がおります。この辺のところもおわかりいただきまして、いかに私どもの西予市は支所を重視して窓口機能をしっかり持つておるかということのご理解もいただきたいと、このように思います。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 私は、確かにそういう面もあるかと思うんですけども、以前に一般質問の中で、あいさつは国境の要らないパスポートと、笑顔はお金の要らないパスポートと、このように一般質問したと思います。まず、窓口には町民の方、市民の方が入っていったときに、本庁の受付の方はすこぶるすばらしい美人で、笑顔が物すごくチャーミングで、必ずあいさつしてくれます。支所へ行きますと、中には目と目が合ったときにぱつとへちを向く職員がたまにあるんですよ。これは、私市議会議員だから嫌な人間だなと思ってするかもわかりません。しかし、これを市民の方にされますと、やっぱり私も心臓が毛虫の肝ほどしかありませんけれども、市民の方はもっと、ああも

う次から来たくないなという気持ちが強くなると思うんです。ですんで、まず市民の方が入られたら、必ず目を見たらにこっと笑って、おはようございます、こんにちは、こういうことからまず心がけていただきたい。こういう指導をぜひしていただきたいと思います。

そういう意味で、次の質問ですが、部課長会はどのような方法で月何回開催をされているのか、簡単にお答えをいただいたらと思います。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 部課長ですが、毎月1回、原則月初めに部長会、本庁課長会、それとはまた別に各支所において課長会を開催しており、必要随時応じて市長の訓辞等をいたしております。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 そのような答弁ですけれども、漏れ控え聞くところによりますと、課長の意見が本庁に上がってない、伝わってないという意見も聞きます。

例えば、古くなりますけれども、健康保険証の問題があります。三瓶町はカード方式でした。合併になりまして紙の方式になりました、さらにまた今カード方式に戻ってます。こういうことがあったと思いますけれども、これは三瓶のほうからそうしたらどうですかと言ったそうです。しかし、取り入れてもらえなかった、また元のカードになったやないかと、そういうふうな意見もあるということなんです。ですんで、本庁がこうだから、こういうふうな考えを持つとんだから、支所の言うことは聞かんよというふうなことがないように、やはり先ほど一番冒頭に言いましたように根っこの力ですよ。小石がなければ天守閣も崩れますよ。そういうことで、支所の職員がやる気を持って市民のために一生懸命やれるように、また市政が進展するように、その配慮をぜひお願いをしたいと思っております。

そういう意味で、上意下達、下位上申は十分できているのか、これからのお考えを含めてお伺いをいたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ご質問にありました国保のカード方式ですが、支所からの話は十分私も確認しております。どういうふうになれば導入できるかという議論も現場サイドでやっております。先進的な導入が三瓶でおったということも十分理解しておったつもりでございます。

それで、ご質問の上意下達、下位上申の問題ですけれども、当市では接遇コミュニケーションを初めとしまして組織内での意識伝達機能の向上に努めているところでございます。組織における上司と部下の関係及びそのあり方など、基本的には理解、実践できているものと認識いたしております。どこまでやれば十分か、その判断は難しいところでございますが、研修等により着実に成果は上がっておるといふふうに考えております。また、試行的に実施いたしております人事評価制度でもこのことについて評価項目として掲げております。現状で不足している部分も、十分これで改善できるんじゃないかと期待しているところでございます。引き続き、研修の実施や部署内部での会議等を通じて組織内における意思伝達機能の向上に努めてまいりたいと思います。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 関連があるんですけども、上級者に対する尊厳、部下に対する指導はできているかということですけども、上級者に対する尊厳ですが、これは私の推測、憶測かも知れませんが、支所長に予算権がないように見えるんです。周囲から見ると、あるんでしょうけども見えるんです。一般町民は、支所長が印鑑、部長級が印鑑を押した予算書でも、本庁に来れば係長の印鑑がなければだめだといふような風評が広がっています。そこに、やはり上級者に対する尊厳が部下の間にも損なわれつつあるんじゃないか。

そしてまた、三瓶町政の場合は町長が人事権を持っておりましたから、本庁では市長が人事権を持っていますから、職員は10メートル向こうからでも頭を下げますよ。人事権がないと、ややもすると、ああこの人に言うてもという考え方ができるのではないかというおそれがあるわけですね。今

人事評価のことを言われましたけれども、その辺のことをよくもう少し具体化をして、支所長の言うことは市長の言うことだぞといふぐらいの気持ちを末端の職員まで持っていただけるような指導をぜひ。これはお願いです、要望です。市民のためにしておきます。

それで、次にですが、議員の質問及び要請の対応について、またどのように受けとめているか、どのように指導しているかご質問をいたします。端的にお願いをいたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ご質問の問題ですけども、本会議及び各委員会において議員各位からご意見、ご提言いただいたものについては、これを真摯に受けとめて、対応すべきものは必要な指示を行い実行するように努めているところでございます。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 なぜこの質問をするかという、私は以前に、例えば救急医療体制の質問をしたことをご記憶にあると思います。独居老人並びに高齢者世帯の救急医療体制をどうするのかと。これは、やはり行政もさることながら地域の区長さん、役員さん、それから民生委員さんとともにそのことをやっていかなければならないのではないかという趣旨の質問をしたと思います。その折に、私はそれをしたくともその名簿がない、個人情報保護法なるものを盾にとって、名簿を出さない、これではだめではないですかという質問をしたときに、市長は今要支援の名簿を作成しております、年度末中にはでき上がりますので配布をしたいと思います、この活用によってその体制をしたいと思いますと、そういう答弁をされたように私は記憶をしております。その要支援者名簿の名簿ができておるのかどうか、これは一つの例です。

質問をしたら、こういうふうになりました、今こういうふうになってますというキャッチボールを今後はしていただけないと、ここで幾ら私が熱弁をしたって、皆さんが熱弁をしたって一方通行であれば何にもならんのですよ。やはり議員が市

民の代弁者として質問をしたことに対しては、経過報告なり結果報告なり今後していただきたいと思いますが、その意思があるかどうかお伺いいたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 質問に対して返答がないというご指摘ですけど、私どもは公式な答弁の内容について実施をお約束した事案については適宜報告させていただきたいし、もちろんそうしなければならないと考えておるところでございますが、状況、状況によってお知りになりたいことがあれば遠慮なく担当部課長にお問い合わせいただければと思うところであります。

ただし、その内容につきましては非常に多岐にわたっておりますので、そのすべてについて事後の実施状況、経過状況を報告するというのは、報告時期等の問題もありまして現実的には非常に対応が困難な面もありますけれども、実施の検討をお約束した事項については報告しなければいけないことでございますので、市職員に指示いたしますと同時に、これも必要に応じて担当部局のほうへ議員さんのほうからもお問い合わせいただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 今の答弁は、ちょっと私疑問を感じるんですね。こちらが問うとるんですから、聞いた答えを向こうから先に返事するのが、これが当たり前の話であって、日本語の会話であって。それで、かつわからんことに対しては、再度私たちのほうからこれはどうなっとるんですか、こうなっとるんですか、これはいいと思うんですよ。まず、ボールが返ってこんことには、それ返球がまだできんわけですから。それを私は言っておるわけです。それはそれで、そのように受けとめていただきたらと思えます。

次に、議員の一般質問なんですけれども、どうも聞くところによりますと各支所の最低課長のコンピューターというんですか、あそこまで流れてないように聞いとるんですが、事実かどうかお答えを願います。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 一般質問については、データ上コンピューターの流れの中では課長にまでは本庁においても流しておりません。支所長、部長のレベルで処理いたしております。当然各部長のほうから担当部局等へ通知いたしております。以上です。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 データ上そういうことであれば、これはいたし方ないとして、やはり口頭でも課長級あたりまでは今回はこういう議員がこういう質問をしますよと、支所にはこういう関係の質問がありますよと、君たちもよく周知勉強しとってくださいよと言うのも、これは職員の資質の向上につながると思うんですよ。ですんで、やっぱり課長級ぐらまでは部長を通じてなり支所長を通じてなり、これは今後伝達していただきたい。

次に、朝日文楽について質問をいたします。

市長にお伺いをいたします。

朝日文楽についてどのような理解をされているのか、まずお伺いをいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 この件につきましては、専門的な分野でまず答えたほうがいいと思いますので、教育長のほうから答えをさせていただいたらと思っております。

○議長 森教育長。

○森教育長 朝日文楽についての理解はということですけど、その後の質問要旨に沿って答弁をさせていただきたいんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 やはり、朝日文楽はどのようなものであるかという理解がないと次の質問に入れませんので、簡単に朝日文楽についての理解の

ほうをお願いいたします。

○議長 森教育長。

○森教育長 それでは、朝日文楽について知り得ていることを説明させていただきたいと思いません。

この朝日文楽といいますものは、明治の初期に西予市朝立浦の井上伊助氏が松の木のこぶとかキリの木で人形の頭を刻んだり、胴体に衣装を着せ、浄瑠璃に合わせて人形を操ったことが起こりと言われておりまして、西予市を代表する伝統文化だと考えています。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 先般12月11日、市長の代理で教育長が愛媛県の5座による合同公演にお越しになりましたけども、ここに朝日文楽沿革史という冊子があります。ちょっと読みます。

これは、前三瓶町長が合併するに当たってこういう記念史をつくった発刊の言葉を書いています。これに三瓶町の町民の朝日文楽に携わっとる方の気持ちが凝縮しておりますので、読みます。

愛媛県の有形無形文化財にも指定された朝日文楽は、三瓶町が他に誇れるかけがえのない伝統文化です。明治初年に井上伊助翁によって始められたこの伝統芸能は、文楽の皆様のためなご努力とそれを支える保存会、三瓶高校文楽部、こども朝日文楽などによって営々と伝承をされてきています。そのことが平成11年度全国農村アメニティ・コンクールにおいて最優秀を受賞する大きな要因となり、また地域の資源や文化を見直し手間暇かけて保存、再生していこうというスロータウンのまちづくりの核ともなっております。町村合併という歴史的な区切りを迎えるに当たり、三瓶町固有の文化を正確に後世に伝えるために朝日文楽沿革史の改訂版の制作に取り組んできましたが、このたび立派に完成しました。

そういうことを書かれております。ここで大事なことは、今言いましたように朝日文楽の保存、継承のために、伝承のために、朝日文楽に携わっておる方を初め町民がこぞってこれを切望しとるわけです。そのことにつき、各論に入ります。

私は、私の記憶では平成20年だったですか

ね、同じ愛媛文楽の合同公演の折に市長が松尾芭蕉の語句の中から流行流れということ引用して祝辞を言われました。市長覚えておると思います、私は覚えてます。これは、守らなければならぬものは今後もずっと守っていくという趣旨のことで、そのように私は考えておりますというごあいさつを祝辞の中でおっしゃいました。

そこで、朝日文楽の文楽会館の建設の予定があるのかどうか。あれば、その時期はいつごろを予定しているのか。また、その建設予定地はどの場所を考えられているのか。端的に、時間が迫りますんでお願いをいたします。

○議長 森教育長。

○森教育長 朝日文楽会館の建設予定とその時期でございますが、またその場所についてのご質問でございますが、朝日文楽会館は築後34年を経過し老朽化をいたしております、ひび割れとかコンクリート片の落下など、危険性とともにも雨漏りもしておるといようなことをお聞きしております、この貴重な文化財にも影響が出るおそれがあります。

そこで、新しい朝日文楽会館の建設につきましては、その建設について検討するための準備委員会が先般結成され、役員を選出や選考がなされました。

建設時期につきましては、同準備委員会の報告を受け、早期実現に向けて検討していきたいと考えています。

次に、建設の予定地の場所についてでございますが、この結成をいただきました同準備委員会で当然協議、提案があらうと考えています。市有地であり、文楽公演等にも便利な利便性の高い三瓶文化会館周辺地が適当ではないかと考えていますが、いずれにいたしましても朝日文楽や地元文楽会や地元区長さん、文化財保護審議委員会の委員さん等々の皆様に構成されました同準備委員会の意見を尊重して場所の決定をしていかなければいけないと、このように考えています。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 これ、私の剣道の恩師のよく使われる言葉で、私も体協の三瓶の責任者をして

おりますんで開会式等によく使いますけれども、今までも、今も、これからもという言葉があります。先ほどの言葉と若干関連をしますけれども、やはり今まで一生懸命守ってこられた方の思い、それを今の方が受け継いでさらに後輩たちに傳承していこうという、今までも、今も、これからもと。

今、準備委員会というお話がありました。私もそれに若干関係しておりますけれども、文楽会の方、文楽保存会の方の思いは、決して豪華なものには要らない、しかしながら朝日文楽として傳承できる、朝日文楽にふさわしい、他の方が見学にいられても恥ずかしくないものをこの際ぜひつくっていただきたい。

その中に一つだけ強調しておきたいのが、八反返しというのがあるんです。残念ながらさきの公演ではできなかったんですけども、この八反返しは徳島の2座が国の有形文化財です。愛媛県では、ただ一つ朝日文楽が、この八反返しが県の有形文化財になっております。これをぜひ取り入れていただければ、今後この八反返しが消えてしまいますんで、傳承できなくなりますので、県の有形文化財がなくなりますので。

そうすると、その舞台もおのずから大きさが違ってきます。どの程度の準備段階でされとるか私も定かではないんですけど、私の考えでは附属設備も入れて約150坪は必要ではないかなと。観客、舞台、衣装、必要なものが大体約120坪、附属設備が30坪、約150坪は必要ではないかなと、このように考えてます。

それで、場所は三瓶文化会館付近というふうに言われましたけれども、この皆さんの思いは、以前に私が支所機能に移転する場合、支所の今後の方針はという質問をしました。市長は、三瓶のシンボリックな場所なんでそれにふさわしいものを検討したいと、このような答弁をされました。ご案内のとおり、旧支所は海から見ますと右手に県道宇和三瓶線、左手に県道八幡浜三瓶線、扇のまさに要の位置なんです。今まで受け継いできた伝統文化を守り繼承し、そして三瓶町の宝として、西予市の宝としてふさわしい場所は三瓶町のシンボル、ここしかないです、と私は思っております。

しかも、以前に質問した中で当時の町長の思いの3つの瓶、並びに小・中・高生のモニュメント、亀甲マークにそれぞれの将来を託した文字を

刻んで玄関口に置いてます。これも移転することは不可能なんです。みすみすこれを絶やすということは、子供たちの思いを絶やすということになります。私は、それを活用していただくとともに、やはり伝統文化である、愛媛県の宝です。それを十分考えていただきまして、もっと言うなれば予算的なことは触れませんが、私の考えは、私が町議会議員をさせていただいたころには文化会館の近くに7億円をかけて庁舎を建てる中・長期計画がありました。平成15年の合併の5町の持ち寄りのこの資料を見ますと、なぜか5億円になってます、5億円。それが、厳しい財政下ですから、いわゆる有効利用ということで以前の福祉センターに支所を移しました。約1億円です。単純計算で引き算をしますと、4億円残っています、5億円からね。私はその4億円とは言いません。その半分の約2億円を使って、朝日文楽に関係をしたもろもろの予算にぜひ使っていただきたい。これが三瓶町民のすべての私は思いだと思います。それは、今の支所の解体も含んでですよ。

それから、もう質問しませんけれども、今後の朝日文楽の今あるものの再利用なり解体なり、これは地元の方の意見を聞いていただければ私がここで軽々に申し上げるわけにはいきませんので、この現在使われている朝日文楽をどのようにするか、解体するのか改修するのか、そういうもろもろのすべての予算を、やはり5億円のうちの1億円で済んだ4億円の半分の2億円を私は充てていただきたいなど、このように考えておりますので、今後のスケジュールの中でこのことを十分考慮をして。先ほど言いましたように、豪華なものは要りません。繼承していくにふさわしい、文楽の方々が本当に努力をされておる思いをぜひ酌んでいただきたいと思います。

3点目に入ります。

今、後ろのほうには多くの、恐らく私の見間違いではないと思いますが、市長の後援会長さん並びに各支部の支部長さんがおいでになります。

市長、あなたとは私は約10年のつき合いがあると自負してます、私はですよ。2期目も約3年半経過をしました。400メートルトラックでいいますと、第4コーナーを回ってもうフィニッシュラインの目の前に来ております。

この7年半の業績を振り返りますと、三好幹二2008マニフェスト、合併協議会の懸案でもあ

りました推進に、ハード面では市庁舎の本庁の完成、それからCATVの整備、またソフト面では限界集落及び地域づくり、コミュニティー活性化、このようなことを着々と推進され、厳しい財政下さらにまだそれに追い打ちをかけて、合併後直ちに行われた政府の三位一体改革、これに補助金もカットされました。その中でもかわらず、市長のたゆまざる財政力、いわゆる財政通の力量を発揮していろいろな業績は枚挙にいとまがありません。また、市長として人後に落ちないものが私はあると、このように確信をいたしております。

それで、まだ若干の任期までに余裕がありますが、3期目にかかる市長の進退について、まずもってお伺いをいたしたいと思えます。

○議長 三好市長。

○三好市長 今ほど、3期目にかかる私の進退についてのご質問でございますが、現在のところは白紙の状態でございます。それに関して後ほど何かご質問があるとしたら、またなおそれに追加する答えをさせていただいたらなど、このように思います。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 私は、まだこの三好市政は道半ばだと思っております。私は、なぜ市長を支持したかと申しますと、先ほど言いましたようにきつての財政通での一つ、それからお見かけどおり温和な顔をされてますんで、人の話をよく聞いて、そしてまた部下をいたわりながら上手に市政を進展させる方だなど、ワンマンではないなど、このように最初の印象を受けたんです。それで、合併して1年、5年、10年後にはこれがどうなるかわからないと、そういう市政をだれまりには任すわけにはいかないと、今言う、まずは財政にたけた人でなければならないんだと、このような観点から私は正直一生懸命支持をさせていたわけです。

まだ市長の頭の中には、これからの懸案事項、今やりかけの懸案事項、やりたいことが山ほどあると思うんですよ。そういう意味を込めて白紙と言われましたけれども、もう少し色をつけていた

だいて、今後援会の会長さん以下、各地区の支部長さんもおられますよ。やりたくなくはないんですよ、気持ち的には。その辺をやんわりとまずお伺いします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、ご質問について少し総括的に回答をさせていただいたらと思えますけども、私も今回いろいろ考えることもございました。まず、第1期目の8年前、2期目の4年前の市長選挙に当たってご支持をいただいた方、本当にありがたいことだと思っております。一言で言い尽くせないような、ご支援やご協力をいただいた方に対しては思っております。市長を誕生させるということの、どれほどエネルギーが要るかということも、その中で体験をさせていただきました。

一方、選挙が終われば私はノーサイドであるという考えのもとで、その時々投票行動、その後もそれを引きずるような安直な考え方を追及すべきではないと、ずっと私は考えてやってきました。市長として分け隔てなく市民の幸福の追求、安全・安心な社会構築を旨として市政執行をやってきたつもりでございます。

西予市が誕生いたしましたように2期、8年近くにわたってやらせていただきましたけれども、基本理念といたしましては誇れる愛着の持てる西予市づくりを掲げまして、それぞれの地域が輝いて、それぞれの人が喜んでいただいて、納得いく西予市づくりを目指してまいりましたけれども、その中で合併協議会で策定されました西予市の建設計画であります西予市まちづくり計画と、西予市となって策定いたしました西予市総合計画を基本としまして、それを重視した上で2期目に当たりましては私が策定いたしました市民との約束でございますマニフェスト2008を合わせて実践することを目指して、諸施策を推進してまいりました。特に、西予市まちづくりの計画の中では緊急性の高い事業、重要性の高い事業は相当進んだと、このように判断をしております。私のマニフェスト2008で市民に約束いたしました6つの西予市づくりと28の施策提言はある程度市民の評価も受けさせていただきまして、大方良好で進捗しているのではなかろうかなと、こ

のようには思っております。

このような計画と合わせまして、その時代時代に即応する施策、あるいは西予市独自の施策も進めてまいりました。特に、過疎限界集落対策あるいは林業施策については愛媛県下の中をリードしてきたと、私個人では自負をしております。

また、重要伝統的建造物群保存地区の選定、長年にわたる非常に課題でございますけれども、これは何とか解決できたと、そして選定を受けたというところで安堵をしております。

また、今ほど小野議員がおっしゃっていただきまして非常にありがたいお言葉だったと思っておりますけれども、財政面では国の三位一体の改革で全国の区市町村は極めて厳しい財政環境にさらされてしまいました。西予市も未来を見通すことができない状況にあったと思っております。それを打開すべく行政改革を断行させていただきまして、行政評価システムを導入し、全事務事業の見直しをやらせていただきました。これは、国の事業仕分けよりか2年早く、もう4年前、はや5年目に入りましたけれどもやってこさせていただいたと、私は思っております。

厳しい財政状況は続いておりますけれども、新聞の掲載等々もいただきましたが、起債制限比率と経常収支比率の指数化した中でおきましては、私どもの西予市は県下の上位にあると、このように市民もご理解をいただいております。

先ほど言いましたように、次期の市長選挙の出馬につきましては今は白紙の段階でございます。私の考えをご支持いただいております多くの方々やまた地元の自治会の方々、さらに市民の皆さんのご意見に耳を傾けまして今後の方向を見定めていきたいと、このように考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 やはり市長の答弁を聞きよりますと、そこが市長のいいところで慎重ですよ。やはりそつがない。白紙というのは、どういう色にも染まりますからね。私は、信号で言えば赤ではないかと、黄色も終わりにかけて、もう緑の点滅がしたなど、私はこのように今の答弁を聞いて理解をしました。これでよろしいと思っておりますが、

いかがですか。

○議長 三好市長。

○三好市長 とらえ方にはそれぞれあろうかと思っておりますので、これ以上の答えは今の段階では控えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 しつこくしつこく言いましても時間がないので、私はそのように思っておりますし、恐らく後ろにあられる後援会の幹部の方々も市民も望んでおるのではないかなど、このように確信をしておりますので。

そこで、若干余談になりますけれども、失礼があればお許しを願いたいんですが、なぜかといいますと施策等には行けませんので、井戸を掘った人々の考え方についてお聞きをします。

この井戸を掘った人の恩を忘れてはいけないという言葉は中国のことわざだと私は理解してます。

近年では、田中首相が中国に行ったときに毛沢東の右腕と言われております周恩来首相が、田中角栄さんに向けて、元総理に向けて言った言葉です。そして、愛媛県では白石県政が終末したときに、北黒田の知事の自宅へよく党の用事、当時自民党ですが、幹事長も来られましたし、政調会長も来られました。それは、よく使われた言葉が愛媛県の井戸を掘った人の恩を忘れてはいけないということで、県庁へ行く前に松山空港から北黒田の私邸に伺って県庁に入っていました。私は、何回もその場面に立ち会ったことがあります。やはり人間として政治家として井戸を掘った人の恩を忘れてはいけないと、このように思います。

まことに僭越ですが、私は今でもこれを机の上に置いてます。2004年5月17日月曜日の愛媛新聞の新聞です。名前は言えません。2,912票差で宇和で圧倒、三瓶も制す、財政通に期待、一面トップになってます。私は、このときは大変苦い経験をしましたけれども、私は本人以上にうれしかったのと、私の戒めのためにずっとこれを机の上に置いてます。そのときに、インタビューがありました。記者のインタビューにまず市

長が答えられた第一声は、うれしい、本当にうれしいという言葉でした。この一言に、この裏には今言った井戸を掘った人の恩があるわけです。

もう一つ紹介します。私は、平成16年1月18日に後援会の幹部の要請によりまして宇和町の後援会事務所に行きました。一番先に私の目に飛び込んできた言葉があります。額がありました。読みます。

幹ちゃんへ。苦しいとき、苦しいと言ってください。一緒に苦しみます。泣きたいとき、泣きたいと言ってください。一緒に泣きます。耐えがたいとき、耐えがたいと言ってください。一緒に分かち合います。必ず勝ちます。なぜなら、私たちも一生懸命ですからです。幹ちゃん、頑張ってください。山田区長、山田区一同。

こういう地元の方の変わらぬ支援があったら、これにまさるものはないんです。私たち政治家、市議会議員ですけれども、まずはやっぱり地元の方々のそういう思いなんですね。親愛の情なんです。私は実るほど頭を垂れる稲穂かなという言葉がありますけれども、これはやはり何期になっても初心を忘れるべからずで持っていたきたい。大変失礼なことを言いましたけれども、私はこれを毎年自分の手帳に書きかえて、毎年毎年自分の戒めとして、地元にそういうにこうありたいなど。三好市長、あなたにもこうあってほしいなという気持ちを持って発言をさせていただきました。

最後に一句、前回も言いましたが、「海川の、水をたどれば一粒の、空から落ちる雨雪あられ」。大海の潮も、大きな川も、たった一粒の雨、雪、あられが集まってああいう大河をなし大海をなしています。一人一人の気持ちを大事にしてください。

質問を終わります。

○議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前9時53分)

○議長 再開いたします。(再開 午前10時01分)

次に、2番二宮君。

○2番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私も一問一答方式で質問をさせていただきますと思っています。

ことし最後の議会ということですが、ことし3月に起きました東日本大震災で、私の6月、9月の質問もほとんど防災対策ということを見せていただきました。

前回の質問でも申しましたように、その震災後西予市から、行政のほうから市民に対しての防災計画というのがなかなか見えないというのをお話をさせていただきました。また同じようなことを言わないけんなどというのが残念なんですけれども、視点をちょっと変えまして、また防災対策について、まず1点目の質問をさせていただきたいなと思っております。

3・11から約9カ月が経過をし、その間には台風12号による水害ということもありまして、市内ではこれは大きな被害を受けました。また、我々西予市においては伊方原発から約20キロ圏内に住んでおられる皆さんも多く、30キロになると約7割の人が住まれているということで、お会いするとロ々に原発の不安ということが出てまいります。

先日12月7日の質疑の中で、三好市長が防災計画の考え方として、急いで何度も修正をするようではいけないと、じっくりどっしり構えて取り組むべきじゃないかという方針だということでおっしゃいました。

国による今さまざまな検証が行われて、防災基準の見直しとかが行われて、それを受けて西予市でまた防災計画をしっかりと立てられるということはとてもいいことだと思っておりますけれども、ただ市民の皆さんはこの西予市は、また市長はこの市民の防災計画に対して防災、生命と財産を守るということに対してどう思われているのかというのは早く知りたいんじゃないかなというふうに思います。

そこで、1点目の質問として、自主防災組織間、西予市ではほとんど自主防災組織ができてますんで、その人たちを一遍に集めていただいて連絡協議会的なものを設置をしていただいて、その場で西予市はこういうふうを考えているんですよということと、またいろんな設備をしたり、防災計画でいろんなお金がかかりますよね。ほとんどは国による予算措置が必要なものが多いんだとは思いますが、それであるならばこれは何年間をかけてやりますとか、この部分については地元で対応を願えませんでしょうかとか、そうい

うふうなことを早目に僕はやってほしいなど。年明けたら、ちょっと皆さんの記憶も思いも薄れていくんじゃないかなと思いますんで、この自主防災組織の連絡協議会の設置に関してどのようなお考えがあるのか、まず1点目お伺いしたいと思っております。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、二宮議員のまず最初のご質問についてお答えをさせていただきますが、先ほど12月7日の私の回答のことを言われましたけれども、あのときに余り前のめりになり過ぎると、やはりいろんな計画として不十分なものができるので、余り前のめりにならずどっかりして被害計画をつくっていくように進めたいということも申したとおりでございます、現的に市の防災計画はあるわけでございます。これは、ない場合はいけないわけでありますが、あるわけです。そして、その上で今回の東日本大震災を受けて、それが国のほうでしっかり検証される、地震の問題、津波の問題、あるいは原子力発電所の問題等々を検証された上で国がある程度の方向性を出された計画書をつくると。今はいろんなところで少しずつ見え始めておりますが、それがある程度出た時点で、当然ながら西予市として計画の見直しをしなくてはならないということを踏まえて言った回答でありまして、ぜひともご理解をいただきたいと、このように思います。

それで、今ほどのご質問でございますけれども、まず最初に当市の自主防災組織は12月現在で66組織、1万8,118世帯、組織率では97.4%という組織率を誇っております。市といたしましても、これまで各組織からの連絡や要請を受けまして防災訓練や研修等連携をして実施いたしておるところでございます。また、防災組織に関する行政との連絡、あるいは情報の強化の必要性でございますけれども、これは非常に痛感をしておりまして、防災組織との情報連絡会等につきましてはできるだけ早期に計画、実施し、積極的に情報を共有していきたいと考えております。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 ありがとうございます。

防災計画に関しましては私も十分理解をしておるんですけども、ただ今回の台風のときの、水

害のときのいろんな各地域と危機管理室との関係であるとか、そういうことを考えますと、また各自主防災組織が組織はできているけれども本当に機能しているかということを考えますと、やっぱり今申しました連絡協議会的なものがある、市の方針をきちっと打ち出さないとということが大事ななと思っておりますので、早急をお願いをしたいというふうに考えますのでよろしく願いいたします。

それと、その防災対策の2点目として、これも前回ちょっとお話ししましたけれども、要援護者の支援計画とその実効性を高めるという点についてちょっと質問をさせていただきたいと思えます。

前回の質問のときに、要支援計画に関して今支援者の登録率が38.7%でまだまだ不十分、引き続き要援護者へのきめ細かな避難支援のため自主防災組織及び関係機関の協力を得て進めてまいりたいという生活福祉部長のご答弁だったように思いますが、その後どういう働きかけをされたのか、進捗状況をまずお聞きをいたします。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 今ほどのご質問でございますけれども、重複するかとも思いますけれども、これまで広報等による周知や民生委員さん、児童委員さん、市社会福祉協議会、包括支援センターを通じて登録の案内を行ってきたところでございます。その結果、特に関係者及び団体等が対象者宅を訪問する方法が一番有効であったということで、引き続き協力をお願いしてまいりたいと、このように思っております。

また、行政といたしましては保健師等による訪問、対象要件となる各種手帳の発行や認定等において個別に登録案内をさせていただくなど、登録率の向上に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 さっきお話ししました、前回の答弁に自主防災組織及び関係機関の協力というところがどうなのかというところが聞きたかった

んですけれども。

前回は申しましたように、私は地元の自主防災組織の今リーダーに立場上なっておるんですけれども、行政のほうからそういう要請も全くその後も来ておりませんし、事務局に聞いても聞いておりませんということなんで、ちょっと今回の質問をさせていただきます。

自主防災組織は、行政においては総務ですよ。ですから、これは縦割り行政の弊害があるのかなというのちょっと思ったりするんですけれども、そういうところをすり合わせをしっかりとされて、この自主防災組織または要援護者の支援プラン等の進め方というのをもう一回行政のほうで考えていただく必要があるんじゃないかなという思いで今回質問をさせていただきます。

それで、その中で今から特に避難場所等の見直し等もされると思うんですけれども、特にこの一人で避難場所に行けない方等々考えたときに、そこが急な坂であったり階段であったりという、そういうふうな見直しの計画というか、そういうところは進んでるのかどうかちょっとお伺いをしたいなと思っております。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 災害者といいますか、要援護者の指定避難所ということにつきましては、市内の福祉施設13カ所を福祉避難所として指定をしておるところでございます。それで、災害の発生に備え日ごろから施設管理者と十分な連絡調整を図りながら、また受け入れ可能な状況の把握に努めておるところでございます。災害時においては、本来施設機能や入所者及び利用者へ支障を来さないように、十分に施設の管理者等との話し合いを進めておるところでございます。

以上です。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 ちょっと私のイメージと違うんですけれども。私がイメージしたのは、特に今回津波等ということで明浜、三瓶地域を考えておるんですけれども、福祉避難所というのは1回一時避難所から移ってその後生活せにゃいかなと、数日という場合やと思うんですけれども、例え

ば津波を考えたときにやっぱり到達時間等考えて、1時間とか2時間以内に逃げる場所、要するにすぐ裏の山であったり、そういう場所を想定しとるわけですよ。そういうところの見直しとかがどうなのかということなんですけれども、そういう進捗状況というか、わかりますでしょうか。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 一時避難箇所につきましては、明浜地区、三瓶地区、それぞれ現在設定いたしておりますけれども、今回の津波が想定外という言葉、使い古された格好ですが、想定外の規模だったということで、現在の避難場所が果たして安全なのかどうかを含めて愛媛大学の先生方を交えまして検証いたしております。その結果がもし不適切ということで、改めて避難場所の選定に入りたいと思います。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 先日、三瓶で行われた防災キャラバンで愛媛大学の二神先生がおっしゃった、1時間以内でどっか逃げればとりあえずの生命は保障されるというふうなことを言われたと思うんですけれども、やっぱり元気な人はすぐ逃げれると思うんですよ、走ってでも裏山へ。でも、やっぱり高齢者であったり、そういう障害を持たれた方はなかなかその1時間でも大変ということなので、その場所もそうですしそこへ避難するまでの方法をしっかりと検証していただいて、早急にお示しをいただきたいなと、該当者の方にとりまして、よろしくお願ひしたいなと思っております。

2点目に移りたいと思います。

期日前投票についてちょっとお伺いをいたします。

期日前投票は、投票率の向上のために期間が長くなったり時間が長くなったりということで今進んでおるんですけれども、以前よりは大分便利になったし、期日前投票に行かれる方もふえてるんじゃないかなと思っております。ただ、今少子・高齢化という問題もいろいろありますし、だんだん高齢化していくと、その期日前投票でもなかなか難しいと言われる方がおられるわけですよ。

それは、行ったときに宣誓書を書いたり何できょうなんですかみたいなお話をされたりということで、1対1でマンツーマンでやると上がってしまったり、ちょっとわからなくなってくるといふか、自分の思いがという人が高齢者の方とかが特に多いので、特にその場で書く宣誓書について、できれば自宅でまず書いて持ってこれるような、入場券の裏に宣誓書を印刷しておくような方法ができないかなということ、今回ちょっと質問をさせていただきましたので、ご所見をお伺いしたいなと思っております。

○議長 井上総務課長。

○井上総務課長 それでは、西予市選挙管理委員会書記長の立場といたしまして二宮議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

ご質問をいただきました期日前投票の受付につきまして簡易、またスムーズに行うため裏面に宣誓書を印刷した入場券を有権者の方に送付をいたしまして、あらかじめ記入いただいた上で投票所の受付に提出をいただくという方法につきましては、全国的にも導入の事例がございます。また、県内でも導入しておる自治体の一部あるようでございます。

検討をしているさなかでございますが、西予市選挙管理委員会といたしましては、現行の入場券の様式変更等に伴います経費の増もさることながら、まず心配をいたしておりますのは事前に記入できるということ、本人確認の判断精度が低下する懸念が生じるのではないかとございまして、期日前投票所内で本人が宣誓書に署名をいただく仕組みといたしておりますことで、例えば成り済まし、あるいは二重投票の防止、発見の一定の効果があると考えているところでございまして、また実際に当市におきましても事後のトラブル解決につながった事例がございます。

したがいまして、現段階におきましては入場券の裏面に宣誓書を印刷することにつきましては導入の予定はございません。なお、期日前投票所での宣誓書の記載場所や設備等につきましては、丁寧な説明案内も含めまして高齢者の方や障害のある方の負担が軽くなりますようにさらに配慮をまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 理解はしていただいとるのかなとは思いますが、ちょっとその予定がないというのは残念かなと思います。

今もおっしゃいました愛媛県内というお話ですけれども、ここに今持つとるのが新居浜市が使用している分、これは切り取って何人か分ということだろうと、3人分ぐらいですかね、これ、大きさからしたら。こういうのにしていただければ、本当に裏に宣誓する記入箇所があつてと、そういうイメージを持つとったんですけれども、後ほどまたお渡ししますんでぜひ検討していただきたいなと思います。

そこで、今も理解はされとるんですけれども、もう一点念押しにですけど。

この7月に障害者基本法というのが成立をいたしまして、その中の選挙等における配慮、障害者へです、選挙等における配慮という項目の中で、第28条ですけども、国及び地方公共団体は法律または条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査または投票において障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設または設備の整備、その他必要な施策を講じなければならないというのがあります。私は、この今言ったところがその他必要な施策を講じなければならないという項目に当たるんじゃないかなということ、ぜひ西予市においては来年任期満了に伴っての市長選挙、また議員選挙があるわけですから、そこにできれば間に合うようにしていただきたいなと思いますので、ご検討をお願いしたいと思ひます。

引き続き、3点目に移ります。

3点目は、学校教育について質問をさせていただきたいと思っております。

今、小学校の再編計画が進んでおるところでございますけれども、これは少子・高齢化の少子ですよね、子供が少ないということで小学校の児童が減ってきて、やっぱり大きいある程度の人数的中で教育をしていったほうが良いというもとで進められていると考えておるんですけども、その子供たちが今度中学生行ったら中学校も今人数が減ってきておるわけですよね。我々のころから比べたら多分今半分ぐらいかな、中学校もというふうに思ひますが、その中で中学校の教育の一環として

部活動というのがあるわけですが、この部活動もなかなか人が集めにくいとか継続しにくい状況になってるということで、もう数年前になりますけれども、私がPTA会長をしていたときも、学校のほうからちょっとこの部活が人も少ないんで、継続しにくいんで廃部にしたいんですけどという案があって、PTA総会で私はそのときの学校の思いを了として提案をして一つの部活をなくしました。そうすると、その後そのスポーツをされてる小学校の親御さんから言われました。うちの子中学校行ったら何したらいいんよというふうに言われました。もう私は済みませんとしかそのとき言えなかったんですけども、そういう状況が今からも来るんじゃないかなというのと、野村のほうでも多分ことですか、去年ですか、何か部活が一つ減ったというようなことを聞いたんですけども、そういうふうなことに對して教育委員会または教育部として今後どういうふうを考えておられるのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 今回の二宮議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在、西予市におきましては全員部活体制というのをとっておりまして、生徒は何らかの部に所属しております。およそ1時間から長い場合は2時間程度の部活動を行っておるのが現状でございます。

また、男子生徒の96%、女子生徒の69%の運動部がございますが、それ以外は文化部に所属しているという状況でございます。しかし、少子化の影響によりまして複数の文化部を統合して一つの部をつくったり、生徒及び保護者の考えを集約し、部活動再編検討委員会というのを立ち上げまして、その中で検討し、部の数を減らすという苦渋の選択をした学校もございます。

また、小学校やその保護者へ部活動の再編についてアンケートを配布して、現在情報収集をしているところもあります。

少子化は、確実に生徒の活動の選択肢の幅を狭めつつあるというのが現状でございます。しかし、その中で生徒は切磋琢磨しながら日々の活動に励み、よい成果を上げているのが現状でございます。

ます。

西予市の場合、学校間の距離がありまして、移動を考慮すると他の学校との合同チームをつくることも現段階では難しいのではないかと考えております。したがって、各校で地域の特色を生かしながら、また再編を工夫しながら活動をしていくことが必要であると考えております。

部活動の新設、休部、廃部等につきましては、部活動検討委員会等を設立するなど各学校で十分に協議、検討された上で、最終的には学校を管理運営する学校長の権限で行われるのでありますけれども、市教委といたしましても生徒の意見を十分に反映させながらその願いを可能な限り実現させていけるような方策等について学校とともに調査研究を今後してまいりたいと、そのように考えております。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 ありがとうございます。

各地区の中学校の距離が遠いということは確かにあるんですけども、西予市には本当に優秀なというか、熱心にやられていい成績を残されてる部活がたくさんありますし、野村のお琴であったり、この間も話に出た宇和中の陸上部であったりということであるんですけども、例えば今公共交通の見直し等もされておりますんで、そういうスクールバスとかを使いまして週に何回かでも、例えば合同チームみたいな、合同部活みたいなんで野村のお琴に例えば宇和の生徒、三瓶の生徒が行きたかったら一緒にできるみたいな、そういうところも考えてもいんじゃないかなというのも一つですし、また社会体育でいろんなスポーツも、西予市のいろんなスポーツの総合計画の中でもありますし、いろんなスポーツをされてる方がおられるわけですよね。そういう社会体育と学校教育との連携とか、そういうことも考えていただきたいというふうに思っております。

私がPTAもちょっと長いことやらせていただいて思うのは、学校任せじゃなくてやっぱり教育委員会、教育部がこの西予市全体の教育をしっかりビジョンをつくって、その中で進めていっていただきたいという思いがありますんで、そのところを部長が今答弁をされた方向で進んでいっていただきたいと思っております。

2点目は、校庭の芝生化です。これもっと早く質問したかったんですけど、今回のこういう防災対策に一般質問の時間がとられましたんで今になりましたけれども。

今、市内の野村、宇和両中学校で校庭の芝生化というのをされとるんですけども、私自身は見ていいなと思うんですが、使ってる人がどう思ってるかというのはまた別の問題で、今野村、宇和中で実施されてるこの芝生化、教育委員会として把握されてるいい点とか悪い点ありましたらご所見をお願いしたいと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 校庭の芝生化についてのご質問にお答えさせていただいたと思います。

現在、野村中学校をモデル校と位置づけまして、鳥取方式によるグラウンドの芝生化を行っております。そこで、野村中学校におきましては平成21年度に第1期としまして6,400平米、平成22年度に第2期分の6,000平米を芝生化しております。また、宇和中学校におきましては平成22年度に7,725平米の芝生化しております。

そこで、ご質問の芝生化のよい点でございますが、見た目の緑の美しさだけでなく夏の猛暑を緩和することができたり、雨による水たまりができにくくなり雨上がり後は早期に使用できるという利点もございます。さらに、生徒たちがけがの心配をせずに元気に活動することで、心や体によりよい影響を与え豊かな情操をはぐくむことが期待できると考えております。

一方、問題点といたしましては、維持管理全般に関することではありますが、鳥取方式は従来の高麗芝などに比べまして格段に安価で維持管理が容易な利点がございますが、芝生化することで新たに定期的な芝刈りや肥料の散布、散水などの作業による校務の負担増、また継続的な維持管理をする経費等の増が考えられます。

以上でございます。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 今いい点をたくさん言ってくれました。そのいい点をもっと進める気持ち

があるのかどうか、ほかの学校に、市内のですね。その1点まずお伺いしたいと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 グラウンドの芝生化については、先ほど申しましたように芝刈り等いろいろな作業の増が考えられますので、PTAまた地域の方、それぞれの地域の団体とか、そういった皆様方の協力が維持管理については大変重要となってきます。そういったことで、そういう体制がとれた学校で実施可能なところ、また学校再編等々を視野に入れながら、要となる学校につきましては実施をしていきたいと、そのように考えております。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 学校主体でということでしょうか。西予市として私自身は進めていただきたいなと思うんですけど。

ことし、保育園ですけれども、うちの石城保育園というところが芝生をしまして、ボランティアを募りまして、そういう芝刈り隊のボランティアを募ったんですけども、今市長の地元の老人クラブの皆さんが芝刈りのボランティアに加わっていただいて、私もやらせてもらおうんですけども、そういうやっぱり地元も巻き込んでということになったら、学校だけじゃなくて西予市として、こういう市内の学校の芝生化を進めたいんですがみたいなのをしっかりと打ち出してもらえば、そういう地域の動きも活発になってくるんじゃないかなというふうに思いますし、先ほど利点で言われました、本当あの芝生で運動したりしたらけがもしにくい。うちの子供らも昔サッカーやりましたけども、南宇和のほうへ行って芝生のグラウンドでやらせてもらえるというだけでも、弱いチームでも本当に生き生きとうれしそうにやりました。そういうのを、例えばせめて中学校だけでも芝生化して、この県内の小学校とか今ジュニアでサッカーチームがたくさんあるやないですか。ああいう子供たちを西予市でサッカーさせてあげたら、それだけでも僕はいろんな効果がまた出るんじゃないかなというふうに考えてますんで。

ただ、費用とかそういう面だけじゃなくて、したことよってのメリットを、また計画をしっかり考えていただいて進めていただきたいと思っております。

次に4点目、聴覚障害者の119番通報についてお伺いをいたします。

まず、聴覚障害者の119番通報の現状ということなんですけども、この最近数年以内でそういう現状を把握されれば、ちょっとお知らせいただきたいと思いますが。

○議長 清水消防長。

○清水消防本部消防長 ただいまの聴覚障害者の119番通報の現状についてであります。当消防本部の管内におきましては平成18年以降に聴覚障害者から直接通報された記録はございません。

なお、聴覚障害者に限らず言語に障害のある方など電話での通報が困難な方のために、自宅のファクスから事前に配布している緊急ファクス送信用紙、火災、救急別により消防本部に設置した受信機へ送信するファクスでの受信体制を構築しております。

現在の登録者数は22名となっております。この緊急ファクス登録者は高齢福祉課と消防が市内の民主団体——特に手話サークルの方ですが——の協力のもと聴覚障害者などに対して手話による説明会を実施して登録を呼びかけ、緊急ファクス送信票の配布を行ったものであります。今後もこの取り組みを継続して普及させていきたいと考えております。

以上です。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 全国的にもそういうファクスを使われとるのが多分多いんじゃないかなと思うんですけれども、今回特にこういう大きな災害が起こりまして、ことし1年本当に災害の1年かなと思うんですけれども、そういう聴覚障害者や言語が不自由な方が本当にいざというときに、災害だけじゃなくて病気のときももちろんそうなんですけれども、本当にどうされるのかなと思うとちょっと心配です。

私も高齢福祉課のほうにちょっと確認しましたら、市のほうで把握されている聴覚障害者の方は204名おられるということを知っております。そのうち今22名登録されとるとということなんですけれども、このような問題を解決するためにどういうふうにしたらいいかということで、ファクスは災害が起きて電気がぱっと切れたら使えないということもありますんで、これをちょっと調べてましたら携帯電話を使った緊急通報というのがあるんですけど、消防長、ご存じでしょうかね。

○議長 清水消防長。

○清水消防本部消防長 一応承知しております。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 愛媛県のホームページを見ましたらスゴ技113選というのがありまして、その中でガチャ・ピーというのがあるんですけれども、ガチャ・ピーで簡単通報ということで携帯電話で、携帯電話は本当に聴覚障害者の方はほとんど持たれていると、それでメール等でいろんなコミュニケーションをとられてるとということなんで、いつも持たれとるわけですよ、だから何かあっても、けがにしても交通事故にしても病気にしてもその場で対応できるということで。ファクスやったら自宅からしかできません、限定されますんで。そういうのを、もしご存じなんであればちょっと研究してもらえればなと思うんですけれども、そういう方法を研究されとるんでしょうかね。

○議長 清水消防長。

○清水消防本部消防長 当消防本部におきましても、緊急通報の手段につきましては障害の種類や程度、または家庭環境に応じてさまざまな通報システムが考えられると思います。その手段の一つである携帯電話の活用につきまして、先ほど二宮議員さんのほうからご案内がありましたガチャ・ピーというものは新居浜市の消防本部で現在構築しております。

そういうこともありますので、近隣市町の状況や障害のある方の携帯電話の使用状況等を調査し

た上で今後検討をしていく所存であります。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 ちょうど今、来年に向けての予算もそれぞれ、予算の事業を考えられるときじゃないかなと思いますんで検討をしっかりとさせていただいて、松山市でも実際にやられとるということで、松山市では8の方が救助に役立ったという情報も聞いておりますんで、ぜひ新年度の事業の中にこれも組み込んでいただければ。多分経費はそんなにかからないんじゃないかなと思いますんで、ご検討をお願いしたいと思います。

最後の質問になります。思いやり駐車場の設置について、ちょっとお伺いをいたします。

今回、庁舎建設に当たって計画当初からいろいろ見させていただいて、計画当初は庁舎の総合案内について、なぜこれが入ってないかなということ何度か質問をさせていただいて、今回受付のほうをつくっていただいて本当に感謝しております。市民の皆さんにも、私の周りではですけども、大変喜んでいただいております。本当にいい対応をさせていただいてるということで、ありがたく思っております。

それと、もう一つ私が庁舎ができれば、これが多分あるんだろうなと自分の中でちょっと勝手に思ってたんですけども、駐車場に車いすの駐車場のスペースは2カ所、正面にありますけれども、今あちこち行ったときに車いす以外のマークの駐車場があるんですよね。それが僕ではできんかなというふうに思ったんですけども、じっくり見よったらやっぱりありませんでしたんで、今回ちょっと質問をさせていただきたいと思いません。

市長かだれが担当なのかわかりませんが、ハート・プラスマークというのをご存じかどうか、行政の理事者の皆さん。まずお伺いをいたします。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 ハート・プラスマークというのは存じております。ほかにも、障害者のための国際シンボルマーク、いわゆる車いすのマークのついたもの、それとか老人のためのマーク、耳

マーク、補助犬マーク、オストメイトマーク等々複数あるかと思っております。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 今のハート・プラスマークは、別に国が決めとるわけでもございませんのであれですけども、NPOがされてるマークですよ。

ハート・プラスマークはなぜつくられたかというのと、内部障害者、車いすは見たら車いすと、車で車いすを持ってきて、そこでおろされて乗られますからだれが見ても、あっこの人は車いすなんだなというのがわかります。

問題なのは、内部障害者ということで、見た目にはわからないけれども障害を持たれてる方ということで、どういうのが該当するかというと、心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、膀胱または直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害というのが、障害者の中でも内部障害というふうに当たる部分だそうですけども、厚生労働省の調査ではこの身体障害者の総数348万人のうちの約107万人、3割の方がこの内部障害者であるということで、NPO法人を立ち上げられた方が、こういう内部障害者は日常生活の中で疲れやすいし、重いものとかは持てない、また階段が辛いなどさまざまな症状を抱えておられるということで、外見からわからないかなかなか理解をされない。例えば、庁舎へ来られたり、庁舎だけじゃないんですけど、スーパーとかでもそうですけども、出入り口に近いところにやっぱりとめたいですよ、そういう方は。でも、車いすなら見た目にはわかるけども、この内部障害者の人はわからないから、何でこの人は車いすのところにとめるんじゃないかというふうに思われるというふうなこともあって、遠慮をすることもあるというふうなところを考慮されて、このハート・プラスマークというのを今進められておるといことですよ。

県内はどうかということ、この近くでは松前町のほうに取り入れとるんですけども、これは松前町の駐車場の写真です。車いすとマタニティ、妊婦の方と一緒にこのハート・プラスマーク、こういうマークであります。心臓のところ、ハートにプラスと書いてあるハート・プラスマーク、ぜ

ひこれを。先ほど部長が言われたように、これがすべてじゃありません。いろんな障害者の方がおられて、いろんな国際基準のマークもあろうと思いますけれども、車いす以外の目に見えない障害を持たれている方がやっぱり自分が気を使われないように、こっちの行政のほうとして対応をしていただきたいなど。また、行政がすることによっていろんなほかの、市役所だけじゃないですよ、公民館、あと病院、それをすることによってこの市内にそういう運動というか、認知を周知していけるという。そうすると、例えば民間のスーパーであったり、そういうところもしてくれるかもしれないという。

そういうことで、これは私がきのうちちょっとインストールしてプリントアウトしたんですけど、これはステッカーをつくってくださいというんで、だれでもインストールしてくださいという、パソコンでホームページからなんですよ。ステッカーを張って、例えば車のとこに張っとくとかということもできますんで、ぜひ検討していただきたいと思うんですけども、この考えはどうでしょうかね、理事者の皆さん。考える余地があるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけど。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 今ほどの二宮議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

ハート・プラスマークは、おっしゃられましたように内部障害、内部疾患への支援と理解促進を目指してつくられておるということ存じております。よく見かける車いすマークは、障害者が利用できる施設であることを明確にあらわすための、これは世界共通のシンボルマークでございます。内部障害、内部疾患のある方は、外見的には健常者と区別がつかないために、駐車場で障害者用のスペースに車をとめたりいたして、さまざまな誤解を受けておるということがあるようでございます。その対応として、車いすマークとあわせてハート・プラスマーク等の表示を行っておる自治体——先ほど県内では松前町と言われましたけれども——があるのも事実でございます。

しかしながら、愛媛県では障害者、高齢者や妊産婦など歩行が困難な方に対して利用証を交付し

ております。駐車スペースの適正な利用を働きかけることを目的といたしましたパーキングパーミット制度、これは平たく言いますと身体障害者等用駐車場利用証制度というふうに言うわけでございますが、これを創設して体制を整え、その普及を図っているところでございます。この制度は、平成22年7月から始まっておりますが、県内に同制度の協力施設は現在700施設、1,747台に及んでおるところでございます。西予市内におきましては、市有の施設につきましては22施設、39台分が確保されております。また、利用証の交付者は現在150人になっております。先ほど内部障害と言われましたけれども、この150人の中に、身体障害者手帳保持者の中で内部障害でこの交付を受けておられる方が31名、現在おられます。

西予市といたしましては、今後県及び各自治体と連携を図りながら、ハート・プラスマークではなく、このパーキングパーミット制度のさらなる普及啓発と身体障害者等用駐車場の確保に努め、障害者等が安全で安心して生活できるようバリアフリーのまちづくりを推進したいと考えております。

ちなみに西予市は先ほど22施設と言いましたけれども、こういうパーキングパーミット、これはそれぞれの今言いました車いすマークの駐車場にコーンに張りつけるとか、それともフェンスに立てかけるとかというふうな形で進めておるものでございます。なお、去年の7月から中国・四国全県共通でこういう運動を行っております。あわせて、先ほど150人と言いましたけれども、これがパーキングパーミットの利用証でございます。これを150人に今お渡しをしておるわけですが、これを車の中に、室内等なり車の外にひっかけられることによって、私はこういうことで利用いたしますということが出来ます。これは、現在22施設、西予市内では県立の施設もございまして、多くの施設でこの利用をしておりますので、議員ご指摘のハート・プラスマークではなく、この県が進めるパーキングパーミット制度を進めていきたいと、このように思っている次第でございます。

以上です。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 今部長が持っておられた、そのマークの右下があいてましたよね、右下が。そこですね。これは、高知県の利用証なんですよね、同じパーキングパーミットのね。高知県には入っとるわけですね、ここ。それが、ハート・プラスマークがその位置に。まず、それを入れていただきたいなというのが1点と。

ただ、市役所の今の2カ所、車いすのところには置いてあるんですかね、今の大きいほうは。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 三角のコーンを立てまして、これに巻きつけて今表示をしております。もちろんになっていただきたらと思います。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 ありがとうございます。

別にハート・プラスマークにこだわるわけじゃないわけですよね。本当に目に見えない、周りから見て理解されない障害者の方がたくさんおられるということで、その方が利用しやすいようにという思いで質問させていただきました。

コーンもおありかもしれませんが、1つぐらい本当に駐車スペース、印刷というんか、路面にしっかり車いすと同じようにしていただければ、ぱっと見た感じが堂々とできるんじゃないかなと思いますんで、またご検討をお願いしたいと思います。

一問一答ということで、私自身もちょっと初めてやったんですけれども、またたくさんの質問をしたいと思いますんで、今後ともよろしく願いいたします。大変にありがとうございました。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時53分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時05分）

次に、10番元親孝志君。

○10番元親孝志君 おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして理事者の所見をお伺いし

たいと思います。

まず初めに、西予市の農業政策について質問をさせていただきたいと思います。今回の農業政策についての質問に対してでございますが、私のこの質問の背景を先にちょっと簡単に述べさせていただきます。

ことは、日本が真珠湾攻撃、第2次世界大戦の開戦をしてちょうど70年目を迎えております。当時二十であった人も既にもう90歳ということでございまして、この戦争体験あるいは戦争の記憶を風化させてはいけないという思いであろうと思いますが、年末非常にこの戦争関係のテレビ番組が多いんじゃないかというふうに私は見ております。

ご案内のように、日本はこの世界大戦に負けたわけでございます。しかし、戦後日本は国民が一人丸となりましてわずか10年足らずで戦後の復旧をなし遂げました。そして、1960年代に入りますと日本は既に経済成長に入り、そして1964年の東京オリンピックを機に日本は高度経済成長へとひた走りしたわけでございます。これは、世界にとりましてもアジアの奇跡とまで言われたのも事実でございます。

そうしたあらゆる産業が高度経済成長をしていく中で、唯一衰退した部門がございます。それは、私は農政であろうというふうに思っております。戦後の農政は、農業も漁業も林業もことごとく衰退の一途をたどったというふうに私は思っております。その結果は言うまでもなく、農村、漁村において全国津々浦々まで限界集落というふうに今なっております。あれだけかつて元気であった農村、漁村がなぜここまで衰退したのか。私は、率直に申し上げまして、日本の農政は戦後六十数年一体何をしてきたのかということをお願いしたいというふうに思っております。

その国の農政に対しまして西予市の農政はどうかと言いますと、国の補助金行政に従って、国に右へ倣えをしてるんじゃないかと。このままでは、地方の将来はない。もうそろそろ国の政策は政策といたしまして、地方は地方で独自の視点を持って地方の農政というものを考えてみて、新しい地方の農政というものに取り組みなければいけないんじゃないか。そんな思いがいたしております。

そしてまた、この弱った農政に対してまさかと

どめを刺すように今TPPという問題が起こっております。私は、これはまだTPPのおぼけだと思っております。全く将来が見えません。そういう中で、これから西予市の農政がどういう視点で農政をされていくのか、そういった確認、質問をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、今回のTPPの問題の中でよく議論されているのが、食料の自給率という言葉が出てきます。もうご案内のように、日本の食料の自給率はカロリーベースで39%であります。世界の国々が自国の食料自給率を言う場合に何で言ってるかといいますと、世界標準は穀物自給率あるいは生産額自給率で言っております。そうした場合、日本の自給率を、例えば穀物自給率で見たら幾らか、これは60%あります。そしてまた、生産額ベースで見たら幾らかと言いますと69%あります。

国の農政は、この中で一番低いカロリーベース、これは世界で唯一日本だけが使ってる表示でございますが、カロリーベースで言っております。私は、何かここに下心があるんじゃないかなというふうな思いがいたしますが、まず西予市にお伺いしたいと思えますが、この国が使ってるカロリーベース、これは一体どういう意味があるのか、西予市はどういうふうに理解されておるのか、まず1点お伺いしたいと思えます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、元親議員の最初の質問についてお答えさせていただきますが、その前にちょっと背景のことで言われましたので、私もそれについて少しだけ総合的なことで答えさせていただきますが。

認識としては、同じような認識を持っております。ただ、日本の高度経済成長が始まって、今言われました東京オリンピック、1964年、それ以後池田内閣の所得倍增政策の中で日本の高度成長が始まったわけでありましたが、私もこの南予という地域、西予という地域をその日本の農政と照らし合わせて研究をしたときがあります。そういう中で、高度成長時代にずっとなる中で、日本の中のこの地域が取り残されたわけではないということに気づいたことがあります。といいますのは、高度成長とともに、例えば米価が生産者米価

を毎年上げるということがずっと続けられておりました。それが、米余り現象あるいは消費者の消費動向が変わったということで昭和46年に減反政策が始まったということから、米というのが非常に変わってきたということがあろうかと思えます。

同じように、この地域、南予という地域にはミカンというすばらしいものがあって、そのミカン自身も非常に高所得を上げられた。特に、今は宇和島市になりましたけれども旧吉田町においては、日本最初の農家の法人化を進めたというようにきさつがあって、国会の場でそれに対する討論もされたというような経過もございます。

また、海岸端においては、例えば真珠養殖がすごく所得が上がって一家で1億円を稼げるような時期もあった。あるいは、ハマチの養殖についてもそういうことが見受けられた。それは、高度成長とともにこの地域も恩恵をこうむったというところがずっとあったということがあろうと思えます。

その中でなぜおかしくなったかと言いますと、日本の農政がやはり大きく影響したと。その中で、やはり自由化だと私は思っております。まず最初にぶち当たったのが木材の自由化、外材輸入であります。それとあわせて、次にオレンジの自由化、これがもう瞬く間にこの地域産業を衰退させてしまったということがあろうかと思えます。今ほどおっしゃいましたTPPの問題も、これをあわせて考えますと、この辺をずっと認識を深めながら、私どももこの問題に対処していかなくはならんのではないかなと、このように思って、元親議員の背景と同時に私の認識をちょっとご披露させていただいたところでございます。

それでは、最初の質問でございますが、我が国の平成22年度の総合食料自給率でございますけれども、言われますようにカロリーベースでは39%、生産者ベースでは69%ということでございますが、この計算方式はどうも一長一短があるようでございまして、国内の食料消費が国内の農業生産でどの程度賄えるかという食料自給率を1つの総合指数で示すことは非常に困難であらうと考えておまして、市といたしましても判断できる材料は今のところ持ち合わせてないというのが現状でございます。

そういう中で、私たちの市としましても、今後

市自身がこの問題について真剣に向き合うために、西予市の農業再生協議会を今設置いたしました。こういう問題に対処すべくいろいろな施策を今考えておるところでございます。今後、それに向けて一生懸命農業振興施策を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 市長の意見、私も参考になりましたんでありがとうございます。

それでは、今農水省が掲げております食料・農業・農村基本法というのがありますが、昨年22年に一部改正されております。その中で、最も重点的な施策として位置づけてるのが、食料自給率を現在の39%から10年後に50%にするというふうな目標が掲げられておまして、これを国家戦略と位置づけるというふうな大層な話になっておるわけでございますが、今の農政の言われている食料自給率、これが食料自給率が低いとイコール食糧不足という連想をさすようなイメージを持たされております。国民の多くの人も、食料自給率が低下するとなぜいけないの、それは食料不足になるからですよみたいな恐らく印象を持たれてると思うんですが、これはもう私は全く違うというふうに思っております。

日本の食料自給率が一番高かったのが1960年、昭和35年、その当時78%、これが日本の自給率のピークであります。それから、45年かけて現在の39%、ちょうど半分まで下がったわけですが、思い起こしますと自給率が一番高かった昭和35年は私が物心ついた時代でございますが、その当時日本は非常に食料が不足してた。私が満身に食べれたものは、恐らくサツマイモぐらいだったかなという印象しかないんですが、しかし今食料自給率は半分になっておりますが、スーパーを見たら余るほど並んでおります、莫大な食料が。今、日本は一億総飽食時代と言われるような状況になっておまして、自給率と食料不足っていうのは全く関係がないということがこれでわかると思うんですが、農水省の一番の今の当面の課題は自給率を高めるということに照準を絞っておるようですが、ひとつ1点お伺いしますが、自給率が下がるとなぜいけないのですかということ

をお伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 非常に高度な質問だと思うわけですが、私どもはやはりどこかで一つの国としては、方向性を見出す一つの考え方があろうかと思っております。それは、どこかでそのことの指数を持って農政をやっていくというのが国の考え方だと思っておりますけども、やはり自給率っていうのは大事な私は指数ではなかろうかなという意識は持っております。

私どもは、この日本の中で農地というものがありまして、その農地を守っていくというその時代時代の宿命というものがあるかと思っております。その農地を守るための手段として、やはりそれが生産者から消費者に渡る、その生産を維持するための重要な手段としてはこういう方向性があるんだよということが大事だと思っておるわけでありませう。

したがって、外国から自由化の波にさらされてその自給率が相対的に下がってくるということについては、やはりひいては日本国内のそれぞれの耕地を崩壊さず、耕作放棄地が非常に進んでおりますけれども、そういう背景があるのではなかろうかなと、このように思っております。

以上です。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 私が伺いたいのは、今の農政を見てますと非常に何もかもがアバウトという感じがするんですね。例えば、先般野田総理がTPPにもし日本が参加することになっても、日本の農業は絶対に守るといいう言い方をされてます。それを聞いたなら何ら問題ないように聞こえますが、農業というのは非常に幅が広いんですよね。例えば、今の日本の農業を大きく分類しますと専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家で、今専業農家の割合っていうのはわずか二十四、五%、あとは1種2種兼業農家で占めてるわけですが、じゃあ本当に日本の農業を守るというのはこれ全部を守ることなのか、専業農家を守ることなのか、この辺の明確な説明も要ると私は思うんですね。それからまた、農業と一口に言ったって

畜産農家もあれば野菜農家もある、米作農家もある、これも何十、何百という種類があって、それを本当に全部守るといえるのか、今米作農家を重点的に守るといえるのか、その辺も一言で農業を守ると言われても実感としてはぴんとこない。

今の食料自給率の問題にしても、しっかりと国民に説明できる説明責任というものが今の農政にあるのかって言うと、何かアバウトで勝手にこっちで判断してくださいみたいな状況で農業行政がやられてるんじゃないか。その辺をいま一度整理整頓しないと、本当にこの日本の農業を再生するという方向が見えてこないんじゃないか。例えば、農家戸別補償にしましても、皆さんが言っているのはばらまきと言っている。しかし、別に我々農業をやっている人にくれるわけじゃない、農家に出すわけですから何でばらまきなのかというと、兼業農家を守るためなのか、専業農家を守るためなのか、全部を守るためなのか、その辺でばらまきなのか、政策なのかということに変わるんじゃないかというふうに思っておりますので。

私は、西予市の農政として、まず国は国として、西予市内は一応こういったものを整理整頓をして真の実態というのをもっと明確にしておくべきではないかというのが、今回の質問の趣旨でございます。

次ですが、これに関連しまして、今回のTPPで一番大きな問題は関税の撤廃ということであろうと思います。今の関税を撤廃すると、外国から安い農産物が大量に入って日本の農家は壊滅的打撃を受ける、そのとおりだろうと思いますし、具体的に自給率でいえば13%にまで下がるというふうな具体的な数字も上がっております。

そこでお伺いしたいと思うんですが、今の農産物は外国からいろいろ入ってますが、調べてみますと1,332品目に対して関税がかかっております。一番高い関税率っていうのは、コンニャク芋らしいんですが1,706%の関税がかかっております。今、対象を重点的に思われているのが米に対する関税率ですが、これが77.8%、一般の人はこれを具体的に理解できないと思うんですが、ここで具体的に質問したいと思いますが、今日本に中国から安い米が大量に入ると心配されておりますが、今中国から日本に幾らで入って、関税を77.8%かけた後市場に幾らで出ていくのか、これがわかるとればお伺いしたいと思いま

す。

○議長 三好市長。

○三好市長 この西予市の中での質問に合うかどうか分かりませんが、質問ですから回答としてさせていただきますけれども。

私どももちょっとこれで勉強させていただいたのは、関税率が77.8%は、ミニマムアクセス米以外の輸入米に係る関税率のことと判断させていただきますけれども、この輸入米の数量は平成19年度で大体100トン程度だったと聞いております。現状の輸入米は、ほぼミニマムアクセス米となっておりますので、この背景の計算の仕方があろうかと思っております。このことから中国米の輸入額を考えますと、輸入米の適正な市場価格を得るための制度でありますSBC制度というものがあろうかと思っております。これに基づきまして中国産のうち米の輸入額を60キロ当たりで換算して9,554円です。また、議員がおっしゃります関税後は、この制度によって輸入された米に係る売買差益のことだと考えておりますけれども、これによりますと市場価格は1万2,626円ということだそうであります。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 今の計算は絶対おかしいと思うんですが、仮に9,000円のものに77.8%の関税をかけて1万2,000円なんて数字は出てこないと思うんですが、今農水省が発表している、市長はこのレベルで合うかと言われますが、毎日の新聞、ニュースはこればかりをやっているわけですから、我々国民としてもこれは常識として知っておかなければいけないという思いで私は質問してはるんですけども、農水省の米に対する平均関税額がキログラム341円と書いてあります。これを77.8%逆算していきますと、関税だけで2万300円ぐらいになります。そして、じゃあもとの仕入れ価格はと逆算しますと2,650円ぐらいなんですね。ですから、市長はそういうふうに答弁されるのかなと思って私は質問したんですが、実は今中国が幾ら安い米がつくれるって、日本人は中国から安い米安い米って言ってますが、中国ももう安くはない時代がきとるんですね。今、市長は9,000円幾らと言われましたが、まさしく中国の米が日本に入るとしても

9,000円を超えるというふうに言われております。今、日本の国産の米の市場価格は幾らかというところから1万3,000円から1万4,000円です。もうそう開きがなくなっているのに現実778%の関税率が要するのかということです。専門家に言わせると、もう既に250%も関税をかければ十分日本は対抗できるというふうに言われております。そういう質問の答弁をやりたかったんですが、ちょっとずれましたが、次に行きたいと思っております、それでは。

(「半分です」と呼ぶ者あり)

はい、半分ですか。

○議長 三好市長。

○三好市長 今の問題については、恐らく計算の仕方の問題だと思います。したがって、778%というのが、先ほど言いましたミニマムアクセス外の米についての問題だということでございます。それで計算すると従量税がこれらで大体キロ341円でございますから、これを従価税にかえていく計算の仕方の中で778%という計算が出るということでございますから、計算の問題だと思います。

それと、理論的な背景、ご案内のとおり国の中でもこの米の問題について賛成、反対の理論的な背景を言われておりますが、今ちょっとおっしゃられた背景は元農林水産省官僚であった山下さんの考え方、TPP賛成派の考え方にちょっと似てくるかなという気はいたしますが、その方では今のような計算の中で言われておられるようなことも、私自身もちょっと漏れ聞いておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 はい、わかりました。それでは、ちょっと意見が分かれとるようでございますので、この778%について再度行政側、正確な考え方というこの理屈を教えてくださいなと、これは後で結構でございます。

それで、今先ほどから言っておりますように、国は自給率をとにかく高めなければいけない、これは私もごもつともな話だと思うんですが、その

場合一番疑問に感じるのは日本の農政が今日までやってきたこと、これは減反政策ですよ。1960年代から日本は米が過剰になり始めた。価格を維持するためにとった政策が生産調整、これが減反政策でございます。1970年から今日まで約40年続いております。この間に支払われた農家補償が約7兆円というふうに言われておりますし、水田面積にして約4割の100万ヘクタールが今休耕田になっておるといのが今の現状であるようでございますが、食料自給率を国が本当に高めるといふのであれば、この減反して遊んでる土地をまず使うことから始まるんじゃないかというふうには思います。その方策として、今上がっているのが飼料米の作付、これも調べてみますと既に食米に比べてそれに対して約1割ぐらい今飼料米が生産されておるようでございますが、西予市はこの飼料米の取り組みについて現状とこれからの方向性について伺いたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今ほどのご質問でございますが、西予市内の管内では飼料米を植えておられます宇和町の農事法人が飼料米として2ヘクタール、これをしておりますけれども、これにつきましては飼料米の取引先、これは内子町の養鶏場と聞いておりますけれども、ここと契約をする必要があります。これは、利用供給協定ということをつきま上で販売をしなくてはならないということがあつて、そうしないと飼料米の支援について、ご案内のとおり国から戸別所得補償制度で10アール当たり大体8万円の補助がありますけれども、これが供給契約を結ぶということが前提でございますので、これが大事になってまいります。

今後は、西予市では米の生産目標数値を守るために生産調整の実施が懸念されておりますけれども、水稲以外の転作ができない地域においては飼料米というのは非常に有効であるとは私どもは考えております。ただ、飼料米の作付趣旨につきましては先ほどの契約関係がありますので、需要がなければ規模拡大がなかなかできないというのが現状でございます。西予としましても、西予市農業再生協議会において需要先を選定をしたり、需要数量についても取りまとめを行っておるところでございます。栽培農家のそれに基づいて拡

大をしていきたいと考えております。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 思わず時間を見ましたら、何か農政だけで終わりそうでございますので、あと一点だけお伺いしたいと思います。耕畜連携ということは全国的にもいろいろ取り組まれておりますが、これは非常に理にかなった農業、持続可能な農業であろうと思います。

今、日本の場合を見ますと、米を収穫するときには米だけとればあとの稲わらというのは切り刻んで田んぼに戻すと。逆に、飼料にする分は中国、韓国から輸入してるというのが現状であろうと思いますが、先般宮崎で口蹄疫病が起りましたが、これの原因は恐らく中国、韓国の稲わらから来たのではないかという説が非常に強いようでございます。そういったリスクもありながら、なぜ日本であれだけ立派な稲わらというものを畜産の飼料にしないのか、これは資料とかを見たら非常に疑問に感じるんですが、それは農家の方の理屈もいろいろあると思いますが、やはり行政がある程度支援してでもこの耕畜連携という仕組みは持続可能な農業という視点から考えても非常に重要な施策になるんじゃないかと思いますが、市として今後の取り組みはどうされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 私どもの西予市は、四国一の酪農地帯でもございますし、そういう意味においては耕畜連携というのは非常に大事だと思っておまして、私としまして平成21年から23年の3年間まずこの西予市の粗飼料生産組織育成事業として進めさせていただいたところでございまして、その補助金につきましては収集面積が3から5ヘクタールについては10アール当たり3,000円、5から7で4,000円、7から10で5,000円、10ヘクタール以上で6,000円ということを決めさせていただいて進めさせていただきました。

この実績を見てみますと、21年度におきましては4団体で麦わら10.5ヘクタール、稲わら39.3ヘクタール、大豆がらは9.2ヘクター

ルで298万円の補助を出させていただきました。22年度も、麦わら56.3ヘクタールで2,268万円を補助させていただきました。23年度はまだ実績が出ておりませんが、麦わらで14.6ヘクタール、稲わらで42.5ヘクタールの申請が出されておるところでございます。そういうことを受けまして、今後とも畜産農家の飼料のコスト削減、地元産の粗飼料の活用による食の安全に寄与するとともに、耕種農家の所得向上や粗飼料生産組織の育成にも貢献してると考えておまして、今後も西予市の農業を推進していく上で非常に重要だと思っておりますので、今後この3年に限らずまた来年度から進めていこうと、このように考えておるところでございます。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 時間の都合がありますので、あと農地の集約等の方法についてもお伺いしたかったんですが、時間の都合で先へ進ませてもらいたいと思います。

それでは、続きまして観光振興についてということでお伺いしたいと思います。

10月31日でしたか、地球の人口がついに70億人というふうに言われております。今から100年前、地球の人口が幾らかと言いますとわずか16億人。この100年間で54億人の人口がふえたということでございますから、地球の環境、水、食料、エネルギー、こういったもののバランスが崩れる、これはもう当然であろうと思います。

そういった中で、唯一日本だけが五、六年前から人口減少社会に入りました。そしてまた、先進国では唯一少子・高齢化が進んでおるといって国でございまして、将来的に若年労働力が不足されるのではないかということが懸念されまして、国のほうで今観光立国推進基本法までつくって今観光に取り組みをなされております。そういった中で、これは国の事業というよりも西予市にとっても非常に重要なことではないかなと私は思っております。西予市も、合併時4万7,300人ぐらいおられました人口が今4万3,000を割っております。わずか8年足らずで4,500人近い人口が減少してるわけですから、経済を維持するとか経済の活性化ということの視点から考えれ

ば、人口が減る分は人口を補わなければその地域の活性化は維持できないということになると思います。

そこで、考えられるのがやはり観光客を取り込むとかあるいはまた交流人口をふやす、そういった形で市の活力を見出していくということで、観光っていうのはこれから非常に重要な施策に私はなるんじゃないかと思いますが、市として今三好市長もジオパーク構想あるいは宇和町の中町の重伝建選定もいただきました。そういった観光資源の開発もされておりますが、西予市として今後観光に対する市の重要度、位置づけはどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ただいまの元親議員のご質問でございますけれども、西予市観光協会の法人化問題につきましては長年の懸案事項でございました。ここ数年、市観光協会総会におきましても協議、検討された事項でございます。

本年度……。

○議長 三好市長。

○三好市長 総括的に観光についてのご質問だと思いますので、ちょっと私のほうから答えさせていただきますと思います。

今ほどおっしゃるように、人口の減の中でどういう対応をすることによって活力を得ることができるかというご質問でございまして、その中で大きな一つの活力源となる地域振興となるものについて観光があるということをおどもも考えておりますし、議員各位、市民の皆様も考えられとると思っておるところでございます。

西予市は、ゼロメートルから1,400メートルという中でいろいろな資源があります。その中で、自然資源あるいは文化的な資源を含めていろいろなものがあるわけでありまして、それを総合的にやることによって恐らく何らかの展開ができると今おどもは認識しております。そのための売り出す施策としてどうするかという、この方法論だと私は思っております。だから、方法論の中で、今西予市は外へ出たときにだれも知られません。率直に言いまして、それぞれの旧町の名前は

どよく知られておるような状況でございまして、そういう中で西予市全体を売り出す方法論をまず講じる必要があるということの中で、例えばジオパーク構想を打ち出したのも、西予市として売り出して、それからそれを担い棒としていろいろな自然遺産、文化遺産、そういうものをあるいは農産物等々も売り出す、西予市という名前を冠して地域が売り出していける中で、そういう一くくりをやっていききたいと考えておるところでございます。

そのために、今後おどもも積極的にそれぞれの外へ出ていって、あるいは観光の企画をいただくような会社等々とも連携をしながら、いわゆる商品化をしていただくことも含めまして今後努力をしていきたいなど、このように思っております。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 観光と一口で言いまして、これは大変な事業であるわけですが、ただ一つ傾向的に今の観光というものの傾向が変わっているわけですが、それは今までの観光というのはどちらかというと名所旧跡を訪れるという一般的な観光が観光でしたが、これからの観光っていうのはある意味でいいまちづくりをしたとこに観光客が来る、これからの観光っていうのは、観光とは光を観ると書くわけですが、光とは暮らしてであり、暮らしとはやっぱりまちづくり、まちづくりをうまくすれば、これは観光になるという考え方を持っていていいんじゃないかなと思っております。そのためには、これは一朝一夕にできるものではありませんので、やはりしっかりと行政内に組織をつくって行って長期計画で5年、10年スパンで考えていかなければいけない。そういった職員の配置も要るんであろうと思っておりますし、そういった今は商工観光課という2つで1つですが、やっぱり本当に重きを置けば観光課という独立したものが将来的には要るんじゃないかと。そしてまた、そういったものを総まとめで取りまとめる今観光協会というのがありますが、こういったものも将来的には法人化してそれなりの責任を持たせてやっていくぐらいな取り組み姿勢、こういったものが今後行政にあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 先ほどは大変失礼をいたしました。

今の元親議員のご質問でございますが、先ほどちょっとお話をさせていただいた中で、西予市観光協会の法人化の問題につきましては、先ほど言いましたように長年の懸案事項でございました。ここ数年、市観光協会総会で協議、検討された事項でございまして、本年度総会においても協議され、法人化までとはいかないまでも独立した組織として体制を整備する必要があるとのご意見をいただいております。このようなことも含めまして、独立組織体制を視野に入れ準備を進めてまいりたいと思っております。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 もう一点、グリーン・ブルーツーリズムということでお伺いをしたかったわけですが、これは市のホームページで募集要項、それから募集状況を見ますとちょっといま一つかなという印象を受けております。何が原因なのかわかりませんが、これは積極的にご努力をいただきたいと思っております。

続きまして、本庁支所方式後の周辺地域の活性化対策についてということで、市長の考えをお伺いしたいと思います。その前に私は平成の合併というのをもう一回思い起こしていただきたいと思っております。今回の平成の大合併と過去の昭和、明治の大合併と何が違ってたかということをお伺い申し上げます。過去の2つの合併には具体的な合併の目的がありました。明治の合併には全国に小学校区をつくるか、戸籍をつくるか、あるいは昭和の大合併には中学校区をつくるあるいは自治体消防、警察をつくる、そういった具体的な目的がありました。平成の大合併にはそういった具体的な目的がありませんでした。平成の大合併の主たる目的ってというのは、地方分権を推進する、これが主たる目的であったと思っております。これでは行政、市民が理解しづらいということを配慮してだろうと思っております。あめとして特例措置を国はつけました。それが合併特例債であったり、議員の場合ですと在任期間の特例ですとか、それから行政に関しては市になる特例というのがあった

と思っております。

その特例によって西予市が誕生したわけですが、平成の合併以前に町村が市になろうとした場合には条件がありました。それは、1つは人口が5万人以上、それから合併後中心となる町に人口が6割以上いなければいけない。あと2つ、3つありましたが、そのためには中心に施設等を集中してつくりなさいというふうな条件があったと思っております。しかし、今回の平成の合併、西予市が市になった場合にはこの条件が緩和されて、人口3万以上あれば市になれるということで西予市は市になっております。その結果、西予市は中心である宇和町に人口は4割です。周辺に6割ということで、過去の合併と西予市の合併は構図が逆になってるというふうには私は思っております。そうしますと、従来の方法で中心にまちづくりを展開すると、4割は納得できても6割に不満が残るんじゃないかということをお伺いいたします。

昨今の状況を見ますと、非常に過疎化が進んでおりました。これは合併のせいだけではありませんが急激に周辺地域は疲弊してる、非常に空き家も目立っております。そういったことを考えたときに、従来の手法で西予市がまちづくりを進めていくと、この西予市はうまくいかないんじゃないかというふうには私は大変心配をいたしております。

そこで、これからどんどんやはり中心と周辺との格差が生じてくるんじゃないかということをお伺いいたします。この格差是正に対して市の何か施策がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 お尋ねの格差是正ですけれども、その前に従来の合併と今回の合併で条件が一つ大きく異なっているのは、やはり交通だと思っております。道路交通網が、従来のより格段に改善されております。それで、もう大きく条件が変わった問題でなかろうかと考えます。

それでは本題ですが、本市の場合は広大な市域からそれぞれの地域によって大きく特性が異なっておりますので、一律な格差是正をするという発想よりも、基本的なサービスの公平性を確保しつつ各地域の特性を生かしていかんにか地域づくりを進

めるかが格差を生まない重要な視点であろうというふうに考えております。

現在、対策の一つとして取り組んでおりますのがいわゆる限界集落対策でございます。地域と行政が協働して実施しておりますスナゴケや甘草、ワサビ等の実験栽培や集落応援隊の地域おこし活動は、大きな可能性を秘めているのではないかと考えております。

また、今年度開始いたしました地域づくり交付金にも地域づくり、地域おこしの考え方を取り入れておりますので、今後地域の皆さんと手を携えながら地域に根差した地域づくり、産業振興をもとに考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 施策としていろいろやっていただいておりますということは十分わかっております。ただ、今後において、これはまだ施策を今実行段階ですから結果ではないわけで、将来的に結果がどうなのかということは、やはり定期的に検証をして見直しも要るのではないかなというふうに思っております。

一つの成果として、市長が提案された地域づくり交付金事業、これは非常に私は評価したいと思います。これは、もう1年で一つの結果が出ておると思いますが、本当に住民がみずからの知恵でお金を使うということの難しさを初めて実感しました。それは、市長が予算を配分するのは大変だなということも同時に理解できたわけでございます。こうやってすぐに成果が見えるものもあるわけですが、見えないものもあるわけですから、定期的なそういう検証は要るであろうと。そして、願わくばこの地域づくり交付金事業は非常にいい事業でございますので、来年増額ができればもっとありがたいかなというふうに思っております。

そこで、中心と周辺との地域格差是正ということで、今私は市長がいろんな事業をこの8年間でやられました、一番評価したいのはCATV事業であったというふうに思っております。私も一般質問でも再三言わせていただきましたが、やはりこの田舎で情報格差をなくすということで、情報過疎にならないようにということで提案いた

しまして、多くの金額を投資してこのケーブルテレビが全市につながったということは非常に私はうれしく思っております。

問題は、これを今後どう活用するか。これも活用しなければ猫に小判でございますので、ただケーブルテレビを見るだけではちょっともったいないのかなど。やはり、こういう時代の先端技術をまちづくりの中でどう活用していくか、そのことによって地域間の格差是正というものが可能じゃないかなというふうに思っております。

そこで、市として今後こういった立派な投資、設備をどう活用して地域間格差を是正していくのか、何か方策を考えておられましたらお伺いしたいと思っております。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ただいまのご質問ですが、議員ご案内のようにケーブルテレビ事業以外の活用事例といたしまして、野村地域の取り組みが掲げられるかと思っております。

本市が抱える地域医療の課題としての産学官連携により、ICTを活用したユビキタスタウン構想事業、ちょっと横文字が並びますがいわゆるリライアブル・タウン基盤構築事業という名前になっておりますけれども、野村地区において地域保健医療システムの推進、これを実験的に取り組んでおりました。安心して老いることのできるまちづくりということが主眼になるかと思っておりますが、今後このような取り組み方等を含めまして、高齢者の見守り、それから買い物サービス、さまざまな分野でケーブルの可能性がございますので、システム研究を今後とも、情報推進課内に組織を設ける予定にしておりますので、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 それでは、11月19日に本庁が落成いたしました、本当に西予市が一つになったなという実感は私も持っておるわけですが、今西予市はそのことによって本庁支所方式という形をとられております。その中で、私が1つ思いますことは、本庁は本庁機能としてこういっ

たものが要るんであらうと思いますが、その一番必要な、重要なのはやはり末端の行政サービス、ここにどう光を当てるかということにならうと思いますが、西予市も幸いに学校区単位ぐらいで各地区に公民館がございます。

一般的に、住民の方が行政とのつながりで行政に出向いていくということになりますと、私の地域ですとほとんど公民館で事が足りるように今なっております。IT関係もそういう関係で、今そういったものを活用しながら公民館で大半の日常の業務は事足りるということになっておるんだらうと私は思いますが、そうしますとやはり住民サービスというものを、本庁も末端も同じという考え方であるならば、私は公民館というものを充実すれば西予市の行政が住民に対する住民サービスというのはほぼ均等に行くんじゃないかなと個人的に思っております。聞いてみますと、西予市にも24館あって、本部があって25公民館があるようでございます。1人職員をふやすということになれば25名要るわけですから、財政的なもんもそれは当然あらうと思いますが、西予市のこの仕組みの中で、やはり私は本庁と末端の公民館の連携と充実を図ることによって西予市全体が均等の行政サービスが行き渡るんじゃないかというふうに常々思っております。

また、先般台風12号、15号と災害が起こります。当然、住民は公民館にいろいろ苦情なり連絡をいたしますが、対応するにもやはり今の体制、1人ではどうかなと。災害現場に行くにしても、1人というリスクもありますし、また1人が出ればじゃあ公民館は空き家になるというふうなことを考えたときに、やはり少なくとも2人という体制がとれないのか。我々議会として行財政の効率云々を言ってるわけですから、むやみに職員をふやせということも言えないわけですが、この市の行政、体制の中でそういうやりくりってというのは現実不可能なのか、再度お伺いしたいと思っております。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 ただいまの元親議員のご意見はごもっともだというふうに思っておりますし、窓口業務の充実ということは市としても目指すところあります。ただ、既にご案内かと思っておりますけど、

合併以来定員管理計画の中で職員を削減して適正な職員の数にしたいというのが今進めてるところであります。そういった中で、ことしは特に本庁支所方式という中で支所に地域振興係というのを1名増員をいたしまして、そういった地域の活動について支援をしたいということで取り組んでおるのが現状でございます。

それとあわせまして、先ほどから出ております地域交付金事業のお助けをするということで、地域出身の職員も兼務ではありますけど各地域ごとに2名ずつ配置をしておりますので、そういった職員をぜひ活用をしていただいて、地域と一緒にやって今後の地域づくりについて進めてまいりたいというふうに思っております。

また、なお今後のことにつきましては、平成25年度から職員の定年制の延長ということが起こってまいります。そういたしましたことを、今後これからその定年延長になった職員の配置とか、今後どのような対応が必要なのかというような組織全体の見直しも今後検討していかねばなりません。そういった中で、今ほどおっしゃいました公民館体制も含めた形で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、最後に西予市ケーブルテレビについて質問をさせていただきたいと思っております。

いつでしたか忘れましたが、NHKのテレビで「四国羅針盤」というのがありますが、たまたま見ておりましたら徳島県の神山町という町に東京からIT企業に移り住むというふうな内容で放映をされておりました。30分ございましたが、見ておきますと、今東京、都心部の高速インターネットというのもやはり車社会と同じで使う人が多ければそれも渋滞して通信速度がおくれるということで、そしたら通信速度の速い、それが整備できてる徳島県の神山町に行こうということで、東京からIT企業が進出してきたという話をされておりました。私は、それを見たときにやっとういふ地方にこういう産業を待ってたんだということで、非常に鳥肌が立つ思いがしたんですが、

その後ニュース等を見ておられますと、徳島県では県を挙げてやはりIT企業の誘致に取り組むというふうなことをやられておるようでございます。

これは、徳島県の神山町だけができることではなくて、西予市も今全く同じ環境にあるわけでございます。宇和から大野ケ原まで今高速通信が可能になっておるわけで、どこでも、いつでも、だれでもできる環境が西予市にも整っておるわけですから、やはり神山町だけじゃなくて、西予市もこういったことを考えてはどうかということで質問をさせていただきたいと思いますが。

その前にまず、本体であります市の株式会社西予ケーブルテレビ、このことにつきまして、これは非常に緊急性を要した7月24日までにやらなければいけないというふうな事情もございまして、いろいろトラブルもあったようでございますが、住民の方からぜひ次の幾つかについて市長にお尋ねをしてくれという話でございますので、お伺いしたいと思いますが、今回のケーブルテレビの普及に対しては、前の社長は予定よりも多くの加入者があったというふうな報告を受けておられて、今後非常に期待、楽しみをしておるところでございますが、その中で、市営住宅に入居される方はケーブルテレビは見れるんだけど、インターネット接続ができないというふうに聞いたんですけども、これは事実かどうか。事実であれば、なぜなのかお伺いしたいと思います。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ただいまの市営住宅におけるインターネットの利用についてでございますけれども、市営住宅はテレビ受信が地上波デジタルへの移行に備えて、平成21年、22年度にてケーブルテレビの接続工事を行っております。ご質問にあるインターネットの利用についてでございますが、本来インターネット利用はみずから個人の利便や享楽に寄与する設備であると認識しております。これは、県や近隣他市町も同じ認識のもと対応しておられて、公営住宅におけるインターネット整備は行っておりません。しかし、市営住宅の入居者がインターネット受信を希望される際には、個人での申し込みをすれば、住宅外部にある受信変換機から住宅内までの配線工事を負担していただくことでインターネットの受信がで

きるようにはなりません。

以上でございます。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 はい、わかりました。個人が負担をすれば可能であるということで、理解をさせていただきたいと思います。

次に、私もケーブルテレビ、こうやっていろいろしゃべってますので気になって見るんですけども、きょうケーブルテレビでどんな番組をやっているかっていうのが番組表をテレビで見れるっていう話もあるんですが、そこまで器用でないんでちょっとわかりにくいんですが、できればケーブルテレビの番組表、週間番組表か月間番組表か、そういったものが配布できないのかっていうことをまず一点お伺いしたいのと。

それから、今回のケーブルテレビ加入につきましては、やはり自主制作番組に非常に期待を持たれて加入されたと思うんですね。もちろん、これはできたばかりですから今何もかも要求するのは無理があるんですが、やはり早く自主制作番組というのはしっかりつくっていただいて、ケーブルテレビに加入してよかったなというふうな環境を整えていただきたいと思います。

それから、非常に苦情が多いのは、番組が全部24時間満たせないんでコマーシャルが結構あるんですが、あのコマーシャルが非常に余り意味がないというふうなことで、あのコマーシャルは何とかならないかという苦情も出ております。そういったものも、できれば地元の企業のそういったコマーシャルを流せるとか、そういったことの努力も要るんじゃないかと思いますが、その点あわせてお伺いをしたいと思います。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 番組表のお話でございますが、ご指摘のようにデジタルテレビでございますので電子番組表で確認することができます。dのマークを押せば番組を確認できますので、一度お試しいただければと思います。紙面による通知ですけれども、地元紙で西予ケーブルテレビの番組は毎日出ておりますので、それでご確認いただきたいと思います。生まれただけの会社で、新

聞折り込み等で番組表を配布するのは経営上の負担にもなるので、しばらくの間発行の予定はございません。

続きまして、きらりチャンネルですけれども、これは現在10月から、週1回制作であったものを週4回という番組強化いたしております。魅力ある番組づくりに取り組んでおりますのでご理解をいただくとともに、市といたしましても今後市の行政番組をつくりたいという計画でございます。

続きまして、コマーシャルの問題ですけれども、純粋に西予市内の企業がコマーシャルの希望があるかどうかはちょっと承知いたしていませんが、経営上必要なものはまずいか、まずいって言葉が悪いんですが、いいのかというのがちょっと判断できかねますが、余裕のあるところに希望するコマーシャルを入れるということで承知いただきたいと思います。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 採算もさることながら、やはりそういう地元にとっても利益のある方向でご検討もいただきたいなと思います。

それで、よく聞かれることは、私が先ほど言いましたように、ケーブルテレビは非常に大賛成なんですけれども、やはり住民の中にはまだまだ何でこの財政の厳しいところにあれだけの投資が要るのか、要ったのかというような話もよく出てまいります。そこで、よく聞かれるんですが、やはり第三セクターであればどうしても行政におんぶにだっこということで、独立採算制になかなか持っていけないんじゃないかと、市の持ち出しが多く要るんじゃないかというふうに懸念されてる方も多くあるようでございますが、このCATVの、独立採算が建前でございますので、何年度ぐらいを目標にこれを黒字化できるのか、その見通しをお伺いしたいと思います。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 西予ケーブルテレビ会社の中期収支計画によりますと、2015年には単年度黒字に転換できると見込んでおります。と同時に、2020年度前後となりますけれども、累

積損益をすべて償還できるんじゃないかなろうかというふうな見込みでございます。

○議長 元親君。

○10番元親孝志君 それでは、これを最後にしたいと思いますが、ぜひその努力目標を達成できるようにご努力をいただきたいと思います。

最後でございますが、先ほど言いましたように、これだけ立派な光ファイバーの敷設でございますので、神山町ではございませんが、何かやはりこれを利用した産業おこしを検討していただきたい。そのためには、今学校の統廃合も進んでおりますが、統廃合の後には多くの校舎が余ってまいります。こういったものを、そういったオフィスなり、それかアパートつきのオフィスというふうな転用も検討いただきまして、西予市も徳島県神山町に負けずにやはりそういった企業誘致という視点でご努力をいただきたいと思いますが、最後にお伺いして終わりとさせていただきますと思います。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ただいまのIT企業の誘致ということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきますが、小学校の最近統廃合がございます。西予市及び西予市教育委員会では、西予市小学校再編計画に基づきまして地域住民の理解を得た上で各種手法、手続を踏まえた業務を進めております。

このIT企業につきましては、ぜひ西予市内でも誘致はしたいと思っておるわけですが、なかなかその誘致をする場所がないということもございまして、今回小学校の廃校利用という中で有効活用ということでございますが、廃校になります施設の跡地利用につきましては、やっぱりそれぞれ地域の実情に応じて、まずは地域の皆さんの知恵を出し合っていていただいて、地域の総意として考えをまとめ上げられた上に、行政としてかわりあることに対して積極的に対応していきたいと考えておりますけれども、その中で最終的には地域から跡地利用の要望がない場合におきましては、現在文部科学省が進めております未活用廃校施設の情報を積極的に行政サイドから公表して

まいりたいと考えておるところでございます。

しかし、このIT企業の誘致につきましては、やっぱりいろんな設備、それからまた内容の特性から多くの課題が考えられます。したがって、空き校舎等に企業を誘致するという事はなかなか難しいと考えておるところでございます。

○議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午後0時07分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時10分)

次に、7番松山清君。

○7番松山清君 平成23年12月定例議会におきまして質問の機会を得ましたので、5つの問題について質問をいたします。

先日、臨時国会が閉会しましたが、国の姿を見ると、国会議員と官僚の保身で改革が進まずという印象を持ちました。今国会では、国家公務員7.8%の給与引き下げの法案や議員定数削減法案があったのでその結果を期待していましたが、案の定その期待は裏切られたというような感じを持っております。2人の大臣の問責よりも、はるかにこちらのほうが重要だったと思います。二大政党制についても、期待がかつてはありましたが、今はもう全くありません。今の国の状態を見ていると、地方のことは地方で考えていかなければならないという意識を強く持ちます。

消費税増税もやむなしという感はありますが、もっと無駄をなくして国がみずからを改革してから臨んでほしいものであります。西予市議会では、定数を21名と合併前の4分の1近くにまで減らしてきました。地方は改革が進んでも、国は全く手つかず、これではいけないと思います。大阪で起こっていることが全国で、また国でも起こり、現状を変えていかないといけないと感じるようになりました。我々は、地域第一で政策を中心に取り組むという理念のもと新しい一步を踏み出し、西予市をよりよくしていきたいと思っております。

質問に移りますが、まず初めに、宇和病院の跡地活用についてお伺いいたします。

旧松葉寮は、10年近くにわたり活用されないまま今はいわば廃墟となっており、あたりのイメージも暗くして、付近の住民からは以前から早く解体して撤去してほしいという要望が出ておりま

す。永長の東池跡地に新病院の敷地造成が始まっておりますが、平成26年に新病院が完成した時には、現在の病院の解体とあわせて土地をもとのように芝生の広場にできないものでしょうか。旧松葉寮が建つ前は、その敷地は宇和病院の広場であり、近所の人や患者さんが散歩していたり、職員や先生もキャッチボールやゴルフの練習などをしてきたような記憶があります。そのような憩いの広場に松葉寮は建設され、2階へ上がるために一部の前面道路を盛り土にして高くしました。したがって、病院移転後は周辺の土地のいびつな盛り土を撤去し、もとの自然の状態にさせていただきたいと思うわけであります。

また、跡地利用について現在の検討状況はどうなっているのでしょうか。新市立病院完成後、直ちに解体することが可能でしょうか。もし、今の松葉寮のようにそのままにしておくと、廃墟となる心配があります。そうならないよう、解体も含めて計画を進めていただきたいと思います。市庁舎の旧JA建物についてもこれから検討されるように、解体についてはなかなか取り組みにくいところがあるのは理解しております。宇和病院の場合、解体の予算のめどは現在立っているのでしょうか。

地域の住民の声をどう反映するかについては、地域住民から散歩をしたりできる公園にしてほしいという意見が多いのですが、お金をかけて整備した公園までは必要なく、低コストで芝生の広い公園が実現できないでしょうか。将来入手困難なまとまった広い土地であるので、当面の具体的活用が決まるまでは広い公園としても、最終的には公共のための有効活用を考えていただきたいと思います。理事者の考えをお伺いいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、松山議員のご質問にお答えをさせていただきますが、松山議員のご質問は分割質問方式でございますので、今のようにすべてのこの問題について回答をさせていただきたいと思っております。

まず、旧松葉寮でございますが、ご案内のとおり特別養護老人ホームの建設、完成に伴って松葉寮が持っておりました特別養護老人ホーム機能が

移転をして、その本体である旧松葉寮は残ったというところでございます。これにつきましては、宇和病院の解体、撤去とあわせて松葉寮を撤去したほどコスト面で最適であると、このように考えておるところでございます。

いわゆる新病院が完成をして移転を完了した後は、病院の解体という方向でやっただけと考えるております。当然ながら、該当年度において解体予算を計上するというのが妥当だと考えておりました。今ほど話がありました、元JAの建物でありました市が活用していた建物とはちょっとニュアンスが違いまして、あれはまだ建物自身を活用するかどうかも含めて、検討会を来年度から発足をするとということを含めておりますので、解体するかどうかも含めてでございます。ちょっとニュアンスが違った感じであります。

跡地利用については、新病院の建設が進んである程度めどが立った段階で検討委員会を立ち上げさせていただきまして、その検討委員会でいろいろ審議をいただいた中で住民のご意見等々をあわせて聞きまして、最良の方法を考えていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 松山君。

○7番松山清君 地域住民の声をどう反映するかということについてなんですけども、今のこの病院を建設する場所を決めるときに、検討委員会ということでご審議をいただいたと思うんですけど、住民の声を、やはり地元の人たちはすごくもとの場所に残してほしいという声が高かったんですけども、それが十分に、検討委員会の中ではもちろん検討されたのはわかっておりますが、市民の声を吸い上げるというところまではなかったような思いが残っております。それで、私も努力不足であったなというふうに思うわけでございますけども、今度の新しい跡地利用については、また今後何十年もそこを使っていくということがありますのでしっかりと市民の声に耳を傾け、特に近隣の老人の方々が散歩をしたり、そうやって憩えるような場所にしてほしいという声がありますので、その住民の声を反映する方法につきましてはまた慎重にご検討いただきたいと思っております。

それで、これは置かせていただきまして、次に

原発事故への備えについて質問させていただきます。

まず、福島第一原発事故のような事故が起こった場合の対応についてですけれども、3月11日の東日本大震災から9カ月近く経過しておりますが、その対応について西予市では新たにどのようなことを検討されているのでしょうか。やはり、この大震災はこれまでの準備では圧倒的に不足していたことが証明された地震と津波でした。これは、一自治体で乗り越えることができる問題でもないですし、全日本として今後備えていかなければならないと新たに認識しました。

そこで、このような大災害に備えて遠隔地の自治体との連携協定にどう対応しようと市長は考えておられるのでしょうか。例えば、松本市との開明学校の姉妹館提携や北海道黒松内町との姉妹都市など、これらは今後将来にわたって緊急の場合などでもきちっと有効に役立ってくれると思います。ふだんのおつき合いがあってこそ、いざというときに力をかしてくれるものです。そこらの連携協定を進めておく必要があると考えますが、理事者の方針はいかがでしょうか。

また、福島第一原発のような事故が起きたときに、市内の地域ごとにどこへ避難するか、そういう避難先などもあらかじめ検討しておく必要があると思いますが、それらについての理事者の考えをお伺いしたいと思っております。

そして、現状の放射線レベルについての質問でございますけども、これまでは考えられなかった放射能汚染が原発事故により発生したため、住民の放射線に関する関心が高まってきております。日常の会話の中でも、伊方原発に関することや万が一の場合の対策など、よく市民が話をしているのを聞きます。その中でも現在の実態についてですが、西予市は自然の状態における放射線レベルを把握しているのでしょうか。それらについても、平時のことがわかっていないと、非常時になってから測定したのでは遅過ぎると思います。

先月の報道では、事故との因果関係がよくわからない放射線の測定結果が関東地方で出ております。したがって、ふだんから市内の実態を測定すべきではないかと思っておりますが、理事者の考えはいかがでしょうか。

また、給食などの食材の対応はどうなっているのでしょうか。現在、全く放射線は検出されてい

ないとだれもが思っていますが、月に1度程度は抜き打ちで測定してみて、出ないのであれば安心できると思いますが、今後どう取り組まれるかお伺いいたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 それでは、ただいまの原子力防災対応について、原子力事故の備えについてにお答えいたしたいと思っております。

原子力防災の対応につきましては、国、県、その基本的な方針、基準等を共有する必要がありますと同時に、より広域的な対策が必要となっておりまして、この点についてはご承知のとおりでございます。

8月10日には、愛媛県と関係市町村による愛媛県原子力防災対策検討協議会が設置され、西予市もこれに参画いたしまして、県、関係市町村とともに今後の原子力防災対策にかかわる検討を進めているところでございます。具体的には、E P Z見直しの対応、それから住民避難方法、通信連絡体制、環境モニタリング、被曝医療、防災資材整備等々の項目について、その方針と対応について検討を行っております。

来春2月17日には、原子力事故を想定した広域避難訓練も計画されておりますので、西予市もこれに参画する予定にいたしております。

これらの検討や検証状況を踏まえながら、本市の地域防災計画の見直しを初め具体的な防災対策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、遠隔地の自治体との連携協定についてでございますが、原発事故等におきまして、広域避難の問題とあわせて広域支援、広域連携が必要不可欠となってくると思っております。したがって、ご質問のとおり今後は周辺自治体だけではなく、遠隔地の自治体を含めた連携協力体制を講じる必要がございます。

現在、四国西南サミットに加盟する愛媛、高知両県の12市町村との間で災害時相互応援協定を締結しております。この中で、災害時における物資等の提供、被害者の収容施設の提供、被害児童・生徒の一時受け入れ、応援職員の派遣などを相互に支援することといたす協定を締結いたしております。また、消防本部では愛媛県消防広域相互応援協定、四国西南地域消防相互応援協定等を締結しておりますが、いずれも原子力災害までは

現在想定した議論、検討は十分でなかったかと判断いたしておりますが、今後原子力防災にかかわる広域連携対策とあわせて、これら協定の内容につきましても関係機関の協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、避難先の検討でございますが、現在本市における避難収容施設といたしまして公民館、学校などの公的施設を中心に113カ所を指定いたしております。ただし、伊方原発から30キロ圏内の住民の大半を圏外に避難させる場合を想定いたしますと、30キロ圏外の施設だけでは全員の収容は困難と考えられますので、より具体的に災害の規模等を想定した上で避難計画や避難施設等の確認、整備を行ってまいりたいと考えております。

続いて、放射線レベルに関するご質問でございます。

現在、愛媛県実施分として市内に6カ所の放射線測定地点がございます。その結果につきましては、愛媛県原子力センターのホームページで公表されております。22年第4・四半期、23年第1・四半期とも、観測データは自然変動の範囲内という測定結果でありました。なお、先日愛媛県所有の放射線測定器により、西予市庁舎裏の駐車場で計測いたしました結果、値は0.025マイクロシーベルトアワーでございました。この結果、現在のところは問題ないという判断をいたしております。

また、放射線量のふだんからの市内実態の測定でございますが、現在市所有の放射線測定器がございませんが、県、四国電力等に対して測定器やモニタリングポストの整備について要望を行っております。愛媛県のほうでも、今回のUPZ30キロ圏の設定を受けまして、来年度予算において県内の関係市町村へ放射線量の測定器、防具服等の機材等を配備する計画であるとのこと伺っております。重ねて要望、協議を進めることといたします。

続いて、給食などの食材の対応でございますが、現在流通しております食材は国の基準のもとで安全と判断されたものが流通していると判断いたしております。したがって、教育委員会、市立病院では、給食で使用する食材についても特に東北地方のものを避けるなどの対策はいたしておりません。また、現段階で市独自の食材の放射

性物質の検査を行うような対応はいたしておりませんし、この件について県教委等の特段の指示等もない状況でございます。安心していいレベルでないかと判断いたしております。

以上、答弁いたします。

○議長 松山君。

○7番松山清君 測定器につきましては、配備されるというような見通しがあるようで大変安心したところであります。

それで、先ほど申しました遠隔地の自治体との連携協定についてでありますけれども、既にいろんなところがいろんなところで遠隔地の市と取り組んでおるところが既にあらわれてきております。今の答弁では西南地域ということで、もちろん重要なことだと思うわけですが、やはり30キロ圏ということで考えますと、遠くのもうちょっと例えば中国地方とかあるいは関東とか、いろんなところとしっかりと連携協定を結ぶ準備とか、そういったところはどこが妥当なのかとかを考えていかなければならないと思うんですけども、そういった取り組みはされてないのでしょうか。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 現在、松本市及び黒松内町との話の中では、そういう話はのっております。松本市、黒松内町もそれぞれ近くに、私たちのところよりは遠くの位置ですが原発の問題は抱えてる、広範に考えれば抱えてる問題だと思えますので、機会があればそういう話も進めてみたいかと考えます。

以上でございます。

○議長 松山君。

○7番松山清君 松本市や黒松内に限ることなく、もっと幅広い観点からいろんなお互いが支え合うということは重要なことだと思いますので、そういった模索をして一カ所でも多くそういった支援協定を結んでいただきたい、そう願うわけでございます。

それと、あともう一点は、今回東日本大震災が起こった中で、やはり自衛隊が活躍したわけですが

けれども、その自衛隊もどこも行けるわけではない。じゃあ、どういったところに優先して行くかっていうと、やはりふだんからおつき合いのある町あるいはいろいろと催し物をしたりイベントをしたり、そこで交流のあるところに優先して行っているという例もお聞きしております。

西予市について考えてみますと、なかなか自衛隊との交流というのが余り現実的には行われてないんですけども、そういった大災害とか、そういうことを今後将来南海地震、東南海地震などを考えると、そういったところのチャンネルといいますか、例えばれんげ祭りに来てもらうとか、そういったいろんな交流あるいはそういう活動の協力とかといったものが少しでもあると将来やっぱり安心なんじゃないかと思うわけですが、そういったことに取り組むことはできませんでしょうか。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 自衛隊は、一応公的な団体という基本があるかと思えます。日ごろのおつき合いがあるから行く、行かないの判断はないものと確信いたしております。

ただ、愛媛県の原子力防災検討会議、先ほど答弁のときに申しましたが、この検討会議の中もちろん自衛隊、陸上と海上に入っていております。いろいろな協議に支援いただくようにご協力をお願いしてるところでございます。

以上です。

○議長 松山君。

○7番松山清君 今おっしゃられたように公的なもので、どこに行くかっていうのは差別はないとは思いますが、やはり日ごろからそういった支え合う、お互いが協力し合う、そういったことは非常に重要であるということ今回聞きました、東日本大震災が起こった後で。ですので、そこらをまた参考にしていただいて、より深いきずなをいろんな違う地域とか、そういった自衛隊とか、そういったものは大切にして取り組んでいただきたいと思えます。

それからあと、給食については今の段階では問題がこの地域はありませんが、やはり東京になる

とかなりそういった父兄の不安とかがあるようです。ですから、東北のものなんかはこちらにももちろん入ってきてないと思いますし、そういうことはないんですけども、やはり原発が近くにあるということできざそういうことが起こったり、全然全く同じことが起こるとは思いませんけども、そういったことが起こったときに、なぜ福島で起こったときのことが参考にならなかったのかというふうな議論もあると思いますので、常にやるというわけじゃありませんけども、実態だけは把握しておいていただけたらいいというふうに思っております。

それで、次の老人の見守り事業についての質問に移らせていただきます。

ひとり暮らしの老人の見守りについては、野村、城川で社会福祉協議会が取り組まれて、実際にその取り組みが効果を上げているということを知っているわけですが、そのほかの地域ではまだ組織的な活動はないように見受けられます。野村と城川でもまたやり方は違っているようですが、こういったひとり暮らしの老人の見守りについて、こういったことは市のほうで積極的に取り組んでほしいというふうに願っておるところでございます。

お年寄りの話を直接聞きますと、やはりそういうことの必要性というのは真剣に語られまして、ちょっとでも定期的に安否を尋ねてもらおうということは大変心強いということをひとり暮らしのお年寄りの方は言っております。それで、まだ取り組まれていない地域からはぜひやってほしいという要望も聞いておるところであります。その実施主体は、社会福祉協議会であれ、区などの自治組織であれ構わないと思うのですが、それらにどう対応していくかという西予市の方針は必要だと思います。そこで、今後ますますふえていくひとり暮らしの老人の見守りについて、市としてどう対応していこうと考えているのか伺います。

また、旧町の中でよいやり方をしていれば、それを他の地域へ水平展開するのも市として大切な役目だと思うのですが、全市で取り組んでいくことはできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 それでは、1点目と申しま

しょうか、ひとり暮らしの老人の見守りについてのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、西予市に住所を有する65歳以上のひとり暮らしの高齢者は、ことしの11月現在で4,041人おられます。この傾向は、年々増加傾向にあるかと思っております。この状況を踏まえまして、市の方針、方向性でございますけれども、現状といたしましては、高齢者の見守り活動については民生委員さんの方に月1回程度見守り活動を実施していただいております。しかし、その見守り活動にも限界があるものと考えております。今後は、現在の民生委員の方による見守り活動に加えて、老人クラブを初めとした各種団体、ボランティア組織、自治会、社会福祉協議会など多くの組織や団体と横の連携を強化するとともに、市民、行政、関係機関が一体となって見守り活動が行えるように地域での見守りネットワークづくりの構築に努力をしまいたいと、このように思っておる次第でございます。

2点目、野村、城川に見守り体制があるがということですが、これは地域間でそれぞれ特色があると思います。現在、野村町、城川町とおっしゃられましたが、見守りネットワーク事業が平成5年ごろから取り組まれております。この見守りネットワーク事業は理想的な見守りシステムであると認識はしておりますけれども、全市を対象とした事業展開には現在のところ至っておりません。このような事例を踏まえた上で、今後は社会福祉協議会を初めとして各関係機関と一体となって地域間格差の解消に努めてまいりたいと、このように思っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長 松山君。

○7番松山清君 大変私が思っていることと理想的なところで一致したんじゃないかなと思うわけですが、全市でそうやって安心して暮らせるということは重要であると思いますし、やはりお金をかけてやるというよりも、やはりボランティアとか老人クラブという既存の組織をいかにうまく活用していくかということが今後の高齢者対策の中では中心となっていくんじゃないかというふうに私も考えているところであります。

それで、野村、城川の例をちょっと先ほどは引

き合いに出したわけですが、現在のところそれ以外でどうなっているのか、実態といいますか、旧5町の中でのどれぐらいの温度差があるのかということをお聞かせ願えたらというふうに思うわけであります。

それと、先ほどCATVの質問の中でありましたように、光ファイバーネットワークをそういった、みんなが行くということがもちろん理想であり、先ほど民生委員が月に1回というのは絶対圧倒的に少な過ぎると思うわけですが、もっと頻繁に行ってほしいと思うわけですが、そのCATVの、健康管理ということは先ほどありましたけれども、その延長上でそういった活用等々は考えることはできないのでしょうか。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 ほかの地域での現状ということでございますけれども、それぞれ地域の条件、地域の福祉の成り立ち等々が異なっておるかと思えます。それで、具体的に先ほど申しました野村町で、城川町で行っております見守りネットワーク事業につきましては、全市には展開は今のところされてないという状況でございます。

先ほど、地域での見守りネットワークづくりの構築というふうに申し上げましたけれども、一つの提案といいたいでしょうか、先ほど言いましたように地域での条件、地域の福祉の成り立ち等が異なります。今回、地域づくり交付金事業ができて、各地区それぞれに新たな組織ができたところでございます。この活動の中に、ぜひこの見守りネットワークづくりというものも入れてほしいと、このように思うわけでございます。より地域に密着した活動が展開できるんじゃないかと、このように思っておる次第でございます。

CATVを活用したということについては、今のところ考えておりません。なお、ひとり暮らしの見守り事業につきましては、緊急通報装置という事業も展開しております。これが、11月末現在で西予市全体で216台の貸し出ししかできてないというような認識にありたいと思えますが、この装置もぜひもっと広く周知をいたしまして、より多くの高齢者といいますか、独居老人の方が利用していただきたいというふうに思っておる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 松山君。

○7番松山清君 現状として、光ファイバーの活用については計画はないということでもありますけれども、こういったものはまたモデル的に健康管理をやつとるように、どこかで将来的には計画して、その光ファイバーを活用することにより、やはりせっかく大事業で敷設した光ファイバー網ですので、それが有効活用できると思えますし、先ほど言われた通報装置の延長としてはそういった相互通信の中での見守りといいますか、そういったことも実施している地域があります。ですので、そういうことも含めて検討を願えたらというふうに思うわけでございます。

それと、若干次の質問とも関連するんですけど、地域交付金のほうでやっていただきたいというのは、確かにおっしゃられる方向としてはそれも非常にいい地域づくり交付金の使い方じゃないかと思えますので、そういったところを活用して積極的に市として展開して行ってほしいなというふうにお願いとしたいと思います。

それで、次の質問に移りますが、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税制度が始まって3年が経過いたしました。西予市においての実態とその活用はどうなっているのでしょうか。これは、一つの発想であり、うまく活用すればある程度の効果があると考えられます。問題は、どう集めるかにあると思っております。今後ふるさと納税にどう取り組むのか、西予市の姿勢をお聞かせ願います。

ふるさと納税は、そのやり方が寄附金を所得税から控除するという仕組みが複雑で面倒くさいと思っておりますし、5,000円の控除対象外の部分があるため、その負担を納税者がしなければならなくて、ふるさと納税を受けるほうとしてもそれを超えるような工夫が必要なのではないかと思っております。例えば、香川県ではガンバレさぬき応援寄付と銘打ってそれを活用して瀬戸内国際芸術祭を開催しております。それに活用するというのでふるさと納税を呼びかけ、現代美術による瀬戸内海の再生を図り、活動を通して納税者にアピールしました。新潟県十日町市では、とおかまち応援寄付としてふるさと納税を募集し、3年に1度

里山で大地の芸術祭を行い、地域と都市との協働の希望の場所をつくり出しているそうです。つまり、ただ何に使うか寄附してくれた人の意見を聞くのみならず、魅力的なメニューを用意しておく必要があると思うわけです。

さらに、西予市のふるさと納税のPRとこれからの促進対策についてどう考えているのかお尋ねします。それに町の活性化の存亡もかかっているというか、この制度をうまく活用し、しかも寄附金の総額をさらに伸ばすためには、それを市民一人一人も自分の子供や兄弟に呼びかけなければならないと思います。どうしたら市民がみずからふるさと納税をPRするようになるかを考えてみたら、それを積極的に活用するため、地域で出身者にPRを行い、地域の活動費にふるさと納税を加算していくということに取り組みないかということでございます。つまり、私の子供がふるさと納税をしたとしたら、それを自分の区であるとか、もう一回り上の上部組織の部落などに交付金として還元する仕組みをつくるということです。そうすれば、自分の所属する区や部落へ交付金や活動費としてふるさと納税したものが入ってくるとなれば、多くの人が都会に住む子供や知人などに声をかけてお願いするという行動の動機づけになると思うのですが、そういった取り組みができないのかお伺いいたします。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 それでは、ふるさと納税について答弁をさせていただきます。

本市のふるさと納税の実績は、平成20年度から22年度の3カ年で57件、総額で1,372万5,000円の寄附があり、明浜地域ふるさと基金事業や子育て支援センター事業、誇れる地域づくり事業などに活用をさせていただきました。23年度の寄附は、東日本大震災の関係でしょうか、これまでに13件で129万7,000円の実績で、最終的には約20件150万円程度になるのではないかと予想しております。

ふるさと納税は、ご存じかとは思いますが、地方間格差や過疎などによる税収の減収に悩む自治体に対する格差是正を推進するために創設をされ、本市も大いに期待をしている制度であります。当初は、国民の関心も非常に高く、自治体側

も寄附に対する謝礼に特産品を送るなどして囲い込み対策を講じる例が多数ありましたが、昨年の県内自治体の実績等から判断いたしますと、少し関心が薄れてきたのではないかというふうに感じております。ただ、都市部の方がふるさとやゆかりのある自治体へ何らかの貢献をしたい、また支援をしたいという思いを実現していただくための制度といたしましては、大変すばらしいものがありますし、ありがたく思っております。今後、西予市への関心を高めていただくために、魅力的なまちづくりをなお一層推進いたしまして、今以上の広がり期待するものであります。

それから、寄附の促進方策、PRについてというご質問でございましたけれども、これまでのPR方法といたしましてはご案内かと思っておりますけれども、チラシ、ホームページを中心にふるさと会や同窓会、さらにはイベント等において制度のPRに努めてまいりました。今後は、これに加えて寄附者に対する寄附継続の依頼、関係機関への協力依頼、市職員による知人への呼びかけなど、さらには親しみの持てるホームページをつくりまして情報をどんどん発信していくというようなことに留意してまいりたいというふうに思っておりますし、今ほど議員がおっしゃったように市民の皆さんにもぜひご協力をお願いしたいというふうに考えております。

また、現在寄附者に対しまして海の駅潮彩館がジュースを、それから市としましては広報せいよ紙を1年間お礼として贈っておりますが、今後は表彰制度などもさらに加えていきたいというふうに検討をいたしているところでございます。

それからなお、財源の充当先といえますか、充当する事業でございますけれども、この寄附金につきましては、地域や用途の希望が特にある場合につきましてはその地域や該当する事業を選定をいたしましてその財源の一部として活用させていただいておりますけれども、特に指定がない場合には市全体を対象とした事業の財源として有効に活用をさせていただきたいというふうに考えております。またなお、ご質問の中に特定の地域に寄附金に応じたことというようなこともありましたけれども、今ほど申しましたように市全体の公平な事業推進の財源に充てたいというのが基本的な考えでありますので、ご理解をいただきたいとい

うふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 松山君。

○7番松山清君 1点抜けとったのでさらに追加させてもらいますが、地域づくり交付金事業との連携ということで、これはPRとも関連するんですけども、ある地域があって、その地域の出身の方が何人か東京におったとします。それで、その寄附した方が、西予市にふるさと納税した方が、そのした分の半分でもいいですし100%でもいいんですけども、地域づくりのその地域に対して地域づくり交付金に上乘せすると。そういったことをすると、その地域の方はもっと積極的にその都会に行った方に対してふるさと納税してよといったような人と人との結びつきとか、そういった呼びかけやお声がけ、そういったことによってふえてくるんじゃないかという。それで、PRにもなるんじゃないかというふうに思うわけですけども、先ほど出ましたように地域づくり交付金はいろんなことに使える制度ですので、これはやっぱり拡充していくためには、今財源をばさっと分けてますけども、その分けたのにプラスしてふるさと納税された分もその地域づくり交付金の枠組みの中でやっていくということなんかだったらできると思うんですが、これは実現できないでしょうか。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 ただいまの全体的な考え方というのは、さきに申しました。

具体的にふるさとづくり交付金事業にその分だけを、寄附の分だけを加算をしてくれというようなお考えかと存じますけども、それにつきましては市の一般的な、現在制度設計をしております交付金事業の配分の決まりがございます。いきなり、そのとこの地域に寄附があったのでその分だけを加算をしたりとか増額をするというのは市政の公平性からいってもちょっと問題があるんじゃないかというふうに感じておりますので、それらの取り組みについては全体の制度設計の中で今後検討したいというふうに思います。

○議長 松山君。

○7番松山清君 今提案したのは、この地域づくり交付金という制度を西予市よりもう一步進めてやっとなる例が松阪市にありまして、その例を参考にして質問させてもらったんですけども、そこはその地域づくりの中の例えばショッピングセンターとかそういったところからも寄附を集めてやっていてすごくうまく回っていると、全国からも視察が来ているというような状況でありましたが、やはりそうやって一つずつ今ある制度をさらによくしていく中で、そういうふるさと納税も使ったらどうかという検討をまた今後していってもらったというふうに思います。

それと、もう一点これに関して質問をしたいわけなんですけども、どうしても、これは先ほど副市長がお答えになったように、関心が薄れていっているということがありまして、どうやってこれを継続して熱意を持っていくかということが重要だと思うんですけども、先ほど1回した人に対してまた継続をお願いしたりということがありましたが、西予市出身の高額納税者という方がおられると思うんですけども、そういった方々に対してお願いあるいは手紙を出すなどというのは非常に有効な施策じゃないかと思うんですけども、そういったことに取り組んでおられるのか、今後取り組めないのかお伺いいたします。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 ご提案として参考にさせていただきます。

○議長 松山君。

○7番松山清君 ぜひよろしくお伺いいたします。

最後になりましたけども、財産区についてちょっとお伺いしたいと思います。

これは、ずっと合併以来財産区というのは、それは地方自治体でございますので特に触れてはこなかったわけですけども、8年がたちましたのでちょっとこの機会にお伺いさせていただきたいというふうに思うわけです。

財産区は、合併の際旧町村の利益をそのまま旧町村に残すため旧町村の所有山林でつくられたという歴史があり、財産区の取り扱いについては合

併前の協議に基づいてその運営が行われているわけで、現在その現状としてどうなっているのかお伺いしたいと思います。

合併時にあった基金や預金、現金が、8年間の運営を経てかなり減少しているところもあれば、うまく運営して地域に貢献している財産区もあるのではないかとこのように推察いたします。材価が低迷する中、財産区の運営は厳しくなっているのではないのでしょうか。将来的に支援をしていく必要が出てくるのではないかと以前から思ってきましたが、今後財産区の運営が行き詰まり、企業で言えば運転資金がなくなってきたときに支援はできないのか、そういったことは想定してないのかお伺いいたします。

合併前は、しょっちゅう林野委員として山へ行って境界やら木の生育状況を見てきましたが、西予市になってそのような現状を見る機会がなくなりました。それは、財産区も地方自治体であり、財産の管理や処遇については任されているわけですが、土地は西予市のものであり、職員もその事務を行っているという観点から、現在の財産区の状況については議会でも知っておく必要があると思っております。よろしく申し上げます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ただいまの松山議員にお答えをさせていただきたいと思っておりますが、財産区の今の現状、それから今後の見通しについてお答えをさせていただいたらと思います。

本市には、明浜に1財産区——明浜町財産区、それから宇和に宇和町財産区の1財産区ですが、野村に野村、湊筋、中筋、貝吹、予子林の5財産区、城川に遊子川、土居、高川及び魚成の4財産区、計11財産区が存在をしております。各財産区とも、木材価格の低迷で運営が大変厳しい状況にはありますけれども、森林の公益的機能の役割を果たすために山林管理及び育成に努められているところでございます。しかしながら、産業全般の不振の影響を受けまして木材需要が伸びず、収益確保に苦慮をされておまして、議員定数の削減や報酬等の人件費の削減の検討及びその実施に取り組まれている財産区もございます。そのような厳しい運営状況の中にもありますが、各財産区では造林補助事業等を活用した施策を実施するな

ど、事務経費の負担軽減を図りながら山林管理及び森林整備に努めております。

また、今後の見通しと支援の必要性についてですが、先ほども申しましたが、材価の低迷や、林業のみならず日本の産業経済全体が不況にあえぐ中、財産区の運営は非常に厳しいものがございまして。財産区の経営は、支出では主に報酬、山林管理賃金、山林維持のための重機借り上げ料でございまして、その財源として間伐等による立ち木売り上げを充てることを基本にしております。間伐等を実施しない、またしても賄えない場合は繰越金や基金繰り入れの対応をしているのが現実でございます。今後も、財産区ごとに計画的に間伐を行うなど効率的な事業計画を立てて健全運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、城川町の4財産区では城川町財産区連絡協議会を組織し、意見交換や連絡調整、推進地視察研修などを実施しており、その成果も期待しているところであります。

現在のところ、市といたしましては支援の必要な財産区はないと考えておりますが、将来的には現在の各地区の財産区を存続させつつ、複数の財産区を一体的に運営できる手法、また形態について検討、研究する必要もあろうかと考えております。

先ほど質問にありました基金を有する財産区でございますが、11財産区のうち9財産区が基金を持っております。

○議長 松山君。

○7番松山清君 今の答弁では、現在のところちゃんと運営されてるということで安心しました。

それで、この財産区についてちょっと非常に西予市になってわかりにくいといえますか、条例を見ますと財産区に関する条例というのは恐らく各地域の財産区議会の設置条例だけじゃったんじゃないかなと思います。その運営に関してなどは、その設置条例の中では決められておらずに、その議会の、言うたら定数とか、そういった形態だけを定められとるのが現在の条例じゃないかと思うわけでございます。

それで、ちょっと合併前のことから振り返ってみますと、宇和町財産区などにしてみますと、もともと財産区というのはもう一つ下の下部組織が

ありまして、宇和町の財産をもって宇和町財産区というのをつくった経緯があって、各地域財産区は例えば集会所とか学校をつくるときに、そこでその財源を拠出したり、毎年毎年の活動に対して補助をしたりと一定のことをやっていたと思うんですけども、それがその現在の今の設置条例を見たら全部同じような設置条例になってますが、その宇和町財産区などに関して言うと、その町の財産を今後どう使っていくんだろうかっていうことなどがちょっとよくわからないんですよ。それで、その財産区というのはその各旧町が、あるいはもっとちょっと昔の村が持っている財産でありますので、それをどうせいか言うわけではないし、そういったことは権限もないわけですが、しかしやはりこの西予市が合併してその整理といいますか、ちょっと性格が違うものでそうしたほうがいいんじゃないかなというふうなことも思ったりしてますし、宇和町時代に物すごく山に対する愛着というか、山を大事にしてきたというようなずっと経緯があったんですけども、西予市になってからそういう気持ちが若干、どうなるかという情報がないもので、振り返ってみると薄れたんじゃないかなというような気がしてます。それで、このことについて今回触れさせていただきまして、今の部長の答弁の中でも将来見直したほうがというふうなお言葉もありましたけども、まさにそういったことをやっていかなくちゃならない、整理していかなくちゃならないのではないかなというふうな気がしております。

ですから、今言う財産区設置条例だけじゃなしに、もうちょっとおっしゃられたとおり全体的な広い範囲で見直しをするときに来ておりますし、今後支援もして山を大事にしていかなくちゃいけないといったこともあるんじゃないかと思いますが、それについてちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私のほうからちょっと再質問についてお答えしますけれども、そもそも論のところがあるかと思えます。今、一番冒頭にも言われましたように財産区の成り立ちというのがありまして、ご案内のとおり私どもの西予市は普通地方公共団体、財産区は特別地方公共団体

という制度性の違いがある。その財産区の歴史的な背景は、やはり地域の財産を合併する過程の中で保全しないといけない、あるいは古い時代で言いますと温泉の権利を、引き湯権等を財産区として保全しなくてはならないというようなところから、いろいろな財産区の形態が出てきて特別地方公共団体として保全してきたということでもありますから、その制度性の違いがあるということもご案内のとおりだと思いますが、したがってこれを一概に市の西予市議会で議論をして、こういう方向性をやるというのは非常にちょっと間違いを犯しやすいとございます。したがって、財産区の管理者である私のほうとそれぞれの財産区の議会の議員の方々の検討の中に入ってくる問題であります。

したがって、市としましては、今ほどちょっと投げかけたのは管理者としての考え方をちらっと言わせていただいたところでございますから、旧宇和町の財産区を1つにしたという背景は合併時に初めてその保全をすることででき得ることでありまして、これもまたご案内のとおり財産区は知事権限が非常に強い側面も持っております。そのいろいろな特殊な事情の中で判断しなくてはならない側面もありますので、これ以上踏み込むことは西予市議会ではちょっとふさわしくないというような感じがいたします。財産管理会という一つの権限のある場合はやれる場合がありますが、財産区としての権限についてはちょっと別のところでご議論をさせていただいたらなど、このように思っております。

以上です。

○議長 松山君。

○7番松山清君 まさに今市長がおっしゃられたとおりで、これは管理会とかそういったものでもほかを見ますと運営しているといったようなことも見受けております。ですので、その中についてどうこうというわけではないんですけども、今までやってきた中で、そろそろまたちょっと心配になってきたなというような感じがありますので、そこらは今ここでどうこうというわけではなくて親心といいますか、そういった目で最高責任者は市長でありますので、そういった目では見て各地域の財産というのが円滑に運営できていったらとい

うような願いであります。

以上で質問を終わります。

○議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時04分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時15分)

次に、24番坂本隆重君。

○24番坂本隆重君 私は、通告に基づいて2点について質問をいたします。

まず、第1点目は防災対策について。

東日本大震災では、津波と原発事故の大災害に見舞われ、震災では多くの死者、行方不明者を出し、原発事故では避難指示、勧告、自主避難と多くの人が避難所や親類の家、アパートや借家などに避難しています。汚染による米の出荷停止、瓦れき処理等、事態は現在も難航中で、復興庁も立ち上がったばかりで長期化は避けられないという状況にあります。

ここで大事なことは、大地震と津波は天災だが、原発事故は人災と私は考えております。報道されているごとく電源喪失が原因とするならば、2010年6月、福島第一原発2号機で作業員のミスで電源が落ち、原子炉に冷却水を循環させるポンプがとまったことであります。電源喪失は30分間続き、このときは非常用のディーゼル発電機が動き冷却を再開することができました。それを教訓に、地震あるいは津波で同様の事故が起きるということを考えられなかったらどうかという疑問です。原子力発電は絶対に必要である、だから原子力発電は絶対に安全だということにしないといけないという考え方が結局何らの対策をもとらなかったのではないだろうか。結局は、経産省、日本の統治機構に問題があったと私は思います。

先日の新聞の報道によると、東京電力福島第一原発事故に政府が6月に設置した事故調査・検証委員会が12月26日に公表する中間報告で、これまでの政府の報告書や東電の社内調査では解明できない問題を、事故の原因の全容を明らかにすると述べておりますが、今回の伊方原発から30キロ圏内へと範囲の変更により、西予市は範囲内に位置することになり、一たび事故が起きればふるさとや子供の将来の何もかもを失うのでありま

す。放射能を常に意識しながら住む地域になっていくのです。それでいいんでしょうか。不安でたまりません。

福島原発事故の結果を、原発政策、日本のあり方、西予市のあり方について、これからは真剣に考え、議論しなければならないと思います。今までのように上から下へと命令が下り、ただ受け入れるものではだめです。おのおのの個人が考え、地域に合った議論をして、我が西予市から県へ、そして国を動かす、これこそが地方分権、新しい国のあり方であると思います。地方自治のあり方でもあり、積極的に取り組むべきではないかなと思います。

そこで、こういった状況の中でまず津波避難についてお尋ねをいたします。

今回の津波による被害は甚大なものがあり、政府の防災基本計画の内容が、今後は自治体が地理的な条件や人口構成などに応じてまとめる地域防災計画の見直しが焦点となっているようであります。東南海・南海地震が予測される中で、西予市においては明浜町、三瓶町は特にこの津波による被害が予想されます。1707年の宝永地震では、宇和島市で10メートルもの津波があったとの文献が出てきております。1854年の東海・南海地震等を考慮に入れ、避難場所、避難通路を整備し、初期対応や自力で避難が難しい高齢者の対応等各地で具体的な対策を進めるべきであると思います。特に、人命を最優先する対策が必要であります。この点について、理事者の考え方をお伺いいたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

南海・東南海地震の発生でやはり特に心配されます津波の対応でございますが、ご指摘のとおりまず優先すべきは人命でございます。したがって、住民の皆さんが安全で確実に避難できる対策が重要と考えております。津波の一時避難場所につきましても、明浜町で39カ所、三瓶町で49カ所が選定されておりますが、現在愛媛県、愛媛大学、それから宇和海沿岸5市町で構成する愛媛県津波災害対策検討会というものがございまして、ここにおいてこれら一時避難所の実地検証を

進めているところでございます。その検査結果を踏まえまして、避難場所の再選定作業、一時避難場所標識の設置等とともに、避難場所や津波浸水予想区域等を記載したハザードマップを作成して各戸に配布し、周知徹底を図りたいと考えておるところでございます。

また、今議会に上程しています海拔標示看板についても平成24年度には明浜、三瓶地区の全域に配備する計画であります。

次に、避難道路の新設、改良整備に関しては地域ごとに条件や避難環境、また財政面も含めてより計画的な整備が必要と考えておりますが、当面は地域の皆様とともに各避難場所、避難経路等の現状把握を行い、避難路の安全確保、避難時に必要とされる物資、それから設備等の計画的な整備を図りたいと考えております。

また、自力の避難が困難な高齢者の皆様への対応といたしましては、生活福祉部で整備を進めております災害時要援護者名簿等の有効活用を図りまして、自主防災組織や消防団、自治会等との連携により適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 坂本君。

○24番坂本隆重君 ぜひ明浜地区、三瓶地区においては津波対策を重視していただき、今回は液状化現象は余りに見られてなかったんですが、神戸大震災においては液状化現象が非常に強く、そしてその結果家屋の倒壊、それから家具が倒れる状態によって死者は6,434名出しました。これが、阪神神戸淡路の大震災の十数年前の結果です。ぜひとも、明浜地区、三瓶地区においても液状化現象は起きるものだと、必ずそのような形で進めていただきたいと思います。

続きまして、2点目でございますが、原発事故に対する対応についてお伺いをいたします。

伊方原発は、活断層、中央構造線が約6キロの沖にあり、大地震で大量の放射性物質が放出され地域住民の生命や健康が害されるおそれがあり、西予市が伊方原発より30キロメートル圏内の指定に入り、原発三法とのかかわりはどうなっているのでしょうか。常に想定外、想定外で処理されてきたこの原発の事故も、現在54基中35基が

休止中である状態下であり、現在行われているストレステストの結果では来年の4月には全部が休止に追いやられるのではないとも言われています。もし事故が発生した場合、市民の安心と安全が担保できるのでしょうか。非常に酷な質問とは思いますが、現在の市長のお考えをお伺いいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今私のほうからの発言を求められましたのでちょこっとだけ言わせていただいて、あと細かいことについては総務部長に答えさせていただきたいと思っております。

ご案内のように、今回の福島原発の事故を受けて原子力安全委員会がいわゆるE P Zの考え方、8キロから10キロの重点的な施策をする地域から5キロ、30キロ、50キロという方向性を今示されたところであります。私どもは、これを受けて今後その対応について十分考えていかなくてはいけないと、このように思っておるところであります。

また、一つの問題点は今の国の施策、法律体系の中で、原子力のもろもろについては国しか権限がないというところにあります。

あともう一つは、一たび事故が起きた等々についての地域については、私どもが災害対策基本法で、市が責任を持って住民に対する避難と安全等々を確保しないといけないという法律的な矛盾も存在をしておるわけでありまして。その矛盾を埋めるために、今後とも何らかの方向の努力をやっておるところでございますが、これは水面下で今そのような動きも私どもはさせていただきますが、ただ、やっておりましたけれども今回の原子力安全委員会の方向を受けて、また新たな形でそういうことを積み上げていかなくてはいけないかと、このように思っておるところでございます。

あとは部長のほうから答弁をさせます。

○議長 坂本君。

○24番坂本隆重君 部長、お願いします。

○議長 追加の答弁があれば、
宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 市長が申しましたとおりの内容なんで余りつけ加えることもございませんが、国の防災指針の見直しというのが24年にずれ込むであろうと見られております。したがって、防災指針を受けて県の防災計画が同時に行われ、同時に並行した作業で市町村の防災計画が作成という段取りで進むものだと思います。

私どもも、県の支援を受けまして、特に避難場所、避難経路の策定や避難行動計画、それから要援護者の対策、それから避難がもし長期化した場合、複合化した場合の対応等細かい指導を受けながら実効性のある対策を計画づくりに生かしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 坂本君。

○24番坂本隆重君 東日本大震災においては、非常に遠いところでありましたので私どもは実感が余り、自分の身に降りかかってくるような事故でなかったものですから、市長もある程度、失礼かもしれませんが、よそでこうやってるなというように考えでおられたかと思いますが、今度はそうはいかないです。今度は自分の身に降りかかってきたんですよ。そこが一番今回の教訓であるんじゃないかなど。我々が立ち上がってやっていかなかったら、状況が全然地域によって違うわけなんですよね。横浜の住民、寝たきりの老人を救うのは西予市の防災対策なんです。卯之町に住んでる、宇和町に住んでる人は津波は来ないんです。それだから、今度の防災計画がそういうような形で出てくるんだと思いますが、地域に密着した対策、マニュアルではなしに、そういうような形が出てくると思いますので、ぜひ地元から権限を出していくと、すべての住民の先頭に立っているのは市長だというような考えで電力会社にも接していただくと。それをまた、積極的に県に上げていただくと、それで国をも動かすんだということをぜひお願いしたいと思います。

続きまして、次世代エネルギーへの取り組みについてお伺いをいたします。

太陽光発電、スマートシティ構想、風力、地熱、水力、特に中小水力発電すなわち溪流、農業用水、上下水道、工業内水等各分野での取り組みの現状と見通しについて説明をお願いしたいと思います。

います。

これは、まだスタートラインに立ったとこだと思うんですが、前回も言ったように、定例会で質問させていただきましたが、エネルギー課というものを設置を早くしてほしいということを希望いたしましたら検討いたしますというような返事が返ってきたと思いますが、その後どのような、もうこれは今現在差し迫った脱原発に向かって走っておりますので、自然エネルギー買い取り法の問題も絡んできておりますので、その後の検討の進捗状態、それなりの取り組み方についてお伺いをいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、坂本議員の今のご質問についてお答えをさせていただきますが、ご案内のとおり本市は優しいまちづくりを積極的に進めておるところでございまして、今ほど言われました脱原発、今回国のほうで法案が通っております再生エネルギー特別措置法が8月に通ったわけですが、こういう問題が起きる前から私どもは再生可能エネルギーという一つの観点から、例えば林業分野においてはバイオマスタウン構想に基づいて木質ペレットを活用したことを進めておりまして、ご案内のとおり本庁舎の1階の冷暖房についてはあのよう木質ペレットで再生可能エネルギー、カーボンオフセットの考え方に基づいてやらせていただいております。このように思っております。

太陽発電につきましては、身近なクリーンエネルギーとして注目されているところでございます。国や県におきましても、太陽光発電導入量の拡大を図るため、住宅用の太陽光の発電導入支援対策を制度化して推進しておられるところでございます。本市におきましても、これは以前からも話をさせていただいておりますが、24年度からその上乘せの補助の導入を今検討しております。

風力発電の導入につきましては、平成17年に大手の企業からぜひ協力依頼の申し出があつて、そういうご協力もしたところでありますけれども、まだそのときにはこのクリーンエネルギーに対する許容量がそれぞれの電力に少なかったところがあつ

て、残念ながら立ち消えになったところがございます、しかしながらこういう動きが変わってきたということで、今後関係企業からの風力発電施設を申し入れた場合は積極的に推進をしていきたいと、このように考えております。

次に、水力発電の導入につきましては、例えば野村上水道施設が物理的に要件を満たしているとも考えられますけれども、費用対効果は非常に厳しいものがあると考えております。また、下水道施設の利用につきましては水質と流速の関係で不可能であろうと、下水道施設については考えております。このほか、地熱、小規模水力発電の中小水力発電、溪流、農業用水等の再生可能エネルギーがありますけれども、現在は具体的な取り組みが進んでいない状況でございます。

今後の取り組みにつきましては、地域や地点による適合性、コスト面などを考慮しながら、また環境施設や地域振興施策等を有機的に結びつけながら次世代エネルギーの有効な取り組みについて調査研究を行いたいと考えておるところでございます。

○議長 坂本君。

○24番坂本隆重君 ところどころによって進んでおるようにもお伺いしたんですが、進んでないようにも伺えるんですが、私も具体的に申しますと、今市長が答弁いただいた箇所は、風力発電については私も場所は知っておるんですが、今現在は三崎半島に20基の風力発電をやっておりますが、そのうちの4基はいろいろな事情によって夜間は休止しているという状態にあります。しかし、今市長が言われたところは非常にいいところです。発表しますと、山田の根笹というところなんです、ここは非常に宇和町と明浜町との境界線です。山の上です。人家もないです。そういうようなところにはもう積極的に市が取り組んでやっていただきたいと。そして、また候補地としては大野ヶ原で高知県側に2基が稼働しております。ですから、大野ヶ原に何本か上げてやるとか、これはすぐできることです。ヘリコプターでだあっと機材を運んでいったら、そんなに難しい問題はない。これも、ぜひとも早期に検討いただいたらと思います。

そして、中小の水力発電でございますが、これ

は水利権の問題が絡んできてますんで、これは後からちょっとやらせてもらいますが、表流水は野村ダムに水利権を渡してる関係で、野村ダムができるときに2市8町が南予分水でそのときに野村と宇和町が水利権を放棄しました。そういうふうな関係がありますのであれですけど、小水路については例えば10万トン以上のため池が西予市には4カ所あるわけですが、この余水吐けを利用して発電をするとか、それから溪谷の、宇和町で言えば西山田の薬師谷、それから田之筋の奥の黒瀬川、ああいうようなところに小規模の発電機を据えて発電するとか、いろいろ考えたらあちこちにありますんで、ひとつ積極的に取り組んでいただいて、地域は地域で守っていくというような形にさせていただいたらと思います。

次に、先ほども申しました水利権の問題でございますが、野村ダム建設工事に伴い、昭和49年10月に覚書というものを交わしております、水利権に関してですね。これは、その中を見ますと水利権の項目で、建設省野村ダム工事事務所長住田明彦を甲として愛媛県土木部長田中敏仁を乙、宇和町長の松本和芳を丙とし、水利権の覚書が交わされております。その項目の一部をちょっと紹介しますと、今後の宇和町における新規利水計画について具体的な事例が生じたときは、宇和町並びにその住民の生活権益を尊重する精神を体し、乙は関係機関と協議し、誠意を持って措置するとあります。

それで、今現在は肱川水系の表流水は、農業用としては土地改良組合が地区ごとに権利を持っていて、上水道にも使用できないという現状にあります。この具体的な事例が生じたときというような項目が入っておりますので、ぜひこの点について協議を野村ダムとしてほしいと思うのですが、いかがでございましょうか。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、野村ダムの水利権について今ほどお話があったことにつきましてですが、具体的な事例とは何を指すかちょっとわかりかねるところがありますが、いわゆる表流水をとる事案が起きたときにこの協定をされておられることがどのような効果をもたらすかということだと拝察いたしますので、それについて少しだけ

触れさせていただいたと思います。

ご案内のとおり、野村ダムができるに当たって昭和49年10月にこの覚書を交換されております。それにつきましては、建設省——野村ダム工事事務所ですけれども——と愛媛県と旧宇和町のほうで覚書をされたということですが、その具体的な水利権の中については今ほど坂本議員がおっしゃる内容であったと、このように思っております。

そういう意味で、今後その表流水をとることにについては旧2市8町、今で言いますと2市1町になろうかと思いますが、協議が必要だと。私の認識では、2市8町に対しては県が中間に仲介をして、それですべての印鑑が、合意が要るところで非常に表流水をとることがなかなか困難であるという判断を従来はしておりました。しかし、2市8町から2市1町になった段階でそれだけ、別の角度で言うとお互い合意をしやすい側面ができる可能性があるのかなという感じは感覚的に受けております。以前は、表面的にはこれは困難なことであるという判断を私はしておりました。だけど、流れが少し変わってきておる側面もあろうかなという。この条文で見ますとすぐできそうな判断で見えますけれども、従来は非常に困難だという判断の条項でありました。流れが変わったということだけに対応しておきたいと……

(「49年。29年と言われたそうです。49年」と呼ぶ者あり)

49年。私は29……

(「29年」と呼ぶ者あり)

29年と言ったんですな。昭和49年10月です。今「29年」と言うたそうではありますが、「49年」10月です。

それは、単なる数字でそんなのどうでもええんですが、そのことについて今後は恐らく小水力等々の問題、表流水の問題については何らかのあったときに、具体的な事例になったときには、そういう今言ったような方向性を持ってやっていきたいなという考えでございます。

以上です。

○議長 坂本君。

○24番坂本隆重君 ありがとうございます。

中でちょっと私が疑問に思ったことは、この項

目の中に住民の生活権益を尊重するとあるんですが、権益の文に住民の権益ですね、これが大きく物を言うんじゃないかと思うんですよ。ここでうたってる以上は、権益に住民のとあるんですよ。だから、企業体のダムだけの問題じゃなしに、住民がその権利と水利権があればどれだけ、水を流してよそへ持っていくわけじゃないんですよ。ですから、使ったのをまた野村ダムで使ってもらうことは別に関係ないことで、住民が必要とするものが権益であると私は判断しておりますのでぜひこれは、こんな紳士的な覚書を交わされておる以上は向こうも待ってるかもしれないですよ。いや、本当ですよ。やっぱり地域があって、県があって、国があるわけですから。やっぱり地域を大事にしなかったらこれはいかんと思います。この水利権なんかというのは、慣行水利とか河川法に決まっておりますけど、これは最近は大分改正、松山の分水の問題にしても今大分情勢が変わってきてますよね、工業用分水がありますけど。そういったことも勘案すれば、やっぱり地域を大事にしてくれることには県のほうも相当協力はしてくれると思いますので、ぜひ市長の積極的な行動によって解決するもんだと私は期待いたしますので、ひとつぜひお願いしたいと思います。

そうすることによって、夏の水飢饉も解消するわけですよ。平成14年当時に宇和町には水が足りないということで、小学校のプールも閉鎖したりいろいろやってきました。それで、どうしたらええかなという当時の町長が深層水利やったらええやろということで、表流水は絶対だめやと。表流水を探せということで、私もその当時の深層水特別委員長というものをやりまして、いろいろやりました。それで、地下をどんどんどんどん掘っていったんです、あちこちをですね。とうとう水が出んでやめました。そのときに、歯長峠を抜けるときにあの峠の下のところにいい水が出ると、石灰岩の上をずっと走ってるということで、あそこを掘った人がいます。そうすると、宇部セメントやったすかな、鉦区権というものがありまして、そこで掘ったら……

(「住友」と呼ぶ者あり)

住友やったですか。住友だったらいいですが、どなり散らされて工事をやめて帰ってきたという事例もあります。それから、観音水が非常に出て

るのにそれを使えないと。もうふんだんに出ておるわけですね。それも使えないということで、結局は宇和高の下の満州井戸に頼る以外にはないということで、宇和高の上にタンクを据えたという事例があります。それによって、ある程度水不足は解決しておる。

水というのは、本当に人間にとって、生活にとって必要なものです。住民は、非常にプールが閉鎖しても不便に感じます。ですから、宇和の水がよそへ流れるんじゃないし全部野村ダムへ入るんですから、これは別にお互いが利益を分け合うものではないですから、もう一つ市長、決意のほどを酌んでいただいております、ちょっと一言。

○議長 三好市長。

○三好市長 坂本議員の強い思いを込めて、私も決意ではありませんが答えをさせていただきたいと思います。

先ほども申しましたとおり、水というのは非常に私たちにとってはかけがえのないものでありますから、したがって、例えば今県の中でも水問題が西条市等、県の中であるとおりでございますが、あれと同じように非常に水というのはこの地域にとっても大事な水であります。それを、例えば今ほどこれが締結された昭和49年のこれを押し図ってみますと、南予の地域には昭和40年代の初めに大干ばつがありました。そして、南予地域はミカンどころが、ミカンの木も枯れるし、大変な状況があったわけです。ミカンの木を何とか枯らさんために、水を一生懸命かかって、段々畑を上げて苦勞をしてミカンの木を守ったというような歴史も聞いております。そういう思いを込めて、私どもやあるいは旧宇和町、旧野村町の方々はあえて水に対して南予全体のことを考えて同じような覚書や、ある一面水に対する権利を強く主張しなかった。これは、南予の人全体を思った強い気持ちであります。それを、今の時代においても強く、その思った方々の意識、南予全体を思う気持ちを私どもはしっかり持つておかななくては、恐らく大きな間違いを犯す可能性がある、私はそのように感じております。

したがって、安易に水利権を絶対的に確保しないといけないという強調をするのではなしに、お

互いの中で水をうまく利用する。そういう中で、私はこの覚書については旧町時代の判断は、先ほど2市8町で全員部の調印、恐らく調印するに当たってはそれぞれの議会の議決も要るようになるわけです、水の問題ですからね。そしたら、基本的には旧町時代では表流水はとれないという判断で私どもは、率直に言って住んでおったということがあります。そういう中で、私たちのところもまた、あるいは西予市になっても地下水であれば権利はないわけでありますから、だからそういうことの中で、例えばいろんなところで、例えば先ほど言われました宇和球場の横のところに水があって当たって、あの様に歴史博物館の上に2,000トンのタンクをつくらせていただいて安定的に今の水の供給をさせていただいております。これを余りにも主張をして、例えば南予企業団等々で組織しておる人の上流水の野村ダムの水、ただミカン畑だけでなしに生活用水としてもそれなりの供給をしておるところに強く主張をして、それが私どもの水だから、こういうことがあるから、これだけを云々かんぬんという、今そういうことをする必要あるかどうかということになると、やはりお互い同士の互助の精神を持つておる南予の方々の今までつくり上げた精神的なことを壊す可能性がある、私はそのように感じておりますので、それについてはその時折にお互い同士の協議の中で慎重に今後も考えていきたい、このように思っております。

以上です。

○議長 坂本君。

○24番坂本隆重君 非常にありがたい決意のほどを表明していただきまして、これで私も満足いたしました。いま一つ、どうぞよろしく願いいたします。

これにて私の質問を終わります。

○議長 以上で一般質問を終結いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

12月20日は午後2時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時00分

平成23年第4回西予市議会定例会会議録（第4号）

1. 招集年月日 平成23年12月20日
 1. 招集の場所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成23年12月20日
 午後2時00分
 1. 閉 会 平成23年12月20日
 午後3時37分

1. 出席議員

- 1番 欠 員
 2番 二宮 一朗
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 欠 員
 24番 坂本 隆重

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二
 副市長 九鬼 則夫
 教 育 長 森 英二
 公営企業部長 松山 一郎
 会計管理者 河野 敏雅
 総務企画部長 宇都宮 又重
 産業建設部長 藤中 彰
 生活福祉部長 上 甲 憲章

- 教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 河 野 数 義
 城 川 支 所 長 福 原 純 一
 三 瓶 支 所 長 三 好 幸 二
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 井 上 謙 二
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企画調整課長 宇都宮 松 夫
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽 一 郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 発議第 3号 西予市し尿処理場問題等
特別委員会の定数変更
について
 2 議会報告第7号 西予市議会改革特別委員
会の報告（議会基本条例
制定）について
 3 議案第104号 西予市田園ロマンの里づ
くり基金条例制定につい
て
 議案第105号 西予市体育施設整備基金
条例制定について
 議案第106号 スポーツ基本法の制定に
伴う関係条例の整理に関
する条例制定について
 議案第107号 西予市立学校及び幼稚園
設置条例の一部を改正す
る条例制定について
 議案第108号 西予市乳幼児医療費助成
条例の一部を改正する条
例制定について
 議案第109号 西予市国民健康保険診療
所条例の一部を改正する
条例制定について
 議案第110号 平成23年度西予市一般

議案第111号 会計補正予算（第4号）
 議案第1111号 平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第1112号 平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第1113号 平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第1114号 平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第3号）
 議案第1115号 平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第3号）
 陳情第5号 大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書
 陳情第6号 原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める陳情書
 要請第1号 「地域主権改革」に関する要請書
 追加 議案第1116号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
 発議第4号 西予市議会基本条例制定について
 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

1 発議第3号 西予市し尿処理場問題等特別委員会の定数変更について
 2 議会報告第7号 西予市議会改革特別委員会の報告（議会基本条例制定）について
 3 議案第104号 西予市田園ロマンの里づくり基金条例制定について
 議案第105号 西予市体育施設整備基金条例制定について

議案第106号 スポーツ基本法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
 議案第107号 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
 議案第108号 西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
 議案第109号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
 議案第110号 平成23年度西予市一般会計補正予算（第4号）
 議案第111号 平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第112号 平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第113号 平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第114号 平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第3号）
 議案第115号 平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第3号）
 陳情第5号 大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書
 陳情第6号 原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める陳情書
 要請第1号 「地域主権改革」に関する要請書
 追加 議案第116号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
 発議第4号 西予市議会基本条例制定について
 議員派遣の件について

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は22名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、発議第3号「西予市し尿処理場問題等特別委員会の定数変更について」を議題といたします。

当該特別委員会は、委員の欠員により、委員定数8名のところ現在7名の委員数となっております。

お諮りいたします。

本案については、委員会条例第6条第2項の規定により、西予市し尿処理場問題等特別委員会の委員定数を8名から7名に変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(日程2)

○議長 日程第2、議会報告第7号「西予市議会改革特別委員会の報告(議会基本条例制定)について」を議題といたします。

会議規則第102条の規定により、西予市議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。

10番元親君。

○元親孝志西予市議会改革特別委員長 それでは、議会改革特別委員会から調査の報告を申し上げます。

議会改革特別委員会では、調査項目に掲げた9項目について、順に調査研究を進めてまいりました。既に、議員の定数、議員の報酬、そして本会議における一般質問のあり方等については、議会の議決をいただいたところであります。

今回、議会基本条例の制定については、議長より特別に要請があり、12月定例会に議案として提出できるよう調査研究を進めてまいりました。既に議会基本条例を制定している他市の例と比較しますと、どこの議会においても1年以上かけてつくられていますので、短期間につくことは当然無理もありますが、積極的に取り組んでみることで全員の同意をいただき、今日まで集中的に調査研究を進めてまいりました。議員及び議会の行

動指針をみずからがつくるということは、想像以上に苦労がありました。激論を繰り返しながら、一条一条を作成し、ここに全10章、全22条で構成する西予市議会基本条例の原案を策定いたしました。

議会基本条例の概要につきましては、最初に議会基本条例の必要性と目的を明記し、議員、議会のあり方、議会と市民の関係、議会と行政との関係、議会事務局のあり方、議員の身分、そして最後にこの基本条例の位置づけと見直しの手続について明文化したものとなっております。

基本条例は、大きく分けて3つの原則を市民の皆様にご約束いたしております。1点目は、議会における活動は原則公開すること、2点目として議会と市民の協働、3点目として議会の使命であります行政のチェック機能の強化と政策立案能力の強化を約束いたしております。議会及び議員にとってハードルを高くいたしておりますので、今後の運営において一抹の不安もありますが、市民の信頼回復あるいはこれからの地域主権社会をつくる上において、避けて通れない条例であります。条例制定後は、条例の運用を監視する仕組み等も必要ではないかという意見も出ております。

特別委員会で基本条例の原案を策定後は、速やかに行政との意見調整を行い、議会に対しては全員協議会の場において内容の説明をさせていただき、理解を求めてまいりました。その中で、幾つか文言の取り扱いについて質疑がありました。

特記すべき事項として、第5条第2項にある議会は本会議、常任委員会のほか会議を原則公開するに対して、委員より原則に対する説明あるいは条文の中での明記が必要ではないかという意見がありました。これに対する説明といたしまして、原則とは法律及び地方自治法の定める例外措置は含まないということであります。

また、第2条の第2項にある議会の一般質問は原則対面式による一問一答方式で行うという条文に対して、委員より3つの方法、一括方式、分割方式、一問一答方式を議会は認めているわけがありますから、ここも条文での説明が必要ではないかという意見がありましたが、このことについては別途規則で詳細に明記していますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後に、議会基本条例を西予市議会における最高規範とすることに対して質疑がありました。こ

れにつきましては、特別委員会に再度諮り、協議をさせていただきましたが、今までの議会運営は昭和22年に制定された地方自治法及び全国標準会議規則あるいは委員会規則等、国が制定した自治法及び条例に基づき運営を行ってまいりました。しかし、今回地方自治法の改正があつて、地方議会にも条例制定権が認められたことに基づき、みずからの意思で議員、議会の行動指針を策定したことは画期的なことであり、その責任と自負において、この条例を議会内で最高規範として位置づけることを再度確認いたしました。

また、市民への公開につきましては、市のホームページで12月1日から16日まで全文を公開して、パブリックコメントを募集しました。そのほか、西予市CATVを活用して、議会基本条例の内容説明をさせていただきました。

後ほど、条例制定に向けて議案として上程いたしますが、議員の皆様にご理解をいただき、全員一致で可決決定させていただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。

平成23年12月20日、議会改革特別委員会委員長元親孝志。

以上でございます。

○議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

西予市議会改革特別委員会に付託いたしております調査研究項目のうち、議会基本条例制定については本日をもって調査研究を終了することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

全員起立であります。よって、当該特別委員会の調査研究項目のうち、議会基本条例制定については本日をもって調査研究を終了することに決定いたしました。

(日程3)

○議長 日程第3、議案第104号「西予市田園ロマンの里づくり基金条例制定について」から議案第115号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)」までの12件及び陳情2件

並びに要請1件の15件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、松山総務常任委員会委員長の報告を求めます。

7番松山君。

○松山清総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において、当常任委員会に付託されました議案4件、陳情2件、要請1件に対し、12月8日に委員会審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、いずれも原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

陳情第5号「大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書」と要請第1号「「地域主権改革」に関する要請書」について慎重に審査しましたが、陳情第5号と要請第1号は、件名は違うものの内容が似通っており、国の出先機関の重要性を訴えるものであります。現在、地方主権改革が推進される中、今の地方自治体が優先して取り組むべきことは経済的自立を目指すことであり、時代にそぐわないと判断されるため、全会一致で不採択に決定いたしました。

また、陳情第6号「原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める陳情書」についても、趣旨は理解できるものであるが、エネルギー問題は今後さまざまな方向からの協議、検討が重要とされ、その動向を見きわめることが必要とされる時期であるため、現時点では慎重に対応すべきと判断され、不採択に決定いたしました。

議案審査の中で委員より出された質疑、それに対する答弁等について、概要を抜粋して報告申し上げます。

初めに、議案第110号「平成23年度西予市一般会計補正予算(第4号)」について、庁舎建設の事業費の内訳についての質疑があり、別紙明細により本体建設工事費等の総事業費が24億4,151万9,000円であり、その財源内訳は合併特例債で20億3,800万円、一般財源が4億351万9,000円であるとの答弁があ

りました。また、水土里ネットに旧上下水道課があった施設を改修し貸与することで、収入はあるかとの質疑では、行政施設の貸し付け要綱に基づき貸し付けて、年間平米当たり3,600円であり、その施設が156平米あるので、約56万円の収入があるとの答弁でした。

次に、財政調整基金残高14億6,708万5,000円はいつの時点でのことかとの問いには、12月の補正予算計上後の金額であるとの答弁でした。

次に、海拔表示板経費26万7,000円についての質疑があり、作成及び取り付けの経費であり、取り付けは許可をもらって電柱にベルト形式で行うとの答弁がありました。

続いて、東北大震災の被災地に災害備蓄品の支援136万4,000円とあるが、その内容はどのようなものか、あわせて西予市の災害物資の備蓄品は十分であるかとの質疑がありました。それに対し、市で保有していた備蓄品を被災地に送り、その物資を補充するための補正予算である旨の説明があり、送った物資の内訳は乾パン640食、アルファ化米300食、水1.5リットル360本、毛布140枚とのことでした。また、西予市の適正な災害備蓄品料は、阪神大震災のときの教訓を目安として、全人口の10%を想定したものであり、現時点では平成24年から28年の5年間でアルファ化米6,300食、乾パン2,700食、粥4,000食、水1.5リットル8,560本、毛布4,000枚を逐次備蓄する計画であるとの答弁でした。

次に、行政評価システムの研修費34万3,000円の内訳について質疑があり、市職員約70名の課長、課長補佐を対象に、市役所内の会議室等で開催し、講師を招き、施策マネジャーの養成講習を行うものであるとの答弁でした。

次に、公共交通の進捗状況及び今後のスケジュールについての質疑があり、今年度中に担当職員レベルで旧町単位程度のブロックに分けて交通体系を検討していきたい、ブロック毎の定時定路線やデマンドタクシー等の運行形態をその地形に合った組み合わせで実施し、協議についても地元の組織に相談しながら進めたいとの答弁でした。

デマンドタクシーは高齢者など交通弱者に対して有効な対策であるため、周辺地域のみならず、市街地においても細かく地域を網羅して、多くの

人が日常の通院や買い物等に利用できるよう計画をしていただきたいという要望がありました。

また、若い職員の提案が上層部に届いていないのではないかとの質疑では、行政評価システムの中の一つに未来西予創造プランという計画をつくっており、係長以下90名程度で16チームを編成し、提案の場づくりを設けて、行政改革の意見として吸い上げているとの答弁でした。

次に、光伝送路維持管理事業費の1,081万5,000円の減額補正の理由についての質疑があり、地権者の了解が得られ、ルートの一部改修で工事が可能となり、315万円の工事費で施工することになり、その差額分を減額補正した旨の答弁がありました。

次に、教員住宅維持管理事業316万5,000円の改修工事の内訳に関する質疑があり、その内容は畳の表がえ、ふすま交換及び雨漏り防止の工事費であるとの答弁でした。関連して、教員住宅から用途変更の考えはあるのかとの質疑について、近い将来は用途変更して公営住宅に移管したいと考えているとの答弁がありました。

次に、重要伝統的建造物群保存地区推進事業1,240万3,000円の内訳について質疑があり、市指定文化財である大門、通称鳥居門、御成門の立地する1,777平米のうち、約215平米の土地購入代及び不動産鑑定評価手数料、地籍測量図作成委託料であるとの答弁がありました。

今回の審査の中で、特に委員から要望があったのは、全般的に審査事項の中で言葉だけの説明が多いので、理事者は必要な補助資料などをしっかりと準備して審査に臨んでほしいということです。例えば、土地の取得に関する事項の説明をする場合は、そこを示す位置図や写真等を提示して対応していただきたいのです。これは審査を的確に進めるために重要なことであるので、今後においては善処願いたいと思います。

以上、委員長報告といたします。

平成23年12月20日、総務常任委員会委員長松山清。

○議長 次に、酒井厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

17番酒井君。

○酒井宇之吉厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告書を申し上げます。

構成常任委員会の審査結果の報告を申し上げます。

去る12月7日の本議会において、当委員会に付託されました8議案について、12月8日に担当部課長の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全議案を原案のとおり全会一致で可決いたしました。

以下、議案審査の過程において質疑のありました事項について、その概要を申し上げます。

初めに、議案第110号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち、当委員会所管の予算審査では、人権対策費81万7,000円についての質疑があり、築30年を経過した市の改良住宅において、宇和伊延、三瓶日ノ本、向新田の3団地での雨漏り修繕が56万7,000円、宇和瀬戸、三瓶川原の2団地で漏水管修繕に9万7,000円、宇和瀬戸団地で防犯灯支柱1本の腐食による取りかえに8万円、三瓶蔵貫団地で污水管の詰まり除去に5万円、その他住宅の住人から空き部屋の前に植栽された木々の伐採撤去の依頼があり、その手数料が2万3,000円であるとの答弁でした。

また、障害者自立支援給付事業4,676万4,000円につきましての質疑では、改正障害者自立支援法の一部施行に伴い、障害者の実費負担を軽減するための家賃助成が始まったことに加え、就労継続支援B型の整備が進み、利用者が大幅にふえたことにより見込まれる障害者自立支援給付費の支給増加額が4,664万8,000円、広報啓発用パンフレット作成費などの経費11万6,000円であるとの答弁がありました。

老人施設災害復旧工事124万4,000円についての質疑では、台風15号により崩壊した養護老人ホーム奥伊予荘の敷地のり面を地方債により修復を行う工事費100万円のほか、裏山からの大型排水路の集水槽に流木、トタン等のごみが集積し、被害が出ており、これを修繕する工事費24万4,000円を一般財源で計上しているとの答弁がございました。

続きまして、民間保育所運営費負担金支払事業を1,020万円減額することへの質疑では、人

数の減と保育単価の変更によるものであり、西予総合福祉会では13人の減に対して2,865万2,000円の減額、また三瓶福祉会では6人の減に対して1,845万2,000円の増額となっています。三瓶福祉会の増額は保育単価によるもので、0歳から2歳児の単価が高いために生じたものであり、保育単価は各保育所の運営にかかわる経費と人数から算出するものであるとの答弁でありました。

また、保育所の運営に関連した芝生の維持管理についての質疑では、本年度は民営が3園、公立3園の芝生化事業を実施していますが、芝刈りが大変で、週1回から2週間に1回、保護者を初め地域の方々の協力を得て実施しているとの説明がありました。

そのほか、八幡浜南環境センターの継続使用に向けた進捗状況の質疑では、これまでの経緯説明と地元双岩地区がおおむね了承をしたことで、今後も受け入れてもらえる旨の報告がありました。

次に、議案第114号「平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第3号）」についての審査では、有形固定資産修繕費45万7,000円についての質疑に対し、明浜上水道で昭和50年代に現国道378号沿いに布設された送水管の状況写真が提示され、今後ふえるであろう老朽管の漏水に対して、塩害等に強く耐震性のある水道管を使用し、上水道全体の計画を立てた上で更新を実施したいとの答弁がありました。

次に、議案第115号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第3号）」では、委託料232万3,000円に対する質疑があり、従来からインターネット上に宇和病院のホームページを設け、情報発信を行っているが、作成後10年を経過し、情報発信がますます重要となる現代にそぐわない内容となっている。今回、構成の改善を全面的に行うことで、ホームページの利用者が容易にかつ迅速に必要な情報を得ることができるようリニューアルするものであり、新病院建設における進捗状況を初め、完成後を見据えた医師及び看護師、また医療スタッフの募集等、最新情報を発信していけるシステムの改修を予定しているとの答弁でございました。

以上、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

平成23年12月20日、厚生常任委員会委員

長酒井宇之吉。

以上であります。

○議長 次に、小野産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

6番小野君。

○小野正昭産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告。

当委員会は、去る12月7日の本会議において、産業建設常任委員会に付託された議案2件、下記報告5課分について、12月8日、提案理由の説明を求め、慎重に審査を行いましたので、その報告を申し上げます。

審査経過及び結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、付託されました議案2件については、報告書のとおり、原案全会一致により可決決定をいたしました。

今回の「平成23年度西予市一般会計補正予算（第4号）」における産業建設課所管分の主なものは、台風15号に係る災害復旧の予算でありました。

審査の経過において、委員より質疑のありました主な事項につき、その要点をご報告いたします。

初めに、建設課所管分の審査経過につき、主な内容をご報告いたします。

土木費の中の道路新設改良費で、野村町の市道本町中村線舗装事業で、現在舗装されているインターロッキングを再利用するかとの質疑があり、設計では産業廃棄物として処理することとしているが、再利用も検討している。また、カラー舗装のイメージは宇和町と同じようなものかとの質疑に対し、ほぼ同じであり、耐水性のカラー舗装との答弁がありました。

次に、下水道課所管分の補正は、公共下水道特別会計繰り出事業の減額補正のみの予算でありました。

次に、林業課所管分については、有害鳥獣捕獲対策事業で、イノシシ、シカ、猿の抜本的及び根本的な対策はないのかとの質疑に対し、国、県及び本市においても根本的な解決策はなく、大変苦慮しており、関係各位にご協力をお願いしたいとの答弁がありました。

また、県の管理する狩猟期間、休猟区がある

が、現在どのようになっているかとの質疑に対し、休猟区でも駆除期間中は許可されているとの答弁がありました。

商工観光課所管分については、三滝ロッジ及びふるさと交流館管理運営事業に係る修繕料であるとの説明に対し、関連質疑として、指定管理者が来年3月で辞退の申し出があるが、これからの管理運営をどのようにしていくのかとの質疑に対し、今後はロッジ、交流館及び地質館、視覚体験館を含めたジオパーク構想の中で検討をしていく考えであるとの答弁がありました。

観光費、市観光協会補助金についての質疑では、西予市新庁舎落成記念並びに宇和文化会館20周年記念事業の一環として催されるなんでも鑑定団に係る広告費等であり、その概要は1月10日締め切り、3月11日に収録との説明がありました。

農業水産課所管分については、ため池等農地災害危機管理対策事業についての質疑があり、西予市が実施するため池ハザードマップ作成を支援するため、愛媛県が先行して行う下流浸水被害想定区域図作成に係る経費に対する負担金であり、負担率25%、対象施設は関地池、山田大池、松蔭池、竜沢寺池4カ所の大型池が今回の対象であるとの答弁に対し、今後の計画及び小型池についてはどのような計画があるのかの質疑に対しては、本市において下流域に5戸以上、堤体高10メートル以上、水量1,000トン以上のため池は18池あり、今回は10万トン以上のため池4カ所である。残り14カ所については今後調査をし、平成24年度において国の補助を受けて西予市が実施の予定であり、1,000トン以下の池については検討中との答弁がありました。

議案第113号「平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」については、平成23年度社会資本整備の交付があり、施設整備費の計上及び歳入では消費税の還付金の計上でありました。

審査の過程の中で、各委員より特に下記の3件につき要請がありましたので、委員会の要望事項として申し添えます。

1つ、土木、建築関係の設計、監理においては、そのほとんどが委託業務であり、各事業での適正な執行と効率化を進めるために専門技術員の増員が必要と思われるので、職員採用、人事異動

等で配慮されたい。

1つ、さきの定例会の折、市長との懇談会の中で、委員会より強い要望をいたしました林道負担金の軽減については、検討されることを再度強く要望をいたします。

1つ、予算計上された工事全般において、現場代理人の常駐義務緩和が、通信手段の発達した現在においては、工事期間全般について現場代理人が工事現場に常駐しなくても円滑な工事の遂行は可能なため、一定の要件のもとに常駐義務の緩和が出ている中で、地域振興の一助のためにも、業者への早期の発注を強く要望する。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成23年12月20日、産業建設常任委員会委員長小野正昭。

○議長 次に、坂本西予市新市立病院建設特別委員会委員長の報告を求めます。

24番坂本君。

○坂本隆重西予市新市立病院建設特別委員長 西予市新市立病院建設特別委員会審査報告書。

西予市新市立病院建設特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案第115号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第3号）」について、12月7日、委員会審査を行いました。

審査結果は、議案を原案のとおり全会一致で可決いたしました。

なお、議案審査の過程において委員より質問のありました事項について、概要を抜粋してご報告を申し上げます。

新病院建設費の委託料660万2,000円は医師住宅建築に係る設計業務委託料で、新しい医師を確保するため、新病院建設完成までに少しでも早く環境を整え、医師を迎える体制を構築する必要があるためとの説明がありました。

なお、現時点では、一戸建て住宅3戸と集合住宅9戸の計12戸を敷地の東側に整備する計画との説明でありました。

また、来年1月8日に開催予定の医師と学生の交流事業敬作とおイネの会の経費67万円は、当市における地域医療の現況や将来の医療体制について意見交換を行うことを目的としているとの説

明がありました。

委員より、新病院を木造で建築する検討はされたのかとの質疑には、この規模の病院では平成12年以降建築実績がなく、重い大型医療器材の積載荷重に耐えられないこと、また建築基準法による耐火建築物として耐火性能の条件をクリアすることが木造では困難との答弁がありました。また、今回の医師住宅のうち一戸建て住宅3戸は木造で、集合住宅も木造で検討中との説明がありました。

次に、敬作とおイネの会の該当者は何名かとの質問には、西予市に縁がある医師や学生で140名に案内しているとの答弁がありました。

最後に、麻酔科、産婦人科、小児科等の医師確保のめどについて質問があり、いずれも厳しい状況であるが、せめて婦人科については設置をしたい意向であるとのことでした。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成23年12月20日、西予市新市立病院建設特別委員会委員長坂本隆重。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第104号を採決いたします。

議案第104号「西予市田園ロマンの里づくり基金条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第104号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第105号を採決いたします。

議案第105号「西予市体育施設整備基金条例制定について」については委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第105号

は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第106号を採決いたします。

議案第106号「スポーツ基本法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」については委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第106号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第107号から議案第109号までの3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第107号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」から議案第109号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」までの3件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号から議案第109号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第110号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第110号「平成23年度西予市一般会計補正予算(第4号)」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第110号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第111号から議案第115号までの5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第111号「平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」から議案第115号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)」までの5件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第111号から議案第115号までの5件は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情第5号及び陳情第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第5号「大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書」及び陳情第6号「原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める陳情書」は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第5号及び陳情第6号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

次に、要請第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

要請第1号「「地域主権改革」に関する要請書」は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、要請第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時48分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時52分)

24番坂本君。

○坂本隆重西予市新市立病院建設特別委員長 先ほどの委員長報告の中で、私誤って報告をした箇所が1カ所ございます。訂正を申し上げます。

産婦人科と申したんですが、これは婦人科の誤りでございます、申しわけございません。

○議長 以上のように坂本委員長のほうから修正の申し出がありました。そのようにいたします。

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第116号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」と発議第4号「西予市議会基本条例制定について」及び議員派遣の件についての3件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、3件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 追加日程第1、議案第116号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 議案第116号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律等が平成23年12月14日に公布され、同日から施行されたことによるものでございます。

主な改正内容につきましては、被災者の災害関連に伴う支出が今後も見込まれることから、住民税において雑損控除の対象となる災害関連の支出期間を現行の1年から3年に延長するものであります。

また、平成23年度分の申告書等の提出日以後に支出された災害関連支出についても5カ年の雑損控除の特例を適用することとするものであります。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第116号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第116号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第2、発議第4号「西予市議会基本条例制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西予市議会改革特別委員会委員長元親君。

10番元親君。

○元親孝志西予市議会改革特別委員長 それでは、議案につきまして提案理由の説明を申し上げたいと思います。

発議第4号「西予市議会基本条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市議会改革特別委員会では、調査を付託された9項目のうち、議会基本条例について精力的に調査を進めてまいりました。

議会基本条例制定の必要性については、地方自治のさらなる進展には市民と議会の信頼関係及び協働の精神が重要不可欠であり、議会としての責務を果たすためには二元代表制の意義を十分理解し、これまで以上に公平、公正、透明な議会運営及び開かれた議会づくりを推進する必要があります。そのためには、これまでの地方自治法及び会議規則、委員会規則等だけでは不十分であり、議会として新たな行動指針が必要であります。市民本位の立場を基本として政策提言や政策立案を積極的に行うとともに、市民の多様な意見を反映しながら負託にこたえていくことを決意し、ここに議員が活動していくに当たって議会の最高規範として西予市議会基本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

22番大竹君。

○22番大竹忠盛君 本基本条例は、本当に特別

委員の皆さんが協議を重ね提案されたことについては、その努力に対しては心から敬意をまずもって表すものでございます。

ただ、私は今回本条例に賛成はする立場からの質問を幾つかいたしたいと、このように思っております。

その第1点は、基本条例を提案するまでのプロセスが多少急性過ぎたのではないかなど、こんな思いを持っておるわけでありまして。今後のことでもありますので、あえて委員長に質問をさせていただきたいと、このように思っております。1つはCATVにこの条例案を説明をされておったわけですが、私の解釈が間違っておるかもしれないのでありますが、あのときの基本条例案は、私は素案ではなかったかなど、このように解しております。案となったのはきょう修正をいただいております。案となつたのはきょう修正をいただいております。案となつたのはきょう修正をいただいております。案となつたのはきょう修正をいただいております。

それから2点目は、議会では4つの条例があると、関連条例があると私は思っております。この基本条例と関連する条例の整合性についてどのように検討をされたか、その経緯についてご質問をいたしたいと、このように思っております。

その一つが政治倫理条例でございます。

現条例は、私の記憶では、監視機能しかあの条例の中にはうたわれていないと、このように思っております。したがって、基本条例の中に公平、公正で開かれた議会を目指すということになりますと、当然のことながら、政治倫理条例の中に市民参加の道を開くべきであろうと私は思っております。したがって、今条例の中には、私は審査会が、当然開かれた議会ということであれば、審査会という項目が入るべきではないかと、このように思っております。

2つ目が政務調査費の関係でございます。

この基本条例、すべての分野にわたるわけですが、これは当然のことでもあります。大いに議員の資質を高めるためには調査研究、大切な視点であろうと思っております。

そこで、この調査研究について委員長の見解をお尋ねしたいと、このように思いますが、これは私見でありますけれども、私は報酬を1万円下げ

ても研修、いわゆる政務調査費を上げて、みんなが自由闊達に研修、検討ができるように整合性を保つべきではないだろうか、これが2つ目でございます。

3つ目が議員報酬、これは当然ご承知のように、審議会条例がございますので、そこにゆだねるべきだと、このように思っております。あえて質問をさせていただきたいことは、本基本条例が2月28日でしたか、施行される。ですので、私はこの基本条例が制定された同時に、委員長の負担、これは非常に重くなるし、権限その他についても常任委員長の責務、あるいは特別委員長もあろうかと思いますが、特に常任委員長は多忙をきわめるのではないかと心配をしております。

また、そうでないと、この基本条例をつくった意味が、ある意味ではないのではないかと。委員長が振り回されるぐらい忙しいということは、この基本条例をつくった意味が大いに発揮されるということであろうかと思っております。私は議長が43万3,600円、副議長が35万3,100円、我々議員が32万3,000円、このようになっておるわけですが、私は委員長の報酬は幾らか引き上げるべきだと、このようにきょう、今も思っております。このことについて、まず何もかも言うてもいけませんので、前段、質問をさせていただきます。

○議長 10番元親君。

○元親孝志西予市議会改革特別委員長 それでは、ただいま大竹議員の質問に答えさせていただきます。

これはあくまでも私、私見ということでお許しをいただきたいと思います。

まず初めに、今回の議会基本条例の制定、性急過ぎたのではないかとご指摘でございますが、これについて私の考え方を申し上げたいと思っております。

私は、今回の議会基本条例の上程は、時期を万して出したというふうに思っております。ご案内のように、2期目に入りまして、議会運営委員会が毎年研修をしております。その研修目的は、すべて議会基本条例と議会における一問一答方式についての調査研究であったというふうに私は思っております。初回、2期目の第1年目、二

宮委員長の折には、三重県の三重市議会、伊賀市議会のほうに行きましたが、これは日本で初めて議会基本条例を制定した伊賀市議会を表敬訪問した、これが最初でございます。次に、山本委員長、それから私、そして岡山委員長、これすべて議会基本条例と一問一答方式の研修をしてまいりました。その間に、議員10名参加いたしておりますので、4回で合計40名の議員がこの研修に行っておるわけでございます。その中で、昨年12月にこの特別委員会を設立した目的は、これらのことを踏まえて、そろそろ西予市においても議会基本条例の制定に向けて調査研究してはどうかということで特別委員会を立ち上げたというふうに私は理解をいたしております。

しかし、その中で議員の報酬、それから議員の定数については、来年の4月に選挙が予定されておりますので、これを先に優先的にやろうということで、議会改革基本条例の取り組みが若干おくれしました。その中で、これをいつごろを目標に上程するかということで委員会で協議をいたしましたが、先ほど私が申し上げましたように、議長のほうから特別の要請もございまして、どうしても12月に上程をして、そして3月定例議会までにこの基本条例を運用して、そして不備があれば修正もしながら新しい次の議会に引き継ぎたいということで、目標を掲げて取り組んでまいりました。

当然、時間的な制約がありまして、大竹議員が言われるように問題もあったと思いますが、しかし我々はこの限られた時間の中で、精いっぱい努力をいたしまして、充実したものをつくったというふうな自負をいたしております。確かに、ご指摘は理解できますが、我々限られた時間の中で、あるだけの能力を使ってつくったということのご理解をいただき、ぜひともご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど指摘がありましたCATVでの放送でございますが、このことについても委員会で研究をいたしました。

私どもが心配いたしましたのは、基本条例をつくって議会内で可決決定することは当然できるわけでございますが、今回の基本条例の中で私どもは議会と市民との関係、それから議会と行政の関係という条項をうたっております。当然、相手方に対して迷惑もかかるわけでございますから、当

然意見のすり合わせをしておくべきであろうということ、行政のほうにもさせていただいておるところでございます。

また、市民に対していかなる方法をとるかということ、いろいろ検討いたしました、時間的な制約もございまして、方法としてとれる方法は、まず市のホームページを使ってパブリックコメントをとったらどうか、あるいはまた今幸いに7月24日からCATVが西予市全域に網羅されておりますので、これも活用させていただいてはどうかということで、特別委員会のほうで協議をいたしましてあのような報道をとらせていただいたというふうに思っております。

内容等につきまして、あれは素案であつて案ではないんじゃないかというふうなご指摘でございますが、私は案でいいんじゃないかなと、特別委員会の案として提出をさせていただき、市民の皆さんの意見を聞いて、修正の必要性があれば、また特別委員会で協議をして修正も可能であるという弾力性を持っておったつもりでございますので、案で私はよかつたんじゃないかなというふうに思っております。

それから次に、基本条例ほか3条例との整合性についてということでございますが、これは条例をつくる私ども素人として一番懸念してきたところでございます。特に、上位にあります自治法なり法律に違反しないか、そしてまた他の条例との整合性についてどうかということは、当然素人として一番気を使って心配をしてきたところでございます。

そのことについては、私ども議会の能力にも限界がありますので、この点については行政の担当者のほうにお願いをいたしまして、この辺の整合性については十分にチェックをしていただけたところでございます。その中で、先ほど言われた政治倫理条例も並行して議論をしていくべきではなかったのかというふうな趣旨のご指摘であったと思いますが、この件につきましては、今回の基本条例とセットで議論するには時間的な制約の中で難しいと、政治倫理条例については既に制定されているわけでございますから、これの見直しの是非を含めて、これは新たにやるべきであるということで、基本条例制定後、また特別委員会の中で協議をいたしまして、まずその是非の必要性から入って議論をしていきたいというふうに思っ

おりますので、先ほど言われました委員会設置、市民も参加する云々の話は、これからの議論にさせていただきたいというふうに思っております。

それから次に、大きい2番であったと思いますが、政務調査費の今後のあり方についてどうかという質問であったと思いますが、当然今ほどご指摘いただきましたように、この基本条例をもとに我々が本格的に活動をしていくということになれば、それなりに業務もふえてくるであろうということは想定できると思います。しかし、やる前に報酬を先に上げてくれというふうな話にはまだできないわけでありますから、政務調査費のあり方も我々が今後この基本条例に基づいてどこまでできるのか、できたのかというふうな一定の評価をもって、その後に政務調査費を上げるべきなのか、あるいは報酬を上げるべきなのか、そういった議論は今ここで議論するには多少性急過ぎると思いますので、一定の成果を踏まえた上で今後議論をしていくべきであろうというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長 22番大竹君。

○22番大竹忠盛君 3回までしか質問の機会がございませんものですから、今の委員長の答弁は的確に答弁をいただいたと、このように解しておるわけでありますけれども、ただ今回の条例は、ご案内のとおり、最高規範という定めがあるわけでございます。当然、この条例が28日、3月からは施行されるわけでございますので、それまでにある程度整合性を保つために、今後どのような工程でこれらの関連条例の整合性を進めていかれるのか、あえてもう一度質問をさせていただきます。

○議長 10番元親君。

○元親孝志西予市議会改革特別委員長 それでは、大竹議員の質問に再度お答えをさせていただきたいと思っております。

これから上程させていただきますので、議決をいただきましたら、まずこの基本条例につきまして、行政側からも要請がありましたし、また議会の中でもあったわけでございますが、この基本条

例、わずか22条でございますが、一条一条の解釈にはかなりな幅があるであろうということが懸念されます。そこで、解釈のそごを極力少なくするためには、やはりそれぞれの条項について製作者である特別委員会のほうからその説明の文面は要るんでないかということで、逐条説明文をつくらせていただくということを今計画をさせていただいております。

今後の計画といたしまして、我々全力的に、精力的にこの逐条説明書の作成に取りかかっていきたいというふうに思っておりますが、これがいつできるかと言われますとちょっと回答苦しむんですが、目標では1月の早い段階でこれを仕上げ、そしてこのものを再度全員の皆さんに配付をし、また行政側にも提出をさせていただきますので、その解釈の仕方というものの共有を図りたいというふうに思っております。それがどの段階で完了するかですが、できれば2月の早い段階でそういった議会と行政側の調整をさせていただきますので、最終的に特別委員会でこれでいいであろうと判断できるのが2月20日ぐらい目標にいたしております。そして、万端準備を整えまして、2月28日に公布施行をさせていただきたいというふうな考えであります。

その後は、後を追っかけ3月に定例議会が待っているわけでございますから、その3月定例議会にはこの基本条例をもとに定例会を進めていく、また当然そのためには本会議のCATV中継をどうするのとかいろいろな問題があるかと思います。そういったものの調整は2月じゅうにさせていただきますので、混乱のないような対応で臨んでいきたいというふうに思っております。そのことをご理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほど常任委員会の報酬等の話の質問が抜けておったということでございますが、これも常任委員長、それから政務調査費も同じであろうと思います。我々が今後この基本条例をもとにどれだけ努力できるのか、活動できるのか、そういった判断基準をもって、これも今後検討していくべきであろうというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 22番大竹君。

○2番大竹忠盛君 最後の質問をさせていただきたいと、このように思っております。

これは、今後ルール化を図る、市側とも情報を共有するという委員長の答弁であったかと、このように解しておるわけでございます。そこで、条文について幾つか検討をいただきたいことについて委員長に質問をいたしたいと思っております。

それは、第1点は第5条の3項でございます。

この中で、請願及び陳情は政策提言をする云々という条文があるわけでございますが、私の解しておることには、内容は請願及び陳情等は、まず受ける側がその願意が適当であるかどうかという判断をしなければならない、このように思っておりますし、膨大な予算が伴う陳情や請願もあるかと思っておりますし、あるいは西予市議会ではなくて国政あるいは県政に伴う請願、要望も今後出てくるのではないかなというふうに解しておるわけですが、政策提言ということになりますと、この点もぜひルールの中で位置づけをはっきりしてほしいと、まずこれが1つでございます。

それから、12条の中でございますが、この条文の中に迅速かつ的確に対応するという条文が入っております、これは結構なことだと、このように思っておりますし、十分この迅速かつ的確に対応するという点についても、委員会条例との関連も当然出てくるだろうと思っておりますので、この点についても十分ご検討をいただきたい、このように思っております。

それから、14条でございますが、この中には調査機関を設置する、検討会を設置するという条文が提案をいただいておりますが、これはいずれも定めが必要ではないかと。もちろん、委員長は先ほどこれらのことについてはやるということでございますが、これらの定めを明確にさせていただきたいと、このように思います。

以上、3点について委員長の見解をお伺いをしたいと思いますし、これからも大変委員会の皆さんには精力的にご議論をいただかなきゃならんと思っておりますし、大変ご無理やご迷惑がかかると思っておりますが、ご案内のとおり、議会基本条例は議会ももちろんのことですが、我々一人一人の議員の責務も、これも重大になってくるわけですので、行政側とのすり合わせも含めて賢明な判断をお願いをいたして、私の質問を終わります。

○議長 10番元親君。

○元親孝志西予市議会改革特別委員長 それでは、大竹議員の質問に再々度お答えをしたいと思っております。

まず、質問がありました基本条例第5条第3項でございますが、請願及び陳情の取り扱い等についての質問であったと思っております。

このことにつきましては、きょう午前中に市長とも会談をさせていただきました。その折に、委員長として申し上げましたことが1点あるわけでございますが、今回の基本条例の制定目的は、あくまでも議会内の改革を目的とするものであって、行政を拘束しようとかそういった目的で制定したつもりは一切ありませんということをお願いを申し上げさせていただきました。私どもは、まずとりあえず行政の云々よりも、まず議会がどうあるべきなのか、どうしなければいけないのか、そういった議会の改革をこの際にやりたいということで条例制定を志したつもりでございます。

しかし、当然議会と行政が独立して分離しておるわけではございませんので、当然我々が条例をつくれば、関連する案件も出てきます。そのことにつきましては、先ほど申し上げましたように十分行政と議会の中でルールを作成して、そしてお互いが納得した上で運営をしていくということは、これは基本的なことであると思っておりますので、そのことは十分ルールに従って運営していきけるような形をつくって、運用をしていきたいというふうに思っております。

それで、言われましたように、政策提案ということに対しまして、議会の執行権、予算権等々に関して、議会が侵害をするのではないかとというふうなことは特別委員会の中でも十分協議をさせていただきました。しかし、これについては今さら申し上げるまでもなく、自治法の中で予算を必要とする提案については提案権がないというふうな条項もございまして、そういったものは十分に我々は当然それに従ってやっていかなければいけないわけでございますが、今現在既に私ども一議員として、個人議員としては一般質問等々でそういった提案はさせていただいております。

ただ、私が一番残念に思うことは、今までの、これは西予市議会のみならず全国の議会がそうであったと思っておりますが、議員活動はそれなりに十分

活動されてきたと思います。ただ、唯一今までできてきてなかったというか、弱かった点は、議会という機関としてどうであったかという、機関としての活動が市民の皆様に見えてなかったんじゃないかということをご心配いたしております。

そこで、私は今後議会として、まず議員各個人が議員活動をすることはもちろんでございますが、議会という機関としての活動というものを今後検討していきたい、その中に政策提言云々が出てまいります。そういったものも、先ほど言いましたように、法律に触れない範囲の中で当然検討されていくべきであろうというふうに理解しておりますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

それから、12条の行政課題等に迅速かつ的確に委員会は対応をするということでございますが、もうこれは一部既に実施をされております。先般、産業建設常任委員会も現地のほうに出向いていきまして、愛宕山の落石云々については現地調査も行ったり、現地のまた市民の皆さんの意見を聞くというふうな行動もいたしております。こういったことは、今後において常任委員会、必要であれば現地に出向いていくなり、住民の皆さんの意見を聞くという機会は今後どんどんふえてくるであろうというふうに思っておりますので、この条文に関してさほど問題を感じておりません。

それから、第14条ですが、第14条の調査機関及び検討会の設置ということでございます。これは、行政のほうからも質問もありましたが、既に自治法の第100条第1項、第2項の中で、こういった調査機関及び検討会を設置できる条項は既にあります。それに対して、新たにここでこういったものを設ける必要性はどういう必要性があるのかというふうな話でございましたが、私どもが想定しておりますのは、今の自治法の中の百条委員会、百条調査権、そういったものがある中で、こういったことが既にできる仕組みになっておりますが、そういった仰々しい委員会ではなくて、状況によったら軽微な委員会というものが必要な場合が発生するんじゃないか、既に発生もした事例もあるわけでございますが、そういったことを想定して、当然議会内に特別委員会を設置することもできるわけですから、改めてここでうたわなくてもいいわけですが、私どもが想定しておりますのは、特別委員会を設置するまでには及ば

ないが、しかし何らかの形式的な形が要る、委員会的な組織が要ると、そういったことを想定してこの条文を設けておるというふうに思っております。当然、この具体的な内容等については、今後また先ほど言いました逐条解説等々で説明をさせていただきますまして、ご理解をいただけるように努力をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 13番森川君。

○13番森川一義君 2月28日に、今度基本条例が制定された場合にほかの市から西予市に研修に来られますし、恐らく西予市にもオンブズマンができると思います。例えば、八幡浜市から研修に来られた場合、西予市は自分たちに都合の悪い政治倫理条例には手をつけなかったのかと思われまます。先ほどの大竹議員の質問に、政治倫理までの時間がなかったと言われましたが、これからの予定をお聞かせください。

○議長 10番元親君。

○元親孝志西予市議会改革特別委員長 それでは、森川議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、特別委員会、先ほど何度も申し上げておりますが、昨年の12月に設置いたしました折に、9項目の調査項目を掲げました。その中で優先順位をつけて、皆さんとともに順次その協議を進め、そして既に定数、報酬、それから議会での一問一答方式等議決をいただいてまいったところでございます。当然、先ほど言われました政治倫理条例も今回の調査項目に上げております。

ただし、今の政治倫理条例は私どもが西予市議会になって初年度にできた初めてのこれ条例でございます。当時、総務委員会が提案をされまして、全会一致で可決をしたというふうに思っております。私どもは頭の中では既に政治倫理条例は満場一致で議決した条例が既にあるという認識でおります。しかし、改正の必要性を提案されるのであれば、今後特別委員会でこの条例改正について、その是非から入って議論をさせていただきます、調査を進めていきたいというふうに思ってお

ります。

その順番は、この基本条例が終わりましたので、終わりましたが、この後逐条説明書とかいろいろ作成しなければいけない要件もふえてまいりましたので、年が明けてすぐというわけにもいきませんが、また特別委員会の中で協議をいたしまして、まず我々が懸念をいたしておりますのは改選後の議長の任期、それから各常任委員会の任期、こういったものをどうするかという案件も控えております。そういったものと今の政治倫理条例を並行させていただきながら、審査を進めていただき、特別委員会の見解としては3月の定例会にはすべて上程できるように審査を進めていきたいというふうに思っておりますので、そういうタイムスケジュールでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第4号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、発議第4号「西予市議会基本条例制定について」は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに

決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

三好市長から定例会閉会のあいさつがありません。

三好市長。

○三好市長 平成23年第4回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

12月5日から16日間の会期で開催された第4回定例会は、本日すべての日程が終了の運びとなりました。会期中、議員各位には本議会及び各常任委員会におきまして、上程いたしました案件につきまして滞りなく議了いただき、条例の制定及び一部改正並びに補正予算などの重要な案件をいずれも原案のとおり可決いただきました。ここに衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

ところで、今議会から一般質問に一問一答方式が導入されたことから、私どもも少しばかりの戸惑いがあったものの、真摯に答弁をさせていただきました。初めての取り組みでふなれな点もお許しいただきたいと思っておりますが、ケーブルテレビを通じてごらんいただいております市民の皆様に対しましてもわかりやすく、的確な答弁を心がけてまいりたいと思っております。

なお、今議会での質問のご意見、ご提言につきましては、でき得る限り尊重し、実行できるよう努めてまいりたいと存じます。

また、先ほどは議員発議によって愛媛県内の市町で初めての西予市議会基本条例が上程され、地方自治の推進と議員各位の根幹をなす支柱として可決されました。提案理由の説明に基づき、質問とその応答のちょうちょうはっしを聞いていますと、この条例制定が活発な議会活動の一助になると拝察いたしました。私どもも当条例前文に掲げ

られておりますように、地方自治の二元代表制の意義を十分に考慮し、議会と相互の緊張感を保ちながら、ともに西予市政の推進に邁進してまいりたいと存じますので、何とぞ市政推進に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

これから季節は厳寒に向かい、朝晩の冷え込みは一層厳しくなります。議員各位におかれましては、健康にご留意をされ、輝かしい新年をお迎えになられますことをご祈念申し上げますとともに、平成24年が西予市民の皆様、そして西予市にとりまして跳躍の年になりますよう祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

○議長 これをもって平成23年第4回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成23年第4回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第104号	西予市田園ロマンの里づくり基金条例制定について	23.12.20	原案可決
議案第105号	西予市体育施設整備基金条例制定について	23.12.20	原案可決
議案第106号	スポーツ基本法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	23.12.20	原案可決
議案第107号	西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について	23.12.20	原案可決
議案第108号	西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	23.12.20	原案可決
議案第109号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	23.12.20	原案可決
議案第110号	平成23年度西予市一般会計補正予算(第4号)	23.12.20	原案可決
議案第111号	平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	23.12.20	原案可決
議案第112号	平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	23.12.20	原案可決
議案第113号	平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	23.12.20	原案可決
議案第114号	平成23年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)	23.12.20	原案可決
議案第115号	平成23年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)	23.12.20	原案可決
議案第116号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	23.12.20	原案可決
陳情第5号	大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書	23.12.20	不採択
陳情第6号	原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める陳情書	23.12.20	不採択
要請第1号	「地域主権改革」に関する要請書	23.12.20	不採択
発議第3号	西予市し尿処理場問題等特別委員会の定数変更について	23.12.20	原案可決
発議第4号	西予市議会基本条例制定について	23.12.20	原案可決
議会報告第7号	西予市議会改革特別委員会の報告(議会基本条例制定)について	23.12.20	報告
	議員派遣の件について	23.12.20	承認